

令和5年3月28日

安曇野市教育委員会

令和5年3月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部 学校教育課
令和 5 年 3 月 28 日提出	(課長) 太田 雅史 (担当係長) 山田 なつ子

タイトル	安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	規則の一部改正に伴う協議
要旨	定年引上げに伴う職名の追加、組織改編による係名の変更及び事務分掌見直しによる内容整備のため、一部改正をするもの。
説明	■改正の要旨 従来の定年年齢に達した年度以降、引き続き勤務する際の職名として「主任企画員」「企画員」を追加し、また、組織改編により「保育幼稚園係」を「保育幼稚園担当」に改めるもの。 併せて、子ども家庭支援課の事務分掌見直しにより内容を追加し、整備を行うもの。 ■施行日 令和 5 年 4 月 1 日 ■改正内容 別紙のとおり

安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

教育長

安曇野市教育委員会規則第一号

安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

安曇野市教育委員会事務局組織規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「保育幼稚園係」を「保育幼稚園担当」に改める。

第3条第2項の表係等の項長等の欄を次のように改める。

主任企画員

企画員

副主幹

同表附属施設の項長等の欄を次のように改める

主任保育士

主任教諭

第11条第1項第1号中「調整」の次に「、計画」を加え、同項第9号中「児童福祉施設」の次に「等」を加え、同項に次の1号を加える。

(16) ひきこもり支援に関すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

改正後		改正前																							
(事務局の組織) 第2条 (略) 2 教育部に次に掲げる課及び係等を置く。 (1)～(5) (略) (6) こども園幼稚園課 保育幼稚園担当 (長等) 第3条 (略) 2 必要に応じて次のとおり長等を置き、職務の欄に掲げる職務を行うものとする。		(事務局の組織) 第2条 (略) 2 教育部に次に掲げる課及び係等を置く。 (1)～(5) (略) (6) こども園幼稚園課 保育幼稚園係 (長等) 第3条 (略) 2 必要に応じて次のとおり長等を置き、職務の欄に掲げる職務を行うものとする。																							
<table><tr><th>組織</th><th>長等</th><th>職務</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>係等</td><td>主任企画員 企画員 副主幹</td><td>上司の命を受けて、特定事務を処理する。</td></tr><tr><td>附属施設</td><td>主任保育士 主任教諭</td><td>附属施設の長を補佐し、その命を受けて附属施設の事務を処理する。</td></tr></table>	組織	長等	職務	(略)			係等	主任企画員 企画員 副主幹	上司の命を受けて、特定事務を処理する。	附属施設	主任保育士 主任教諭	附属施設の長を補佐し、その命を受けて附属施設の事務を処理する。	<table><tr><th>組織</th><th>長等</th><th>職務</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>係等</td><td>副主幹</td><td>上司の命を受けて、特定事務を処理する。</td></tr><tr><td>附属施設</td><td>主任保育士</td><td>附属施設の長を補佐し、その命を受けて附属施設の事務を処理する。</td></tr></table>	組織	長等	職務	(略)			係等	副主幹	上司の命を受けて、特定事務を処理する。	附属施設	主任保育士	附属施設の長を補佐し、その命を受けて附属施設の事務を処理する。
組織	長等	職務																							
(略)																									
係等	主任企画員 企画員 副主幹	上司の命を受けて、特定事務を処理する。																							
附属施設	主任保育士 主任教諭	附属施設の長を補佐し、その命を受けて附属施設の事務を処理する。																							
組織	長等	職務																							
(略)																									
係等	副主幹	上司の命を受けて、特定事務を処理する。																							
附属施設	主任保育士	附属施設の長を補佐し、その命を受けて附属施設の事務を処理する。																							
(子ども家庭支援課) 第11条 子ども家庭支援課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) 子どもに関する施策の調査研究及び総合調整、計画に関すること。 (2)～(8) (略) (9) 児童福祉施設等の整備等に関すること。 (10)～(15) (略) (16) ひきこもり支援に関すること。		(子ども家庭支援課) 第11条 子ども家庭支援課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) 子どもに関する施策の調査研究及び総合調整に関すること。 (2)～(8) (略) (9) 児童福祉施設の整備等に関すること。 (10)～(15) (略) 2 (略)																							

議案第2号	教育部 学校教育課
令和5年3月28日提出	(課長)太田 雅史 (担当係長)山田 なつ子

タイトル	安曇野市教育委員会職員の職名に関する規程の一部改正について
決定を要する事項の内容	規程の一部改正に伴う協議
要旨	令和5年度からの定年引上げに伴う職名の追加及び安曇野市教育委員会事務局規則に準じた一部改正。
説明	■改正の要旨 従来の定年年齢に達した年度以降、引き続き勤務する際の職名として、「主任企画員」「企画員」を追加したことに伴い、標記規程の整備を行うもの。 併せて、安曇野市教育委員会事務局組織規則に準じた内容となるよう整備を行うもの。 ■施行日 令和5年4月1日 ■改正内容 別紙のとおり

安曇野市教育委員会訓令第 号

安曇野市教育委員会職員の職名に関する規程（平成17年安曇野市教委訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

教育長 橋渡 勝也

安曇野市教育委員会職員の職名に関する規程の一部を改正する訓令

安曇野市教育委員会職員の職名に関する規程（平成17年安曇野市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職層職の名称	職務内容
参事	特に高度な知識経験に基づき重要な業務を行う職務
副参事	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
主幹	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
副主幹	比較的高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
主査	専門的知識経験を必要とする業務を行う職務
主任	比較的専門の知識経験を必要とする業務を行う職務
主事	一般的な業務を行う職務
技師	

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

第1欄		第2欄	第3欄
部		部長	参事
課等	課	課長	参事 副参事 主幹 副主幹
		保育所長	
	公民館	館長	参事 副参事
係等	室	室長	副参事 主幹 副主幹
	係	係長	
	担当		
	幼稚園	園長	
	認定こども園		
	学校給食センター	所長	

上記のほか、必要に応じ次の職を置く。

第1欄		第2欄	第3欄
部 課		参事	参事
		副参事	副参事
係等	室 係 担当 園 館 センター	課長補佐	主幹
		主任企画員	主幹
		企画員	副主幹
		副主幹	
		主査	主査
		主任	主任
		主事	主事
		技師	技師
	幼稚園	主任教諭	副主幹
	認定こども園	主任保育士	

別表第3に次のように加える。

保育士	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4の規定による職務
栄養士	栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第1項の規定による職務

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

○安曇野市教育委員会職員の職名に関する規程（平成17年安曇野市教育委員会訓令第1号）

改正後		改正前			
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）			
職層職名	職務内容	職層職名	職務内容		
参事	特に高度な知識経験に基づき重要な業務を行う職務	参事	高度な知識経験に基づき重要な業務を行う職務		
副参事	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務	副参事	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務		
主幹	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務	主幹	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務		
副主幹	比較的高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務	副主幹	比較的高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務		
主査	専門的知識経験を必要とする業務を行う職務				
主任	比較的高度の知識経験を必要とする業務を行う職務				
主事	一般的な業務を行う職務				
技師					
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）			
部	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	
課等	課	部長	参事	組織規則に規定する職務	
		課長	参事 副参事		
		保育所長			
係等	館	館長	公民館 室長 係長		
		室長			
		係長			

改正後				改正前			
部	第1欄		第2欄		第3欄		
	部		部		部		
	課		課		課		
	係等		係等		係等		
課	第1欄		第2欄		第3欄		
	課		課		課		
	課		課		課		
	係等		係等		係等		
室	第1欄		第2欄		第3欄		
	室		室		室		
	係		係		係		
	係		係		係		
係	第1欄		第2欄		第3欄		
	係		係		係		
	係		係		係		
	係		係		係		
担当	第1欄		第2欄		第3欄		
	担当		担当		担当		
	担当		担当		担当		
	担当		担当		担当		

改正後		改正前		
館 センター 幼稚園	主査	センター		
	主任			
	主事			
	技師			
	幼稚園	主任教諭	幼稚園	主任教諭
	認定こども園	主任保育士		副主任
別表第 3 (第 5 条関係)				
(略)				
司書	図書館法 (昭和25年法律第118号) 第 4 条第 2 項の規定による職務	図書館法 (昭和25年法律第118号) 第 4 条第 2 項の規定による職務		
保育士	児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第18条の 4 の規定による職務			
栄養士	栄養士法 (昭和22年法律第245号) 第 1 条第 1 項の規定による職務			

議案第3号	教育部 学校教育課
令和5年3月28日提出	(課長) 太田 雅史 (担当係長) 山田 なつ子

タイトル	安曇野市学校職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について
決定を要する事項の内容	規程の一部改正に伴う協議
要旨	定年引上げに係る地方公務員法等の改正により再任用制度が改正されたことに伴う一部改正。
説明	■改正の要旨 定年引上げに係る地方公務員法等の改正により再任用制度が改正され、現行の「再任用短時間勤務職員」としての規定が「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換わるため、引用条文等を含め改正を行うもの。 また、令和5年4月1日以降、現行の「再任用短時間勤務職員」は「暫定再任用短時間勤務職員」として勤務することとなるため、「定年前再任用短時間勤務職員」とみなして各種規定を適用するよう、附則に経過措置を定めるもの。 ■施行日 令和5年4月1日 ■改正内容 別紙のとおり

安曇野市教育委員会訓令第 号

安曇野市学校職員の勤務時間等に関する規程（平成17年安曇野市教委訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

教育長 橋渡 勝也

安曇野市学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

安曇野市学校職員の勤務時間等に関する規程（平成17年安曇野市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同条第3号及び第4号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第2条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「振替え」を「振替」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年安曇野市条例第43号）の適用を受ける地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項において「改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規程による改正後の安曇野市学校職員の勤務時間等に関する規程の規定を適用する。

○安曇野市学校職員の勤務時間等に関する規程（平成17年安曇野市教育委員会訓令第4号）

改正後	改正前
(定義) 第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。 (1) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。 (2) <u>任期付短時間勤務職員</u> 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員をいう。 (3) <u>学校職員</u> 学校に勤務する常勤の職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>をいう。 (4) <u>センター職員</u> 学校給食センターに勤務する常勤の職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>をいう。 (週休日及び勤務時間) 第2条 学校に勤務する常勤の職員の週休日（勤務時間を割り振らない日）をいう。以下同じ。）は、日曜日及び土曜日とする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>の週休日については、校長が定める日とする。 2 学校職員の勤務時間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 常勤の職員 1週間につき38時間45分とし、休憩時間を除き1日7時間45分を超えない範囲内において、校長が定めるものとする。 (2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 1週間につき15時間30分から31時間までの範囲内で校長が定める時間とし、休憩時間を除き1日7時間45分を超えない範囲内において、校長が定める時間とする。 (3) <u>任期付短時間勤務職員</u> 1週間につき31時間までの範囲内で校長が定める時間とし、休憩時間を除き1日7時間45分を超えない範囲内において、校長が定める時間とする。 3 センター職員の週休日、休日及び勤務時間は、別表のとおりとする。 (週休日の振替及び半日勤務時間の割振りの変更) 第3条 週休日の振替及び半日勤務時間の割振りの変更については、校長（センター職員にあっては学校教育課長。次条第1項において同じ。）がこれを行うものとする。ただし、週休日の振替又は半日勤務時間の割振りの変更を行った後において、勤務日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。	(定義) 第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。 (1) <u>再任用短時間勤務職員</u> 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。 (2) <u>任期付短時間勤務職員</u> 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員をいう。 (3) <u>学校職員</u> 学校に勤務する常勤の職員、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>をいう。 (4) <u>センター職員</u> 学校給食センターに勤務する常勤の職員、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>をいう。 (週休日及び勤務時間) 第2条 学校に勤務する常勤の職員の週休日（勤務時間を割り振らない日）をいう。以下同じ。）は、日曜日及び土曜日とする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>の週休日については、校長が定める日とする。 2 学校職員の勤務時間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 常勤の職員 1週間につき38時間45分とし、休憩時間を除き1日7時間45分を超えない範囲内において、校長が定めるものとする。 (2) <u>再任用短時間勤務職員</u> 1週間につき15時間30分から31時間までの範囲内で校長が定める時間とし、休憩時間を除き1日7時間45分を超えない範囲内において、校長が定める時間とする。 (3) <u>任期付短時間勤務職員</u> 1週間につき31時間までの範囲内で校長が定める時間とし、休憩時間を除き1日7時間45分を超えない範囲内において、校長が定める時間とする。 3 センター職員の週休日、休日及び勤務時間は、別表のとおりとする。 (週休日の振替及び半日勤務時間の割振りの変更) 第3条 週休日の振替及び半日勤務時間の割振りの変更については、校長（センター職員にあっては学校教育課長。次条第1項において同じ。）がこれを行うものとする。ただし、週休日の振替又は半日勤務時間の割振りの変更を行った後において、勤務日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

議案第4号	教育部 学校教育課
令和5年3月28日提出	(課長)太田 雅史 (担当係長)山田 なつ子

タイトル	安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準の一部改正について
決定を要する事項の内容	基準の一部改正に伴う協議
要旨	取扱基準に規定されている内容と様式を精査し、整備するもの。
説明	■改正の内容 取扱基準に規定されている申請時の添付書類と、申請書様式欄外に記載されている添付書類の説明に齟齬があったため、基準の内容と様式を照らし合わせ、整備を行うもの。 また、事業終了後の報告様式を追加し、併せて、全ての様式に「区分」欄を加え、共催と後援の明確化を図る。 ■施行日 令和5年4月1日 ■改正内容 別紙のとおり

■ 安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準の一部を改正する告示について

改正後	改正前
(審査基準) 第3条 (略) 2 教育委員会は、前項の団体以外の団体が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限る。共催又は後援をするものとする。 (1)～(6) (略) (申請) 第5条 (略) 2 (略) 3 教育委員会は、必要に応じて、次に掲げる書類を申請書に添付させるものとする。 (1) (略) (2) 収支予算書 (参加料、入場料等を徴収する場合) (3) 団体の規約、役員名簿 (申請団体が任意団体 (実行委員会等) の場合) (通知) 第6条 教育委員会は、共催・後援申請書の内容を審査し、当該行事の共催又は後援を、承認する場合は共催・後援承認書 (様式第2号) により、承認しない場合は共催・後援不承認書 (様式第3号) により申請者に通知するものとする。 (条件) 第7条 教育委員会が行事について共催又は後援を承認する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。 (1) (略) (2) 行事終了後、共催・後援事業実施報告書 (様式第4号) により、その結果について報告すること。 (3) (略)	(審査基準) 第3条 (略) 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限る。共催又は後援をするものとする。 (1)～(6) (略) (申請) 第5条 (略) 2 (略) 3 教育委員会は、必要に応じて、次に掲げる書類を申請書に添付させるものとする。 (1) (略) (2) 収支予算書 (通知) 第6条 教育委員会は、共催・後援申請書の内容を審査し、当該行事の共催又は後援を、承認する場合は承認書 (様式第2号) により、承認しない場合は不承認書 (様式第3号) により申請者に通知するものとする。 (条件) 第7条 教育委員会が行事について共催又は後援を承認する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。 (1) (略) (2) 行事終了後、その結果について報告すること。 (3) (略)

様式第1号 (第5条関係)

共 催 ・ 後 援 申 請 書

(宛先) 安曇野市教育委員会

年 月 日

申請団体名

代表者名

住所

電話

下記のとおり行事を開催しますので、安曇野市教育委員会の共催・後援をお願いします。

記

区	分	共 催 ・ 後 援
行 事 名		
主 催 者 (団 体)		
開 催 期 間		
開 催 会 場		
開 催 目 的 (趣 旨)		
開 催 内 容		
経 費	入 場 料 (1 人)	
負 担	参加料 (出品料、 1 人)	
共 催 ・ 後 援 を 必 要 と す る 理 由		
共 催 申 請 先 名		
他 の 後 援 申 請 先 名		
そ の 他		
(貨 の 交 付 、 過 去 の 後 援 の 有 無)		
氏 名	電 話	
担 当 者	FAX	
住 所	〒	

※安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準第5条第3項に規定した書類等を添付すること

様式第2号 (第6条関係)

共 催 ・ 後 援 承 認 書

第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会

年 月 日 付けで申請がありました安曇野市教育委員会の共催・後援申請について、次のとおり承認することに決定しましたので通知します。

記

区	分	共 催 ・ 後 援
行 事 名		
主 催 者		
開 催 場 所		
開 催 期 間		
承 認 条 件		1 行事を中止し、又は内容を変更しようとする場合は速やかに届けてください。 2 行事終了後、その開催結果について報告してください。
そ の 他		

様式第3号 (第6条関係)

共 催 ・ 後 援 不 承 認 書

第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会

年 月 日付けで申請がありました安曇野市教育委員会の共催・後援申請について、次のとおり不承認とすることに決定しましたので通知します。

記

区 分	共 催 ・ 後 援
行 事 名	
主 催 者	
開 催 場 所	
開 催 期 間	
不承認の理由	
そ の 他	

様式第4号 (第7条関係)

共 催 ・ 後 援 実 施 報 告 書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

承認団体名
代表者名
住所
電話

第 号により承認を受けた事業について、次のとおり実施しましたので報告します。

記

区 分	共 催 ・ 後 援
行 事 名	
主 催 者	
開 催 場 所	
開 催 期 間	
事 業 内 容	
参 加 人 数	
事 業 成 果	

※ポスター、パンフレット、その他関係書類を添付してください。

議案第5号	教育部 学校教育課
令和5年3月28日提出	(課長) 太田 雅史 (担当係長) 山田 なつ子

タイトル	安曇野市立小・中学校職員服務規程の一部改正について
決定を要する事項の内容	規程の一部改正に伴う協議
要旨	教職員等が行う申請・届出等の押印を廃止するもの。
説明	■改正の目的 内部手続きの簡素化及び効率化を図るため、教職員等が行う申請・届出等の押印を廃止する。 ■改正の内容 安曇野市立小・中学校職員服務規程に規定する様式のうち、教職員等が行う申請・届出等の様式内の「」「」を削り、押印を省略する。 ■施行日 令和5年4月1日

安曇野市教育委員会訓令第 号

安曇野市立小・中学校職員服務規程（平成17年安曇野市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

教育長 橋渡 勝也

様式第1号、様式第3号から様式第15号まで、様式第16号の2から様式第17号の4まで及び様式第18号中、「職名

氏名 ④」を 氏名 」に改める。

様式第19号中、「学校長 ④」を 「学校長 」に改める。

様式第23号から様式第27号までの規定中、

「職名

氏名 ④」を 氏名 」に改める。

様式27号の3の規定中、「学校長 ④」を 「学校長 」に改める。

様式第27号の4から様式第32号までの規定中、

「職名

氏名 ④」を 氏名 」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

議案第6号	教育部 学校教育課
令和5年3月28日提出	(課長) 太田雅史 (担当係長) 中村正勝

タイトル	安曇野市内拠点校部活動承認について
決定を要する事項の内容	令和5年4月から安曇野市内中学校の部活動に拠点校方式を試行的に導入したい。
要旨	少子化による生徒数の減少、部活動を希望する生徒数の減少、団体競技における部員数の確保、顧問の働き方改革の社会的背景など中学校部活の取り巻く状況は厳しさを増しています。 生徒が、希望する競技に継続して取り組めるような環境を確保することが急務であり、持続可能な中学校の部活動を確保するために新たに拠点校方式を試行的に導入したい。
説明	・ 国から令和5年度から令和7年度までに中学校部活の休日の地域移行の推進が求められている中で、安曇野市中学校長会において中学校部活のあり方について検討が進められてきました。 ・ この検討の中で、中学校部活の拠点校方式について試行的に実施し、将来の地域クラブへ繋げていくことが検討されました。 ・ このたび、安曇野市中学校長会から市内中学校の部活動に拠点校方式を試行的に導入するための「拠点校の配置(案)」「拠点校部活動に係る確認事項(案)」「令和5年度拠点校部活実施手順(案)」が示されたことから、本件の承認について教育委員会へ協議をお願いするものです。 ・ なお、実際の運用については、各校に強制するものではなく拠点校方式が可能な学校から緩やかに進めていきます。

令和5年度の部活動について、活動希望生徒人数・チーム編成等の理由から、下表のように拠点校部活動方式による活動を希望いたしますので、ご承認をお願いいたします。なお、拠点校での活動については、別紙「拠点校部活動に係る承認事項」および「様式1～8」によって行います。

記

部活動	エリア	拠点校	参加校		
陸上	穂高エリア	穂高東中	穂高西中		
	豊科・明科エリア	豊科北中	(豊科南中)	(明科中)	
	三郷・堀金エリア	堀金中	三郷中		
男子バスケットボール	穂高・明科エリア	穂高東中	穂高西中	明科中	
	豊科エリア	豊科南中	豊科北中		
	三郷・堀金エリア	堀金中	三郷中		
女子バスケットボール	穂高エリア	穂高西中	穂高東中		
	豊科・明科エリア	豊科北中	豊科南中	明科中	
	三郷・堀金エリア	三郷中	堀金中		
サッカー	穂高エリア	穂高西中	穂高東中		
	豊科・明科エリア	豊科南中	(豊科北中)	(明科中)	
	三郷・堀金エリア	三郷中	(堀金中)		
軟式野球	穂高・明科エリア	穂高東中	穂高西中	明科中	
	豊科・三郷・堀金エリア	豊科北中	(豊科南中)	三郷中	(堀金中)
男子バレーボール	穂高エリア	穂高西中	穂高東中	(明科中)	
	豊科・明科エリア	豊科北中	(豊科南中)		
	三郷・堀金エリア	三郷中	(堀金中)		
女子バレーボール	穂高・明科エリア	穂高西中	穂高東中	(明科中)	
	豊科・堀金エリア	堀金中	豊科南中		
	三郷・豊科エリア	三郷中	豊科北中		
男子ソフトテニス	穂高・堀金・明科エリア	穂高東中	穂高西中	(堀金中)	(明科中)
	豊科・三郷エリア	三郷中	豊科北中	豊科南中	
女子ソフトテニス	穂高・明科エリア	穂高東中	穂高西中	明科中	
	豊科・三郷エリア	豊科南中	豊科北中	三郷中	
	堀金エリア	堀金中			
卓球	穂高エリア	穂高東中	穂高西中		
	豊科エリア	豊科南中	(豊科北中)		
	堀金エリア	堀金中			
	三郷エリア	三郷中			
	明科エリア	明科中			
卓球	豊科・明科エリア	豊科北中	(豊科南中)	(明科中)	
	穂高・三郷・堀金エリア	三郷中	(堀金中)	(穂高東中)	(穂高西中)
剣道	穂高・明科エリア	穂高東中	穂高西中	(明科中)	
	堀金・豊科エリア	堀金中	三郷中	(豊科北中)	(豊科南中)

移行成立の部活動

移行してクラブ化できそうな部活動

拠点校部活動ができそうな部活動

(赤字) 部はないが参加可能

以上

拠点校部活動に係る確認事項

安曇野市中学校長会

- 1 拠点校は、以下によって校長会が定め、安曇野市教育委員会の承認を得る。
 - ① 穂高エリア（穂高東中・西中）、豊科・明科エリア（豊科北中・南中・明科中）、三郷・堀金エリア（三郷中・堀金中）を基本区分とし、必要に応じて設置する。なお、参加者等の状況によって、校長会および各部署でエリアを見直すことができる。
 - ② 各エリアの校長は、各校の部活動参加希望生徒数、指導者等を考慮した上で、拠点校となる部活動および学校を校長会に提案する。
 - ③ 校長会は、拠点校部活動を行う部活動および拠点校を定め、安曇野市教育委員会へ承認申請を行う。また、年度途中にエリアや拠点校を変更する必要がある場合は、校長会で協議の上、申請を行う。
- 2 拠点校の当該部活動運営方針に基づき、技能向上はもとより心身の健全な育成をめざし、練習に取り組む。
- 3 活動にあたっては、各学校の教育課程および日課を優先する。
- 4 拠点校は顧問、参加校は顧問もしくは窓口となる職員を校務分掌に位置づける。
- 5 大会等への参加は、拠点校の引率計画に基づく。引率は拠点校で行うことを基本とするが、当該大会において拠点校に参加生徒がいない場合には、参加校で引率をすることを原則とする。
- 6 拠点校部活動は課外活動として位置づけ、徒歩・自転車での移動中および活動中の怪我等については、日本スポーツセンターの保険を適用するよう、在籍校で手続をする。
- 7 練習および大会参加のための移動は、保護者の責任により行う。（拠点校部活動に参加するために自転車で移動する際の怪我等については、日本スポーツ振興センターの保険適用範囲となる。なお、自転車保険には必ず加入のこと。自家用車による移動中の怪我等は、日本スポーツ振興センターの保険が適用できない。）
- 8 活動中の怪我等の対応は拠点校で行う。日本スポーツ振興センターへの手続は、在籍校で行う。
- 9 移動中に事故等にあった場合は、在籍校で対応する。
- 10 練習を欠席する場合は、以下の様に連絡を取る。
 - 在籍校を欠席した場合・・・保護者から拠点校へ連絡する。
 - 在籍校へ登校したが、事情により参加できなくなった場合。
 - ・・・顧問（窓口となる職員）より拠点校へ連絡する。
- 11 拠点校については、生徒数・指導者の動向によって年度毎に見直す。
- 12 この確認事項にない事案が発生した場合は、学校間もしくは安曇野市校長会で協議する。

以上

拠点校部活指導「依頼書」(様式1)

令和5年4月 日

安曇野市立〇〇〇中学校長 様

保護者氏名 _____ ⑩

拠点校部活動への入部について (申請)

下記のとおり、拠点校部活動への入部を申請いたします。なお、指導を受ける際には、留意事項を了承した上で誓約事項を遵守いたします。

記

該 当 生 徒	生徒氏名	
	所属学級	年 組
	保護者連絡先	
入部したい部活動 および拠点校	〇〇〇〇部	
	安曇野市立△△△中学校	
期 間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	
留 意 事 項	・拠点校については年度ごとに見直すため、翌年度に拠点校の変更や受入れができない場合があります。 ・自家用車による移動中の怪我等については、日本スポーツ振興センターの保険が適用できません。	
誓 約 事 項	① 在籍校の教育活動及び日課を優先します。 ② 活動に関する計画や内容などについては、拠点校に一任します。 ③ 怪我等の際、日本スポーツ振興センターの手続きは所属校で行います。 ④ 活動場所への移動は、保護者の責任の下に行います。 ⑤ 年度ごとの入部とし、年度初めに再申請をします。	

拠点校部活動指導「依頼書」(様式2)

令和5年4月 日

(〇〇エリア拠点校)

安曇野市立〇〇〇中学校長 様

(部が設置されていない学校)

安曇野市立△△△中学校長 〇〇 〇〇 印

本校生徒の拠点校部活動への入部について (申請)

該当生徒が希望する部活動が本校に設置されていないため、下記のとおり本校生徒の貴校〇〇〇〇部(〇〇エリア拠点校)への入部をお願いいたします。

記

該 当 生 徒	生徒氏名 (学年)	保護者氏名	保護者の連絡先
	(年)		
	(年)		
	(年)		
	(年)		
委 任 期 間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日		
活 動 場 所	貴校の指導者が指定する活動場所		
誓 約 事 項	① 本校の教育活動及び日課を優先します。 ② 活動に関する連絡および保護者との連絡などは下記担当者が行います。 ③ 活動中の怪我等の際、日本スポーツ振興センターへの手続きは本校で行います。 ④ 活動場所への移動は、保護者が責任をもって行います。 ⑤ 年度ごとに再申請をいたします。		
本 校 担 当 者 (窓口・顧問)	職・氏名 連絡先・学校		

拠点校部活指導「承諾書」(様式3)

令和5年4月 日

(部が設置されていない学校)

安曇野市立△△△中学校長 様

(〇〇エリア拠点校)

安曇野市立〇〇〇中学校長 ◇◇ ◇◇ 図

貴校生徒の拠点校部活動入部について (回答)

下記のとおり、貴校生徒の本校〇〇〇〇部における拠点校部活への入部を承諾いたします。

記

該 当 生 徒	生徒氏名 (学年)	保護者氏名	保護者の連絡先
	(年)		
	(年)		
	(年)		
	(年)		
指 導 期 間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日		
活 動 場 所	△△△中学校グラウンド他、本校の指導者が指定する活動場所		
誓 約 事 項	① 貴校の教育活動及び日課を優先すること。 ② 活動に関する計画や内容などについては、本校に一任すること。 ③ 活動中の怪我等の際、日本スポーツ振興センターへの手続きは貴校が行うこと。 ④ 活動場所への移動は、保護者の責任とすること。 ⑤ 年度ごとの入部とし、年度初めに再申請をすること。		
本 校 指 導 者 (顧 問)	職・氏名 連絡先・学校		

令和5年3月6日

令和5年度 拠点校部活動について職員への周知

校長会 部活動係

1 4月当初職員会議にて

〇2 拠点校部活動承認願いを提示してください

【読み原稿】

本年度より、安曇野市では資料（〇2 拠点校部活動承認願い）に示されているエリアで、拠点校部活動による活動を試行的に行うことが可能になります。これによって、たくさんの人数で練習したり、万が一の時に合同でチームを作って大会に参加できたりします。また、各校の顧問が連携することにより、子どもたちがより専門的な指導を受けることができたり、練習時間や練習方法を工夫して、先生方の部活動指導時間を削減することもできたりすると思います。実際の運用については、強制するものではなく、エリア内の顧問間で連絡を取りながら、できるところから緩やかに進めていただくことになります。

さらに、学校にない部活動でもエリア内にその部活があれば、一定の条件や約束のもとで参加・活動ができるようになり、子どもたちの可能性を広げることにつながると思います。

また、休日の部活動の地域移行について、安曇野市では堀金地区をモデルケースとし、同地区を参考にしつつ、各地区、各エリアで拠点校部活動、休日部活動の地域移行を少しずつ進めています。この「拠点校部活動」は、市教委（地域の指導者）・校長会・部活動顧問の先生方と連携して進めます。今後、地域の指導者等の体制が整えば、当面は土日・祝日等の休日部活動について地域に移行していくことも念頭に進めています。

拠点校部活動についての相談等は、安曇野市中体連事務局（堀金中）にお問い合わせください。

なお、試行的に進めていくことになりますので、まだまだ明確になっていないことが多々あると思います。だからこそ、先生方のご協力をお願いいたします。

令和5年3月6日

令和5年度 拠点校部活実施手順（案）

校長会 部活動係

- 1 各校の部活動説明会・部活動発足会等において、部活動主任から拠点校部活動について以下のように説明してもらう。

【読み原稿】

本年度より、安曇野市では拠点校部活動による活動を試行的に行います。これによって、たくさんの人数で練習することができたり、万が一の時に合同でチームを作って大会に参加できたりします。

さらには、学校にない部活動でもエリア内拠点校にその部活があれば、一定の条件や約束のもとで参加・活動ができるようになります。

学校にない部活動に参加したい場合は、担任の先生または部活動係の先生に相談してください。

2 拠点校部活動への参加手順

- ① 保護者・本人から様式1（拠点校部活動への入部について）を受け取る。
- ② 担任・窓口顧問は教頭とともに様式2（本校生徒の拠点校部活動への入部について）を作成し、様式3とともに拠点校へ提出する。
- ③ 拠点校は、校長・教頭・部活動主任・当該部活動顧問の4者で受入について検討する。承諾する場合は様式3（貴校生徒の拠点校部活動入部について）を作成し、依頼校へ返信する。
承諾できない場合は、その理由を依頼校校長に説明する。依頼校校長は、本人・保護者への理解を図る。
- ④ 入部承認後、拠点校部活動顧問は当該生徒・保護者と連絡を取り、活動への参加方法や留意事項等を確認する。（できれば対面が望ましい）
- ⑤ ①～④終了後、活動への参加となる。

[illegible]

移行成立の部活動
移行してクラブ化できそうな部活動
拠点校部活動ができそうな部活動
部はないが参加可能
(赤字)

議案第 7 号	教育部 学校教育課
令和 5 年 3 月 28 日提出	(課長) 太田 雅史 (担当係長) 山田 なつ子

タイトル	令和 5 年度安曇野市の教育の方針（概要版）の確認について
決定を要する事項の内容	令和 5 年度安曇野市の教育の方針（概要版）の確認
要旨	令和 5 年度安曇野市の教育の方針（概要版）に掲載するそれぞれの方針等について確認し、決定するもの。
説明	(1) 令和 5 年度安曇野市の教育の方針（概要版） 別冊 (2) 掲載内容 ・【第 3 次】安曇野市教育大綱 ・令和 5 年度安曇野市立幼稚園・認定こども園グランドデザイン ・令和 5 年度安曇野市学校教育グランドデザイン ・安曇野市の小中一貫教育 ・令和 5 年度安曇野市コミュニティスクール(ACS)事業 ・令和 5 年度教育部各課の保育・教育関係主要事業一覧

協議第 8 号	教育部 生涯学習課
令和 5 年 3 月 28 日提出	(課長) 深澤 与志章 (担当係長) 遠藤 豊

タイトル	安曇野市生涯学習推進市民会議設置要綱の廃止について
報告を要する事項の内容	
要旨	安曇野市生涯学習推進計画の見直しに伴う生涯学習推進市民会議設置要綱の廃止。
説明	1 廃止の理由 生涯学習推進市民会議は、生涯学習推進計画の推進及び取組状況の点検、評価等を行っている。 今回、生涯学習推進計画の見直しを行い、附属機関である社会教育委員の会議がその役割を担うこととされたため。 2 廃止する要綱（別紙のとおり） 3 施行日 令和 5 年 4 月 1 日

○安曇野市生涯学習推進市民会議設置要綱

平成22年5月25日教育委員会告示第5号

改正

平成26年3月26日教委告示第10号

平成28年8月15日教委告示第7号

安曇野市生涯学習推進市民会議設置要綱

(設置)

第1条 安曇野市生涯学習推進計画（以下「計画」という。）の推進及び取組状況の点検、評価等を行うため、安曇野市生涯学習推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画に関する事業の進捗確認に関すること。
- (2) 計画の推進に向けた重点施策に関すること。
- (3) その他計画の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 市民会議の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 社会教育関係者
- (2) 生涯学習団体の代表者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

議案第9号	教育部 文化課
令和5年3月28日提出	(課長) 山下 泰永 (担当係長) 堀 久士

タイトル	吉野神社本殿の安曇野市文化財指定について
決定を要する事項の内容	吉野神社本殿を安曇野市の文化財として指定する。
要旨	吉野神社氏子総代から申請がありました吉野神社本殿を市の有形文化財として指定する。
説明	本件については、令和4年5月26日の定例教育委員会において、文化財保護審議会へ諮問することが決定されました。8月19日の文化財保護審議会に諮問し、令和5年3月6日の文化財保護審議会にて答申内容が決定されました。3月14日に安曇野市文化財保護審議会から別紙のとおり答申書の提出がありました。 ついては、安曇野市文化財保護条例第3条第1項第1号の規定により安曇野市指定文化財の指定について、別案のとおり告示してもよろしいでしょうか。 【安曇野市文化財保護条例抜粋】 (指定等) 第3条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財(国又は長野県の指定を受けた文化財を除く。)のうち重要なものを次に掲げるそれぞれの文化財(以下「指定文化財」という。)として指定することができる。ただし、第2号及び第4号の指定をするに当たっては、当該文化財の保持者又は保持団体(安曇野市無形文化財及び安曇野市無形民俗文化財を保持するものが主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定するものとする。 (1) 安曇野市有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料 (諮問及び告示等) 第5条 教育委員会は、文化財の指定、認定又は解除しようとするときは、あらかじめ安曇野市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならない。 2 教育委員会は、文化財の指定、認定又は解除したときは、その旨を告示するとともに、所有者等へ通知しなければならない。



令和5年3月14日

安曇野市教育委員会

教育長 橋渡 勝也 様

安曇野市文化財保護審議会

会 長 百瀬 新 彦

答 申 書

安曇野市有形文化財を指定する件について、下記のとおり答申します。

記

標記の件について、審議した結果、安曇野市文化財保護条例（令和 17 年 10 月 1 日条例第 238 号）及び安曇野市文化財指定基準に照らし、安曇野市指定文化財として適当であると認める。

指定物件

番号	種別	名称	申請者	員数
164	有形文化財	吉野神社本殿	吉野神社氏子総代	1



指定理由

吉野神社本殿は安曇野市豊科吉野に所在する神社本殿の建築遺構である。本件は、宝永6年（1709）に建設された穂高神社の本殿を、明和6年（1769）に現在地に移築してつくられた遺構と推定される。本市にのこる近世社寺建築においても数少ない建設が江戸時代中期にさかのぼる遺構に位置付けられ、とりわけ、特異な形式をもつ穂高神社本殿の古い時代の姿を伝える重要な事例として評価することができる。また、穂高神社の本殿を移築した他の遺構との比較によって、20年に一度の遷宮に伴う構法や装飾などの変化の過程を知ることができるという点においても、本市における建築技術の発展を伝える物証として貴重である。

以上のことから、吉野神社本殿は安曇野市文化財の指定等の基準並びに無形文化財及び無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定基準の第1の1（8）オに該当するものであり、安曇野市有形文化財として適当である。

文庫	所在地	年代	指定種別	備考
1	安曇野市豊科吉野	宝永6年（1709）	有形文化財	

安曇野市教育委員会告示 号

安曇野市文化財の指定について

安曇野市文化財保護条例第3条第1項第1号の規定により安曇野市文化財に指定する。

令和5年 月 日

安曇野市教育委員会

教育長 橋渡 勝也

文化財の種類	指定する文化財	文化財所有者等	員数
有形文化財	吉野神社本殿	吉野神社氏子総代	1



吉野神社本殿

撮影 2021 年 信州大学工学部建築学科梅干野研究室

議案第 10 号	教育部 文化課
令和 5 年 3 月 28 日提出	(課長) 山下 泰永 (担当係長) 堀 久士

タイトル	安曇野市文化財調査委員会の委員の委嘱について																																														
決定を要する事項の内容	安曇野市文化財調査委員会の委員の委嘱																																														
要旨																																															
説明	1 任期 2 年間（令和 5 年 5 月 1 日～令和 7 年 4 月 30 日）																																														
	2 委嘱する委員（案）																																														
	<table><tr><th>地域</th><th>氏名</th><th>新任再任の別</th><th>備考</th></tr><tr><td>豊科</td><td>吉田 泰</td><td>再任</td><td></td></tr><tr><td>豊科</td><td>古川 幸男</td><td>再任</td><td></td></tr><tr><td>穂高</td><td>伊藤 信一</td><td>再任</td><td></td></tr><tr><td>穂高</td><td>高松 伸幸</td><td>再任</td><td></td></tr><tr><td>三郷</td><td>小穴 金三郎</td><td>再任</td><td></td></tr><tr><td>三郷</td><td>降旗 政人</td><td>再任</td><td></td></tr><tr><td>堀金</td><td>久津間 茂</td><td>再任</td><td></td></tr><tr><td>堀金</td><td>山口 裕</td><td>再任</td><td></td></tr><tr><td>明科</td><td>川崎 克之</td><td>新任</td><td></td></tr><tr><td>明科</td><td>寶 喜 吉</td><td>再任</td><td></td></tr></table>			地域	氏名	新任再任の別	備考	豊科	吉田 泰	再任		豊科	古川 幸男	再任		穂高	伊藤 信一	再任		穂高	高松 伸幸	再任		三郷	小穴 金三郎	再任		三郷	降旗 政人	再任		堀金	久津間 茂	再任		堀金	山口 裕	再任		明科	川崎 克之	新任		明科	寶 喜 吉	再任	
	地域	氏名	新任再任の別	備考																																											
	豊科	吉田 泰	再任																																												
	豊科	古川 幸男	再任																																												
	穂高	伊藤 信一	再任																																												
	穂高	高松 伸幸	再任																																												
	三郷	小穴 金三郎	再任																																												
	三郷	降旗 政人	再任																																												
	堀金	久津間 茂	再任																																												
	堀金	山口 裕	再任																																												
	明科	川崎 克之	新任																																												
明科	寶 喜 吉	再任																																													
3 根拠法令【安曇野市文化財調査委員会設置要綱抜粋】																																															
第 1 条 この要綱は、安曇野市文化財保護条例（平成 17 年安曇野市条例第 238 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、安曇野市文化財調査委員会（以下「委員会」という。）、の組織と運営に関し、必要な事項を定めるものとする。																																															
第 2 条 委員会は、文化財の把握と保全のため、市内に存在する文化財について調査を行う。																																															
第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。																																															
2 委員は、文化財に関して優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。																																															
第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。																																															

議案第 11 号	教育部	文化課
令和 5 年 3 月 28 日提出	(課長) 山下 泰永	(担当係長) 堀 久士

タイトル	安曇野市文化財保護活用地域計画の策定について
決定を要する事項の内容	地域計画の策定を行う
要旨	安曇野市文化財保存活用地域計画を策定する
	文化財保護法第 183 条の 3 の規定に従い、安曇野市文化財保存活用地域計画を令和 5 年度から策定します。 指定・未指定にかかわらず、市内にある地域で大切にされてきた文化財を、今後確実に後世に継承していける文化財の保存・活用の計画を策定するものです。 計画期間は令和 8 年度を始期として 10 年間を対象とし、令和 5 年から策定し、令和 8 年 4 月施行予定です（別紙の策定スケジュール（案）参照）。
説明	

令和5年度から

※ 文化財保存活用地域計画の文化庁の認定に関しては文化財保護法第183条の3に規定されています。

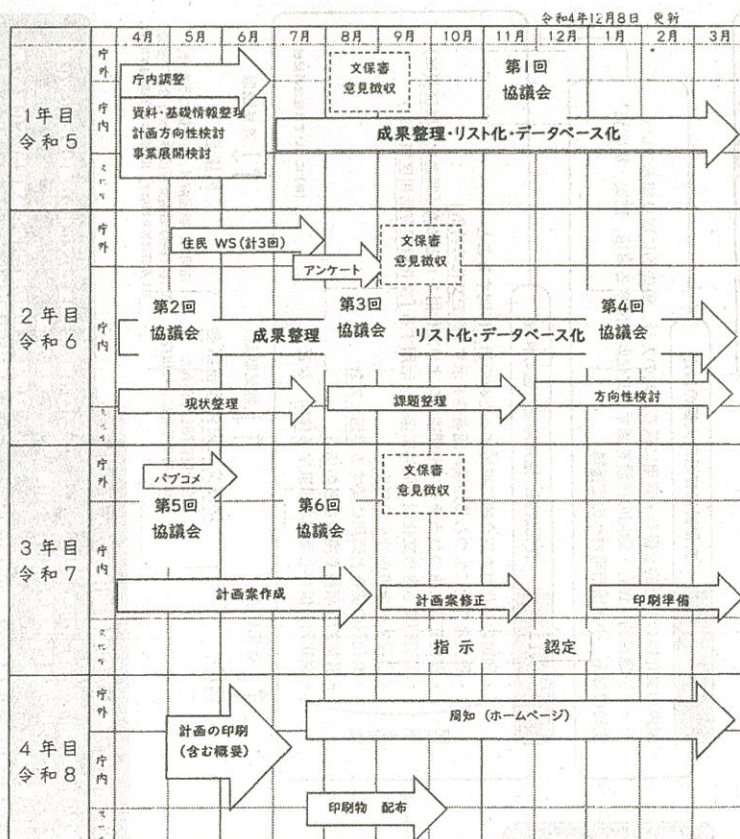
1 策定の背景・目的

私たちの地域の歴史・文化を今に伝えてくれる文化財は、少子高齢化や生活様式の変化などから次世代への継承が危ぶまれているものが多くなってきています。文化財を後世に継承していくためには、文化財の所有者、管理者だけでなく、地域と一体となって文化財を守っていく意識・体制づくりが必要です。そのために、市内にある指定・未指定にかかわらず、地域で大切にされてきた文化財を確実に後世に継承していける実行性のある文化財の保存・活用の計画を策定します（計画期間は令和8年度を始期として10年間を対象）。

2 策定するメリット

- ▼市の総合計画やその他の行政計画と合わせた文化財行政施策の展開と予算執行
- ▼策定中に整理した文化財リストの更なる利活用（学校教育、生涯学習において）
- ▼文化財の所有者等だけでなく、地域住民の文化財の保存・活用に対する意識の向上
- ▼文化財を観光コンテンツ、まちづくりコンテンツとしてとらえ、保存・活用・整備を観光部局、まちづくり部局と連携しながら推進
- ▼国庫補助加算など国庫補助事業における優遇…など

3 策定のスケジュール（案）



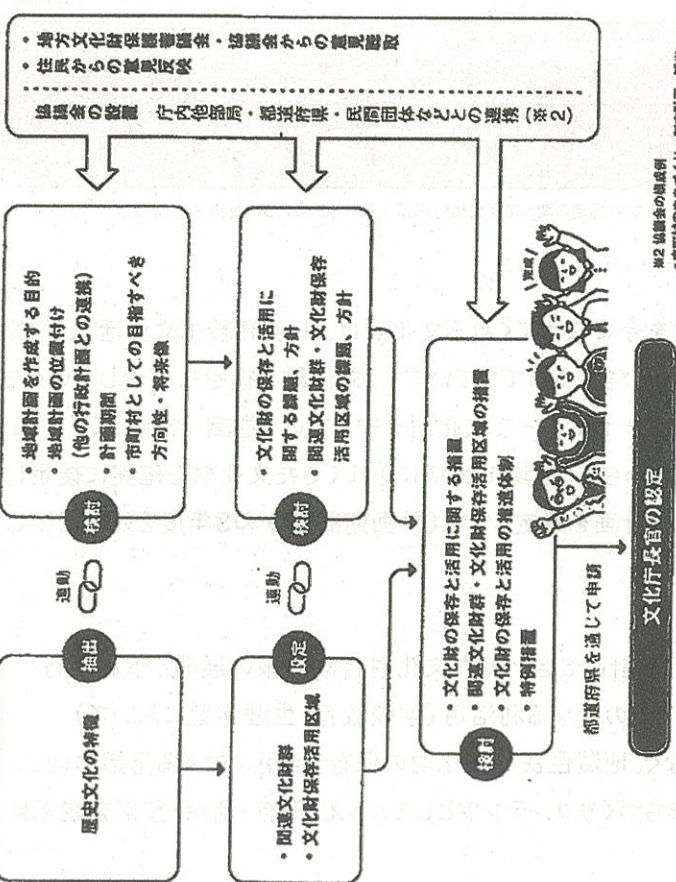
令和7年8月計画(案)完成
令和7年12月文化庁認定(目標)
令和8年4月施行予定

策定にあたっては、文化財の関係者、有識者、行政のまちづくり部局、観光部局等の委員約10人からなる協議会を中心に進めます。

また、安曇野市文化財保護審議会の意見や、市民参加によるワークショップやパブリックコメントにより、広く市民の意見を計画に反映させます。

02. 文化財保存活用地域計画 作成の流れ

何のために
地域計画を
つくるのか
よく考えよう！



認定を受けた場合の特例措置

- ② 円滑かつ確実に変換されると見込まれるものであると認められること
- ③ 文化財保存活用大綱が定められているときには、当該大綱に照らし適切なものであることであること

認定を受けた場合の特例措置

- ・国の文化財登録制度への登録の提案
- ・ボトムアップでの未指定文化財の保護の推進
- ・町村への創庫格の権限移譲
- ・認定町村における田沼を計画の実施

- ① 文化財保護法におけるビジョンの共有
- ② 中・長期の方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政運営
- ③ 文化財保存行政への情熱員・上級職の理解促進
- ④ 特種計画作成の過程は教育機関の慣例に習与
- ⑤ 生涯、関係団体、庁内各課、他府県などとの関係強化

議案第 12 号	教育部 文化課
令和 5 年 3 月 28 日提出	(課長) 山下 泰永 (担当係長) 逸見 大悟

タイトル	安曇野市誌編さん専門調査会（地域資料調査部会）調査員の選任について																								
決定を要する事項の内容	地域資料調査部会調査員の任期満了に伴う選任について																								
要旨	安曇野市誌編さん専門調査会設置要綱に基づき、地域資料の調査・研究等を進めるため、地域資料調査部会の調査員を選任するものです。																								
説明	1 任 期 2 年（令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日） 2 交付日 令和 5 年 4 月 1 日 3 選任する地域資料調査部会調査員（全員再任） <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏 名</th><th>所 属 等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤羽 健司</td><td>穂高古文書勉強会会員、下鳥羽の古文書を読む会会員</td></tr> <tr> <td>赤堀 健一</td><td>三郷郷土研究会会員</td></tr> <tr> <td>飯島 啓子</td><td>穂高古文書勉強会会員</td></tr> <tr> <td>伊藤 信一</td><td>穂高古文書勉強会会員</td></tr> <tr> <td>大沢 千尋</td><td>穂高古文書勉強会会員</td></tr> <tr> <td>帯刀 睦民</td><td>穂高古文書勉強会会員</td></tr> <tr> <td>椎名 正昭</td><td>元穂高古文書勉強会会員</td></tr> <tr> <td>鈴木 寿紀</td><td>穂高古文書勉強会会員</td></tr> <tr> <td>西沢 洋明</td><td>下鳥羽の古文書を読む会会員、穂高古文書勉強会会員</td></tr> <tr> <td>丸山 岩水</td><td>穂高古文書勉強会会員、三郷郷土研究会会員</td></tr> <tr> <td>渡辺 晃</td><td>穂高古文書勉強会会員</td></tr> </tbody> </table> 4 根拠【安曇野市誌編さん専門調査会設置要綱抜粋】 （設置） 第 1 条 安曇野市誌編さんに関する調査・執筆等の実務を的確かつ効率的に行うため、専門調査員で構成する安曇野市誌編さん専門調査会（以下「調査会」という。）を設置する。 （専門調査員） 第 2 条 前条に規定する調査会の専門調査員は、安曇野市市誌編さん計画に沿って学識経験者の中から安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。 （任期） 第 3 条 専門調査員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。 （部会） 第 4 条 調査会に専門調査員 3 人以上で構成する次に掲げる部会を安曇野市市誌編さん計画に沿って置く。 (1) 民俗部会 (2) 考古部会 (3) 自然部会 (4) 近現代部会 (5) 中近世部会 (6) 地域資料調査部会 （以下略）	氏 名	所 属 等	赤羽 健司	穂高古文書勉強会会員、下鳥羽の古文書を読む会会員	赤堀 健一	三郷郷土研究会会員	飯島 啓子	穂高古文書勉強会会員	伊藤 信一	穂高古文書勉強会会員	大沢 千尋	穂高古文書勉強会会員	帯刀 睦民	穂高古文書勉強会会員	椎名 正昭	元穂高古文書勉強会会員	鈴木 寿紀	穂高古文書勉強会会員	西沢 洋明	下鳥羽の古文書を読む会会員、穂高古文書勉強会会員	丸山 岩水	穂高古文書勉強会会員、三郷郷土研究会会員	渡辺 晃	穂高古文書勉強会会員
氏 名	所 属 等																								
赤羽 健司	穂高古文書勉強会会員、下鳥羽の古文書を読む会会員																								
赤堀 健一	三郷郷土研究会会員																								
飯島 啓子	穂高古文書勉強会会員																								
伊藤 信一	穂高古文書勉強会会員																								
大沢 千尋	穂高古文書勉強会会員																								
帯刀 睦民	穂高古文書勉強会会員																								
椎名 正昭	元穂高古文書勉強会会員																								
鈴木 寿紀	穂高古文書勉強会会員																								
西沢 洋明	下鳥羽の古文書を読む会会員、穂高古文書勉強会会員																								
丸山 岩水	穂高古文書勉強会会員、三郷郷土研究会会員																								
渡辺 晃	穂高古文書勉強会会員																								

議案第 13 号	教育部 文化課
令和 5 年 3 月 28 日提出	(課長) 山下 泰永 (担当係長) 逸見 大悟

タイトル	安曇野市誌編さん専門調査会（民俗部会）補欠調査員の選任について		
決定を要する事項の内容	民俗部会調査員の補欠調査員の選任について		
要旨	令和4年11月、任期満了に伴う調査員の選任を行った際、従来よりも1名減員となったため、民俗部会の補欠委員を選任する。		
説明	1 任 期 令和5年4月1日～令和6年10月31日 (現在の専門調査員の残任期間)		
	2 補欠委員を選出しなければならない理由 令和4年10月31日まで委嘱していた調査員12名のうち11名は任期満了後の再任を承諾していただいたが、1名が任期満了後の再任を希望しなかった。後任の人選もできなかったため、現在の調査員にはこの11名に再任していただいたが、民俗部会の調査や原稿執筆に支障が出ているため、新たに補欠調査員を選出することとしたい。		
	3 交付日 令和5年4月1日		
	4 選任する民俗部会調査員（新任・委嘱）		
	氏 名	所 属 等	民俗編 分担
	武井 成実	松本市立博物館 学芸員	社会生活等
	5 根拠【安曇野市誌編さん専門調査会設置要綱抜粋】 (設置)		
	第1条 安曇野市誌編さんに関する調査・執筆等の実務を的確かつ効率的に行うため、専門調査員で構成する安曇野市誌編さん専門調査会（以下「調査会」という。）を設置する。		
	(専門調査員)		
	第2条 前条に規定する調査会の専門調査員は、安曇野市市誌編さん計画に沿って学識経験者の中から安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。		
(任期)			
第3条 専門調査員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。			
(部会)			
第4条 調査会に専門調査員3人以上で構成する次に掲げる部会を安曇野市市誌編さん計画に沿って置く。			
(1) 民俗部会 (以下略)			

議案第 14 号	教育部 文化課
令和 5 年 3 月 28 日提出	(課長) 山下 泰永 (担当係長) 逸見 大悟

タイトル	安曇野市文書館運営審議会委員の選任について	
決定を要する事項の内容	安曇野市文書館運営審議会委員の任期満了に伴う選任について	
要旨	安曇野市文書館条例に基づき、文書館運営審議会の第 3 期委員を選任するものです。	
説明	1 任 期 2 年 (令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日) 2 交付日 令和 5 年 4 月 1 日 3 選任する委員	
	氏 名	所 属 等
	小宮山 敏和	国立公文書館 上席公文書専門 官
	瀬畑 源	龍谷大学法学部 准教授
	細川 博水	
	村石 正行	長野県立歴史館 文献史料課長
	唐木 博夫	
推薦理由		
再任 国立公文書館公文書評価選別担当の上席専門官 認証アーキビスト (令和 3 年 1 月 1 日～)		
再任 大学教員、現代史研究者、公文書管理制度研究者 元安曇野市文書館業務検討委員会委員 長野県公文書審議会委員		
再任 元市職員 (農林部長)、安曇野市協働のまちづくり 推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策 定・評価委員会委員		
再任 長野県立歴史館文献史料課に長年勤務し、県内の史 資料保全に取り組む。長野県史料保存活用連絡協議 会の事務局として県内の公文書館施設の情報収集を 行う。認証アーキビスト (JCA2020166)		
新任 元市教育委員長、元市内小中学校長 (三郷中学校、 穂高南小学校)。文書館の開館前後の時期を教育委 員として勤め、設立の意義や課題等を理解している。		
4 根拠【安曇野市文書館条例抜粋】		
(運営審議会の設置)		
第 15 条 教育委員会は、次に掲げる事項を審議するため安曇野市文書館運営審議会 (以下「運営審議会」という。)を設置することができる。		
(1) 文書館において収集する公文書等の選定及び廃棄に関すること。		
(2) 前号に掲げるもののほか、文書館の運営管理に関すること。		
2 運営審議会の委員は、5 人以内とし、公文書等に関する学識を有する者のうちから教育委員会が委 嘱又は任命する。		
3 運営審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。		
4 運営審議会に会長を置き、委員が互選する。		
5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。		
(会議)		
第 16 条 運営審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。		
2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。		
3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによ る。		
(守秘義務)		
第 17 条 運営審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様と する。		
(委任)		
第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。		
(以下略)		

議案第 15 号	教育部 文化課
令和 5 年 3 月 28 日提出	(課長) 山下泰永 (担当) 三澤新弥

タイトル	欠員に伴う博物館協議会委員の選任について
決定を要する事項の内容	委員の選任に係る協議
要旨	欠員が生じる博物館協議会委員の補欠委員を、令和 5 年 4 月 1 日付で任命する。 任期は、前任者の残任期間の令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日。 【安曇野市博物館条例抜粋】 第 19 条 博物館に、博物館法第 20 条の規定により安曇野市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。 第 20 条 協議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する 10 人以内の委員で組織する。 (1) 学校教育の関係者 (2) 社会教育の関係者 (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (4) 学識経験者 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
説明	1 退任する委員 氏名：小口正敏 住所：安曇野市穂高 備考：一般公募 2 選任する委員 氏名：三原安善 住所：安曇野市豊科高家 備考：豊科郷土博物館より推薦 3 任期：令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 4 選定理由 前任者が一般公募枠であるため、博物館に関する専門性を求めず、博物館に関心の有る者とした。

議案第 16 号	教育部子ども家庭支援課
令和 5 年 3 月 28 日提出	(課長) 西澤 弘修 (担当係長) 古畑 瑞恵

タイトル	安曇野市児童館建設検討会設置要綱の一部改正について
決定を要する事項の内容	要綱の一部改正に伴う協議
要旨	安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針に合わせ要綱の一部を改正するもの。
説明	■主な改正内容 1 安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針に合わせて第 6 条第 2 項及び第 3 項を下記のとおり改める。 2 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 第 6 条第 3 項を削る。 2 施行日 令和 5 年 4 月 1 日

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市児童館建設検討会設置要綱（平成27年安曇野市教委告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

教育長 橋渡 勝也

第6条第2項を次のように改める。

- 2 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第6条第3項を削る。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

安曇野市児童館建設検討会設置要綱の一部を改正する告示について

改正後	改正前
(会議) 第6条 (略) 2 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。	(会議) 第6条 (略) 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 3 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

改正

平成29年3月30日教委告示第5号

令和4年3月25日教委告示第8号

令和5年3月 日教委告示第 号

安曇野市児童館建設検討会設置要綱

(設置)

第1条 安曇野市児童館の建設が地域に根ざした子育て支援の拠点となるように必要な事項を検討するため、市民参加による安曇野市児童館建設検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 検討会は、安曇野市児童館の建設に関する事項について検討し、その結果を教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 検討会は、市内5地域に必要なに応じ設置し、委員は、それぞれ15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 民生児童委員
- (2) 地区等の代表
- (3) 保育園児又は認定こども園児の保護者
- (4) 児童生徒の保護者
- (5) 学識経験者
- (6) 公募により選考された市民
- (7) 教育関係者
- (8) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事項について教育委員会に報告をした日までとする。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 団体の代表者の任期は、その職に在任する期間とする。

(会長)

第5条 検討会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、教育部子ども家庭支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 17 号	教育部子ども家庭支援課
令和 5 年 3 月 28 日提出	(課長) 西澤 弘修 (担当係長) 古畑 瑞恵

タイトル	安曇野市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の一部改正について
決定を要する事項の内容	要綱の一部改正に伴う協議
要旨	安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針に合わせ要綱の一部を改正するもの。
説明	■主な改正内容 1 安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針に合わせて第 6 条第 2 項以下を下記のとおり改める。 2 会長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。 第 6 条第 3 項及び第 4 項を削る。 2 施行日 令和 5 年 4 月 1 日

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱（平成27年安曇野市教委告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

教育長 橋渡 勝也

第6条第2項を次のように改める。

- 2 会長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。

第6条第3項及び第4項を削る。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

安曇野市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の一部を改正する告示について

改正後	改正前
(会議) 第6条 (略) 2 会長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。	(会議) 第6条 (略) 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 会長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。

○安曇野市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱

平成27年3月31日教育委員会告示第8号

改正

平成27年6月24日教委告示第15号

令和元年5月1日教委告示第1号

令和4年3月25日教委告示第10号

令和5年3月 日教委告示第 号

安曇野市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の小学校及び児童館施設等を活用し、放課後の子どもたちの安全かつ安心な居場所を確保し、地域の協力を得て心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する安曇野市放課後子ども総合プランに基づく放課後対策事業（以下「事業」という。）の円滑かつ適正な運営方法を検討するため、安曇野市放課後子ども総合プラン運営委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 事業計画の策定に関すること。
- (2) 事業の安全管理に関すること。
- (3) 事業の広報活動に関すること。
- (4) 事業の人材確保に関すること。
- (5) 事業の企画に関すること。
- (6) 事業の運営に関すること。
- (7) 事業実施後の評価に関すること。
- (8) 施設の設置運営に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、安曇野市放課後子ども総合プランに関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 行政関係者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き又は

説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部子ども家庭支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、平成31年4月1日に委員である者及び同日以後初めて委嘱又は任命された委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和2年3月31日までとする。

(略)

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 18 号	教育部子ども家庭支援課
令和 5 年 3 月 28 日 提出	(課長) 西澤 弘修 (担当係長) 古畑 瑞恵

タイトル	安曇野市児童クラブ実施要綱の一部改正について												
決定を要する事項の内容	要綱の一部改正に伴う協議												
要旨	安曇野市児童クラブ利用者負担金条例に合わせ要綱の一部を改正するもの。												
説明	■主な改正内容 1 安曇野市児童クラブ利用者負担金条例に合わせて様式第 8 号（第 9 条関係）中の保育料を下記のとおり改める。 <table><tr><td>利用時間</td><td>保育料（新）</td><td>保育料（旧）</td></tr><tr><td>8時から8時30分まで</td><td>500 円</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td>18時から18時30分まで</td><td>500 円</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td>18時から19時まで</td><td>1,000 円</td><td>2,000 円</td></tr></table> 2 施行日 令和5年4月1日	利用時間	保育料（新）	保育料（旧）	8時から8時30分まで	500 円	1,000 円	18時から18時30分まで	500 円	1,000 円	18時から19時まで	1,000 円	2,000 円
利用時間	保育料（新）	保育料（旧）											
8時から8時30分まで	500 円	1,000 円											
18時から18時30分まで	500 円	1,000 円											
18時から19時まで	1,000 円	2,000 円											

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市児童クラブ実施要綱（令和4年安曇野市教委告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

教育長 橋渡 勝也

様式第8号を次のように改める。

様式第8号（第9条関係）

児童クラブ延長保育申請書

（宛先） 安曇野市教育委員会

下記のとおり児童クラブ延長保育を申請します。

		申請日	年	月	日
所属児童クラブ名		児童クラブ			
ふりがな 児童氏名	(男・女)	生年月日	年	月	日
		学校名	小学校	年	組
現住所	番地 (区名)				
ふりがな 保護者氏名		連絡先			
延長保育を希望する理由					
延長保育を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで				
児童を迎える時間（延長のみ記入）		午後 時 分頃			

	利用時間	保育料
	8時から8時30分まで	500円
	18時から18時30分まで	500円
	18時から19時まで	1,000円

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

児童クラブ延長保育申請書

(宛先) 安曇野市教育委員会

下記のとおり児童クラブ延長保育を申請します。

所属児童クラブ名		児童クラブ		申請日	年	月	日
ふりがな 児童氏名	生年月日	(男・女)	学校名	小学校	年	月	日
現住所	番地			(区)			
ふりがな 保護者氏名	連絡先						
延長保育を希望する理由							
延長保育を希望する期間	年	月	日から	年	月	日まで	
児童を迎える時間 (延長のみ記入)				午後	時	分頃	

利用時間	保育料
8時から8時30分まで	1,000円
18時から18時30分まで	1,000円
18時から19時まで	2,000円

児童クラブ延長保育申請書

(宛先) 安曇野市教育委員会

下記のとおり児童クラブ延長保育を申請します。

所属児童クラブ名		児童クラブ		申請日	年	月	日
ふりがな 児童氏名	生年月日	(男・女)	学校名	小学校	年	月	日
現住所	番地			(区名)			
ふりがな 保護者氏名	連絡先						
延長保育を希望する理由							
延長保育を希望する期間	年	月	日から	年	月	日まで	
児童を迎える時間 (延長のみ記入)				午後	時	分頃	

利用時間	保育料
8時から8時30分まで	500円
18時から18時30分まで	500円
18時から19時まで	1,000円

議案第 19 号	教育部 各課
令和 5 年 3 月 28 日提出	

タイトル	共催・後援依頼について			
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議			
要旨	学校教育課	共催	1 件・後援	0 件
	生涯学習課	共催	0 件・後援	2 件
	文化課	共催	0 件・後援	2 件
			(詳細 別紙)	

議案第 19 号の共催・後援依頼に関わる申請書は、個人又は法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】
(定義)

第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第 1 項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

学校教育課 共催・後援台帳(令和4年度3月定例会協議事項)

No	受付日	所管	年度	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R3	R2	R1	所管課意見
34	R5.3.17	教育総務係	R4	子どものより良い成長と発達と自死・自然予防のためのサポートセミナー 発達心理とカウンセリング講座	NPO法人長野県子どもサポートセンター 代表者: 飯田 俊徳	NPO法人長野県子どもサポートセンター	共催	多くの市民の皆様に活動の目的や内容をご理解いただき、ご参加いただけるようにするため	3月2日	2023年: 4/18、5/28、6/11、7/16、8/27、9/17、10/15、11/19、12/17 2024年: 1/21、2/18、3/17 毎月1回 全12回開催予定	-	-	-	-	NPO法人長野県子どもサポートセンターによるオンライン視聴	動物介在活動を通じ、不登校など心に問題を抱える子どもを支える事業を動物愛護センターを拠点に連携へ展開。	子どもの発達心理に関することおよび、子どもの気持ちを寄り添うサポートセンター、子育てや不登校などに関する個別相談・動物ふれあいタイム(長野県動物愛護センター)、子どものフリースペース、参加者交流会(何でも語る会)	○	○	○	基盤課3条第2項により可

教育部生涯学習課共催・後援台帳(令和4年度3月定例会協議事項)

№	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R3	R2	R1	所管留意
29	RS23.9	社会教育係	SBC杯争奪 第47回 長野県レディス卓球大会 兼 第46回全国レディス卓球大会 長野県予選会	大北卓球連盟 会長 山崎 晃	長野県卓球連盟(主管 大北卓球連盟)	後援	本大会の社会的信用を得るため、会場地区の安曇野市教育委員会等に後援をいただきたい。	3月9日	2023年(令和5年)3月6日(日)	-	-		月 日	穂高総合体育館	長野県レディスの卓球の技術向上とともに、卓球愛好者の交流を図る。全国レディス大会の長野県代表を決める。	全県レディス卓球愛好者による団体戦、個人戦(ダブルス)の試合を行う。	-	-	-	基準第3条第2項により可
30	RS23.12	社会教育係	第30回市民タイムス杯囲碁大会	株式会社 市民タイムス 代表取締役 新保 裕介	株式会社 市民タイムス	後援	中信地方で広く周知を図り、参加を呼び掛けるため。特にコロナ禍で3年間開催できず、参加人数が増え、各市の教育委員会、各市の後援をいただく以上、広く募集したいと考えております。	3月10日	2023年(令和5年)6月10日(日)	-	-		月 日	松本大学	囲碁愛好者が腕前を競うとともに、地域住民が交流を深める場として開催。コロナ禍で2020～2022年の3年間は行えず、4年ぶりとなる。囲碁の普及や地域住民の交流の機会として実施している。	参加者の腕前に応じて段・級のカラスに分かれて対局する。今年は囲碁教室のカラスで楽しむながら囲碁も学べる場も新設する。 高校生以上2,000円、中学生以下1,000円	-	-	-	基準第3条第2項により可

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和4年度 3月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R3	R2	R1	所管課 意見
79	R5.3.14	文化	原田哲治ガラス展 ～神祕の世界～	穂高神社	穂高光雄	穂高神社	市民に広く周知 し、文化振興に 寄与するため。	3月13日	令和5年4 月29日 (土)～5月 31日(木)9 時～17時				穂高神社資 料館(御船会 館12階)	安曇野を代表するガラス工芸家 である原田哲治先生の様々な ガラス工芸作品を展示する。 部屋を暗くし、原田先生の様々 なガラス作品に光を当てて壁の 白布に映し、来場者に神秘的な 世界観を感じさせる展示を行う 安曇野市外の方には安曇野に 興味関心をもってもらいたい機 会に、安曇野市内の方にもさら に安曇野の魅力を感じていただ ける機会になればと考えている。	ガラス工芸展示 入館料: 大人300円、子供100円	-	-	-	基準 第3条 第2項 により 可
80	R5.3.9	文化	モーガンル・フェイ 大いなる女王	劇団エル	山之内里 牙	劇団エル	まだ二年目の新 しい団体で、ま だ認知度は低 く、後援をいただ くことにより、今 後の活動にもつ なげていくため。	3月7日	令和5年6 月18日 (日)午後 2時開演				安曇野市豊 科公民館 ホール	昨年の旗揚げ公演はおかげさ まで大盛況でした。昨年に引き続 き、地域の皆さまに楽しんでいただ けたらと思います。昨年の公演 を観た方が入団してくれたり、初 めて「劇」というものを観劇した方 が演劇に興味を持ってくださった りと、良い流れがありました。劇 団エルは女性だけで構成されて います。これからは、女性に限 らず、老若男女すべての方々に 感動と喜びを提供できる、知己に 愛される団体でありたいと、今回 も公演をさせていただくことになり ました。	演劇公演 前回長野県の伝説を 元に脚本を制作。今回は、その 続きの脚本になっています。初め ての方も前回観た方々も楽しめる 内容になっています。 入場料:2,300円	-	-	-	基準 第3条 第2項 により 可

報告第2号	教育部 学校教育課
令和5年3月28日提出	(課長) 太田雅史 (担当係長) 中村正勝

タイトル	「安曇野市学校におけるインターネット等の利用規程」他の廃止について
決定を要する事項の内容	令和4年度末をもって、次の1) から5) までの廃止 1) 安曇野市学校におけるインターネット等の利用規程 資料1 2) 安曇野市小・中学校情報システム利用規程 資料2 3) 安曇野市立小中学校電磁的記録取扱要領 資料3 4) 学校情報機器におけるセキュリティ対策について (通達) 資料4 5) 個人情報に関して特に留意すべき取扱い (通達) 資料5
要旨	教育情報セキュリティポリシーは、組織内の情報セキュリティを確保するための方針・体制・対策を包括的に定めたものである。 令和5年2月教育定例会で「安曇野市教育情報セキュリティポリシー」を新たに策定したことから、現行の規程等を廃止するものである。
説明	「安曇野市教育情報セキュリティポリシー」策定に伴い「安曇野市学校におけるインターネット等の利用規程」「安曇野市小・中学校情報システム利用規程」「安曇野市小中学校電磁的記録取扱要領」「学校情報機器におけるセキュリティ対策について」及び「個人情報に関して特に留意すべき取扱い」について令和5年3月末日をもって廃止するものである。

安曇野市学校におけるインターネット等の利用規程

平成 17 年 10 月 1 日教育委員会告示第 5 号

改正：平成 18 年 3 月 29 日教委告示第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、安曇野市個人情報保護条例（平成 18 年安曇野市条例第 6 号）の規定に基づき安曇野市立小学校・中学校（以下「学校」という。）において、インターネット及び電子メール（以下「インターネット等」という。）の利用に当たり必要な事項を定め、適正な利用を図ることを目的とする。

(インターネット等の利用)

第 2 条 学校においてインターネット等を利用するに当たっては、児童・生徒及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、情報教育のひとつとしての情報モラルの育成及び生徒・児童の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合学習の視点からの教育の推進等に寄与するように努めなければならない。

第 3 条 インターネット等の主な利用形態

- (1) 学校教育全般にわたる諸活動の情報を発信すると同時に、意見等を受信する。
- (2) 学習に関連する情報を、検索又は収集する。
- (3) 授業で活用できる画像データや文書データを収集して、教材づくりに活用する。
- (4) 電子メールにより、学校又は教育機関等との交流を行う。

(個人情報の発信とその範囲)

第 4 条 インターネット等を利用して個人情報を発信する場合は、教育上必要な内容でも必要最小限とし、個人が特定できるようなことは避ける。

(ホームページの作成における個人情報の取扱いについて)

第 5 条 児童・生徒の個人情報をホームページにおいて発信する場合は、次のように本人及び保護者の同意を必要とし、教師の指導のもとに発信する。

- (1) 写真 児童・生徒の写真を発信する場合は、集合写真とするなど個人が特定できないようにする。ただし、本人と保護者の同意があり、教育上必要がある場合には個人が特定できる写真を発信することができる。
- (2) 氏名 原則として発信しない。ただし、本人と保護者の同意があり、教育上必要がある場合には発信することができる。
- (3) 作品 児童・生徒の作品を発信する場合は、本人と保護者の同意を得る。
- (4) 意見発表等の表明 児童・生徒の意見発表等を発信する場合は、本人と保護者の同意を得る。
- (5) 住所 発信しない。
- (6) 国籍 発信しない。

(7) その他 生年月日、家族関係、宗教等については発信しない。

(個人情報発信に係る同意)

第6条 個人情報を発信する場合は、インターネット等による個人情報発信に係る同意依頼書(様式第1号)により依頼し、インターネットによる個人情報発信に係る同意書(様式第2号)により同意が得られた場合とする。

(著作権)

第7条 写真、図版、音楽、文章及びその他の著作物の取扱いについては慎重を期し、必要に応じて著作権者の承諾を受ける。

2 公開したホームページの著作権は学校が保有し、許可なくリンク及び複写、転載、転用を禁ずる旨をトップページに明記する。

(教師による指導の徹底)

第8条 教師はインターネット等を利用した教育活動を通して、他人の中傷をしないこと、著作権、肖像権及び知的所有権に配慮することなど、ネットワーク利用における基本的モラルやマナーについて十分指導し、児童・生徒が正しく理解できるよう努めるものとする。

(管理責任者)

第9条 学校のインターネット等の利用に関する管理責任者は学校長とする。

2 学校が発信する情報は、管理責任者の許可を得たうえで発信する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日教委告示第2号)

この告示は、公布の日から施行し、平成18年3月27日から適用する。

安曇野市小・中学校情報システム利用規程

平成 19 年 3 月 28 日
安曇野市教育委員会

(趣旨)

この利用規定は、安曇野市小・中学校職員に貸与される職員用パソコン（兼学級利用パソコン）及びパソコン教室などに配置された教育用パソコン等の校内ネットワークに接続されているすべてのパソコン・図書館管理システム（穂高・堀金小学校）を利用する際の注意事項を示すとともに、特にインターネットを使用して教育活動を行う際の個人情報の保護、セキュリティの保護、著作権およびその他の配慮事項を示すものである。

(目的)

安曇野市小中学校児童生徒の情報教育環境の充実及び職員の校務が合理的に遂行できるよう、教育ネットワークを安全かつ円滑に運用することを目的とする。

(利用規程の構成)

この規程は、以下の 2 項目より構成される

第 1 章 安曇野市小中学校情報システム運用管理について

第 2 章 安曇野市小中学校インターネット利用及び個人情報保護について

(規定の遵守)

安曇野市小中学校の情報システム使用者は、この規程を遵守しなければならない。

第1章 安曇野市小中学校情報システム管理運営について

1 管理体制

(1) 管理運用は以下の規程等に従うものとする

- ①安曇野市情報システム管理運用規程
- ②安曇野市インターネット利用規程
- ③安曇野市学校におけるインターネットの利用規程
- ④安曇野市電子メール利用規程
- ⑤安曇野市個人情報保護条例
- ⑥長野県個人情報保護条例

(2) 管理運用にあたって次の管理者を置く

- ①統括管理者を安曇野市教育委員会教育長とする
- ②システム管理者を安曇野市教育委員会学校教育課長とする
- ③管理責任者を各小・中学校長とする
- ④情報管理担当者を管理責任者が指名する当該学校の職員とする
- ⑤その他、学校のルールによって運用する

(3) 情報管理担当者は、管理責任者の指導のもと各学校の職員用及び教育用パソコン等の管理運営を行う

- ①情報管理担当者は、管理者権限を有する ID・PW を使用し管理運用する
- ②ネットワーク障害及びパソコン等の不具合への対応は、以下のとおりとする
 - 保守契約あり 直接契約業者に連絡
 - 保守契約なし（スポット） 教育委員会学校教育課へ連絡

③IP アドレス及び使用者の管理

学校内に振られている IP アドレスの管理をするほか、職員用パソコンは年度当初に当該学校職員へ割り振り、誰がどのパソコンを使用しているのか明確にしておく。

DHCP は使用せず、個別に IP を振分けることを原則とする。

個人用パソコンに振った IP についても同様に管理すること。

また、様式任意により一覧にして教育委員会へ提出する。

④ソフトのインストールについて

インストールは、基本的に情報管理担当者が行うものとする。

学校備品や個人で購入した正規のソフト及び著作権フリーのソフトに限り、著作権を遵守したうえでインストールできる。ただし、パソコンの返却の時には削除して初期状態に戻すものとする。違法コピーは厳禁とする。

⑦データのバックアップについて

サーバ内のデータのバックアップを定期的にとっておく。

⑧インターネットの利用状況の把握について

定期的にインターネットの利用状況を把握し、安全に使用されていることを確認すること

また、ID・PW の不正利用と情報漏洩事故を防止するよう努めること。

⑨校内ネットワークの ID・PW の漏洩を防止すること

2 運用

(1) 使用場所について

- ①原則として校内での使用のみに制限する。
- ②職員用パソコン等を確認する校務として学校外で使用する場合には管理責任者に申し出て、許可を得て使用する。(研究会などの特別な場合に限り)
- ③校内での使用によって発生した故障や物損等による故障については、学校及び教育委員会で協議をして処理する。ただし、故意または過失による場合は、個人において処置することを原則とする。

(2) 保管場所について

- ①通常の保管場所は、警備システムのある職員室、事務室、校長室等、鍵のかかる引き出しに保管するか、管理責任者が指定した場所に保管する。
- ②窓などから見えるような場所や机上に放置したままにしない。
- ③使用者は、1年間責任を持って貸与されたパソコンを自己責任において管理する。

(3) セキュリティーについて

- ①それぞれに振られた ID・PW は使用者が大切に使用し、むやみに漏らしてはならない。
- ②パソコンには、市が指定したウィルス対策ソフトがインストールされている。
使用者は、コンピュータウィルスに対する警戒を常に怠らないようにする。
- ③ファイル交換ソフト (Winny 等) のインストール及び利用は厳禁とする。

(4) 個人パソコンの LAN 接続について

- ①市所定のパソコンが設置されている学校にあたっては、私物のパソコンの校内ネットワークへの接続は一切禁止する。(職員 1 人 1 台配置となった学校)
- ②個人パソコンには、市が指定したウィルス対策ソフトを必ずインストールする。
- ③ドメイン参加することを原則とし、情報管理者に ID・PW を設定してもらう。
- ④家庭内でネットワーク接続している PC は接続しない。

第2章 安曇野市小中学校インターネットの利用及び個人情報保護について

1 個人情報（電子データ）の扱いについて

(1) 校内でのセキュリティ確保

- ① 学校内は、接続をよく確認し（物理的に切り分けができていない学校を除いて）、第3者が簡単に個人データにアクセスできないようにする。
- ② 個人情報を含むデータは、接続パソコンのハードディスクには蓄えず、校内LANのファイルサーバ（職員用共有フォルダ）に置くこと。

(2) 校外への持ち出しについて

校外への持ち出しは禁止する。

(3) パソコン以外の媒体に保存する場合

- ① FD・CD-R・DVD-R・USBメモリなどの媒体に保存する場合は、以下のようなセキュリティ対策を必ず講じること。

〈例〉○学校全体で保管場所を決め保管するもの

耐火金庫や鍵のかかる場所へ保管

- 暗号化ソフト等でアクセスできないようにする
- 個人情報にかかわるエクセルファイルにはPWをかける

(4) 個人情報データはクライアントに保存せず、サーバ機に保存することを原則とする

2 インターネットの利用について

(1) 児童生徒の利用について

- ① 児童生徒がインターネットを利用する際は、必ず教職員の指導のもとで行う。
- ② 情報モラルの必要性や情報に対する責任について学習した上で利用する。
- ③ 著作権や商標権を侵害しないように指導する。

(2) 職員の利用について

- ① 児童・生徒への教育活動、学校・学級事務等教育上必要と認められるものとする。
- ② 私的利用は禁止する。特にインターネットを利用しての商品の売買、旅行等の予約、教育活動に無関係な情報の入手、有害情報の入手等は固く禁止する。

(3) 電子メールの利用について

- ① 情報管理担当者は、学校ごと安曇野市教育委員会を通じて市へ申請し、メールアカウントを取得する。
- ② メールアカウントはパソコン毎に固定するか、Webで使用できる。
- ③ 電子メールの利用については、以下の点に十分留意すること。
 - ・ 法令及び公序良俗に反しないこと。
 - ・ 他人を誹謗中傷したり、さげすんだりしないこと。
 - ・ 宛先を間違えないよう十分注意すること
 - ・ 個人情報などの送信しない

B01-⑨

安曇野市立小中学校電磁的記録取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、安曇野市立〇〇〇学校において扱う、電磁的記録の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録の管理)

第2 電磁的記録とは電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録で教職員が用いるものとして保有しているものをいう。

(電磁的記録の管理)

第3 電磁的記録は、次の各号に掲げる記録媒体に保存して取り扱うものとする。

- (1) 磁気テープ（リール式、カートリッジ式等）
- (2) 磁気ディスク（ハードディスク、フロッピーディスク等）
- (3) 録音テープ（カセットテープ等）
- (4) 録画テープ（ビデオテープ等）
- (5) 光ディスク（CD-ROMを含む）
- (6) 光磁気ディスク（MO、USBメモリを含む）
- (7) その他

2 コンピュータ等を用いて利用される電磁的記録についてはプログラム及びデータ等も公文書に該当するため、それぞれ必要な保存期間を設定し、適正に管理する。

3 内容を同じくする紙文書と電磁的記録については、原則としてどちらか一方を必要な期間保存すれば足りうるものであるが、双方ともに公務上必要なものとして保存する場合は、それぞれ必要な保存期間を設定し、適正に管理する。

4 日々の統計数値を積み重ねていく電磁的記録やデータベースなど、処理前と処理後の電磁的記録の一貫性が認められるものについては、既存の電磁的記録の更新として取り扱い、新たな作成とはみなされない。

(校外持ち出しの禁止)

第4 電磁的記録は、校長の承認を受けないで、校外に持ち出してはならない。

(ファイル基準表)

第5 電磁的記録は、文書と同様に文書分類表により整理する。

2 電磁的記録は、次により分類、整理することを標準とする。

- (1) 的確、簡潔なファイル名とし、「雑件」「統計」「〇〇関係」等の包括的な表現は避ける。
- (2) 非公開情報を含まない又は推測されないファイル名とする。
- (3) 内容の説明欄に「電磁 録音テープ」等、記録的媒体名を記載し、保存期間を設定する。
- (4) 紙文書と内容を同じくする電磁的記録については、管理上支障のない場合は同じファイル名とし、それぞれの保存期間を記載する。

(5) コンピュータ等を用いて利用される電磁的記録については、プログラムとデータが区別できるものはそれぞれ保存期間を定める。

(6) 例月的に作成される電磁的記録については、同じフォルダの中にまとめて保存し的確に把握できるファイル名とする。

(整理及び保存)

第6 電磁的記録は、所定の場所において適正に管理する。

(1) コンピュータ等の本体に保存する場合

ア フォルダの階層構造による整理（一般文書等）

- ・年度と係の名称を合わせたフォルダを作成する。
- ・フォルダの中に、文書分類表に沿って第1分類のフォルダを作成する。
- ・第1分類のフォルダの中に第2分類のフォルダを作成する。
- ・第2分類のフォルダの中に個別のファイル名を付けた電磁的記録を保存する。

イ ネットワークに接続してコンピュータを利用する場合においても、データは必ずサーバコンピュータに置くものとする。（端末コンピュータ本体に保存したり残したりしない）

(2) 上記(1)以外に保存する場合

ア ラベルシールによる整理（フロッピーディスク・ビデオテープ・カセットテープ等）

- ・記録媒体にラベルシールを貼り、係名、年度、ファイル名を記載する。
 - ・複数の電磁的記録が一つの記録媒体に保存されている場合は、各のファイル名を記載する。
- ただし、ファイル名については前条第2項に準ずるものとする。

(電磁的記録の統括)

第7 校長は、電磁的記録の保管・保存に当たって棄損、滅失、改ざん、漏えい等が生じないように注意し、校内における電磁的記録の管理を統括し、適正かつ円滑な運営を図らなければならない。

(電磁的記録の管理)

第8 校長に委任された電磁的記録の管理者は電磁的記録の棄損、滅失、改ざん、漏えい等が生じないように、次に掲げる必要な対策を定期的に講じ、適切に管理しなければならない。

- (1) 保全性（記録されている内容が保たれていること）の確保
 - (2) 機密性（記録されている内容が盗難、漏えい又は改ざんされていないこと）の確保
 - (3) 見読性（現在使用している機器類で再生できること）の確保
 - (4) 必要に応じた電磁的記録のバックアップの作成・保管
- 2 記録媒体の作成及び更新を行ったときは、記録状況を確認するとともに、使用しなくなった記録媒体については速やかにデータを消去し、文書分類表の整備を行わなければならない。
- 3 特別な理由がある場合を除き、記録媒体の貸出や複製を認めてはならない。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

学校長様

安曇野市教育委員会

学校情報機器におけるセキュリティ対策について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

昨今、学校が保有する機微情報に対する不正アクセス事案が発生する中で、安心してICTを活用していくために、文部科学省より「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が制定され、様々なセキュリティ面からの具体的な対策基準が示されました。また学校、教育機関で発生する情報漏えい事故は毎年100件を超えている実状の中、安曇野市としても市内学校でのセキュリティガイドラインの策定を進めるとともに、求められる対策の中で優先度が高いものから、段階的に対策を講じて参りたいと考えております。

まずは下記対策を本年度から来年度にかけて実施いたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 教職員による人的な機微情報漏えいのリスクの最小化

①主な対策【詳細 別紙1】

- ・管理された電磁的記録媒体（USBメモリ等）以外の使用禁止
- ・電磁的記録媒体の暗号化の徹底

②スケジュール

- ・穂高地域小中学校 ⇒ 本年度の情報機器更新に合わせて実施
- ・堀金・明科地域小中学校 ⇒ 本年度の10月～2月に実施予定
- ・豊科・三郷地域小中学校 ⇒ 本年度の10月～2月 又は
来年度の情報機器更新に合わせて実施予定

2. 学校単位で機微情報を管理するリスクの低減

①主な対策 【詳細 別紙2】

- ・機微情報を保管する校務系サーバの一元管理
- ・管理者権限の一元管理
- ・ログオンパスワードポリシーの一元管理

②スケジュール

- ・穂高地域小中学校 ⇒ 本年度の情報機器更新に合わせて実施
- ・堀金・明科地域小中学校 ⇒ 平成28年度情報機器更新で実施済み
- ・豊科・三郷地域小中学校 ⇒ 来年度の情報機器更新に合わせて実施予定

<裏面につづく>

3. 児童生徒・部外者による個人情報アクセスリスクからの回避

①主な対策 【詳細 別紙3】

- ・校務系システムと学習系システム間の通信経路の論理的分離

②スケジュール

- ・穂高地域小中学校 ⇒ 本年度の情報機器更新に合わせて実施
- ・堀金・明科地域小中学校 ⇒ 平成28年度情報機器更新で実施済み
- ・豊科・三郷地域小中学校 ⇒ 来年度の情報機器更新に合わせて実施予定

4. 上記対策における学校ルールの見直し【詳細 別紙4】

文科省制定の「セキュリティガイドライン」では、市教育委員会で学校を対象としたセキュリティポリシーを策定し、その対策基準に基づいた実施手順を学校で設けていくことを推奨しておりますが、市教育委員会で定めている基準は平成19年に策定の「安曇野市小・中学校情報システム利用規定」で示した基準のみであり、内容・基準において、現状に合っておらず、不十分となっており、学校現場に任せている面が大きくなっております。

つきましては、今後、利用規定を全面的に見直し、安曇野市内小中学校向けのセキュリティポリシーを策定していきますが、今回の上記技術的対策に合わせて、先立てて別紙基準を設けますので、学校での実施ルールを見直し、対応をお願いいたします。

～最後に～

文科省制定のセキュリティガイドラインの対策基準は、安曇野市小中学校と現状と比べ、大変厳しいものとなっております。また、県立高校および特別支援学校において、個人情報が保存されたUSBメモリを紛失する事案が発生したことから、今後、県内小中学校においても、強固なセキュリティ対策が必要になることが思料されます。

安曇野市教育委員会としても、学校という教育現場を考慮したセキュリティ環境の改善を行い、先生の負担が少ない仕組みを検討しながらセキュリティ強化を図って参りたいと考えております。

しかし、どのような技術的な規制をかけても限界があり、教職員一人ひとりがセキュリティ・モラルを意識して行動していただくことが何よりも重要であるため、学校におきましては、実施ルールの徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

安曇野市教育委員会 教育部 学校教育課
課長 平林 洋一
学校教育係 櫻井・矢下
TEL : 0263-71-2460
FAX : 0263-71-2338

1. 教職員による人的な機微情報漏えいのリスクの最小化

ア. USBメモリの配布

例年、漏洩した経路・媒体「USBメモリ」が大半を占めており、特に強固な対策を講じる必要があるため、下記機能を持つUSBメモリを学校へ配布を行う。（配布数は学級数の半数程度を予定）

- ・ 最高レベルの暗号化方式
- ・ 接続時のパスワード認証あり
- ・ 外部PCへのデータの移動・コピーを制限。但しUSB内での編集・保存は可能
- ・ USBメモリ内の有効期限が設定でき、期限超過後に保存情報が自動的に破棄される

イ. USBメモリ、SDカードの制御

紛失等の可能性が高いUSBメモリ・SDカードについて以下制限を行う。

① 学校パソコンからUSBメモリ・SDカードへの書き込み（持出し）

各パソコンから上記配布の USB メモリ以外の USB メモリ・SD カードへの情報の書き出しを禁止する。

② 電磁的記録媒体から学校パソコンへの書き込み（持ち込み）

USB メモリ・SD カードからパソコンへの書き出しはその媒体からも基本的に許可とする。各教職員がウィルス感染等のリスクを注意して取扱いを行うこと。

③ 印刷機等への利用

配布する USB メモリは暗号化され、外部端末へのデータ保存ができないため、印刷機に差し込んでも利用できないことから、学校から申請があれば2本程度を限定とし暗号化していない USB メモリの利用を許可する。但し、外部への持ち出しは禁止とし、学校で管理すること。

④ その他

その他暗号化された USB メモリではできない業務がある場合、その業務の頻度、別方法の有無等から対応を検討する。

2. 学校単位で機微情報を管理するリスクの低減

ア. 校務用データの保存先変更

校務用ファイルサーバに保存されている校務データは個人情報が多く含まれている重要なデータとなりますので、防犯、空調が整備された庁舎内サーバ室設置のファイルサーバにネットワーク状況を検証しながら移管していくこととします。教育用サーバ、画像動画用のストレージに関しては、従来通り学校内に設置します。

イ. 管理者アカウントの制限

現状の学校 PC には、私的なソフトウェアや信頼性が低いフリーソフトがインストールされており、また管理者権限を持ったアカウントは PC の重要な設定を自由に変更できるため、ウィルス感染時の影響が深刻になる可能性が高くなることから、今後は管理者アカウントを市教育委員会で一括管理いたします。

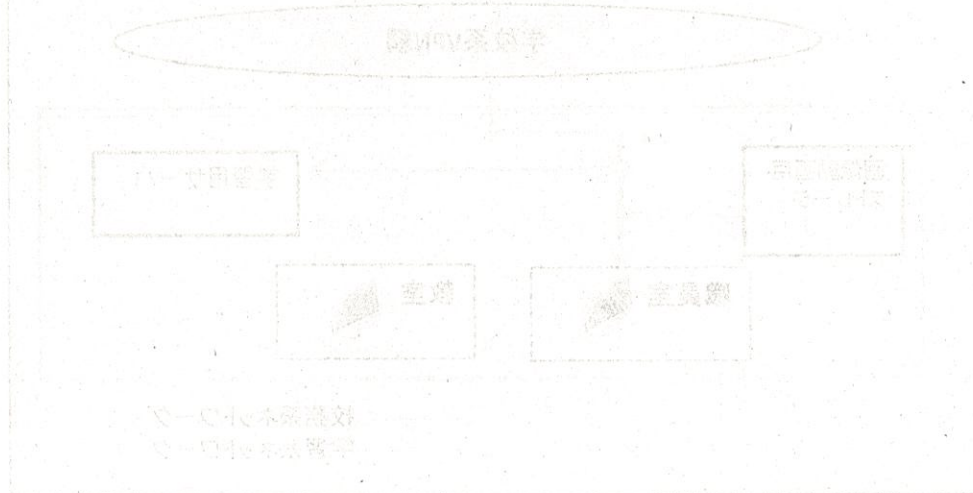
ソフトウェアのインストールに管理者権限が必要な場合は、一時的な管理者 ID 及びパスワードを発行いたしますので、市教委に電話又はメールにて申請していただくようお願いします。

ウ. PC ログインパスワードのポリシー設定

セキュリティ向上のため、PC のログインパスワードのポリシーを設定します。

- ① パスワードの長さ 6文字以上
- ② パスワードの有効期間 180日

パスワードの書かれた付箋を PC や机に貼らないよう徹底して下さい。



3. 児童生徒・部外者によるアクセスリスクからの回避

ア. 校務系・学習系ネットワークの分離

児童生徒・部外者による校務情報への不正アクセスの防止を強化するため、校内 LAN を校務系ネットワークと学習系ネットワークへの分離を行います。

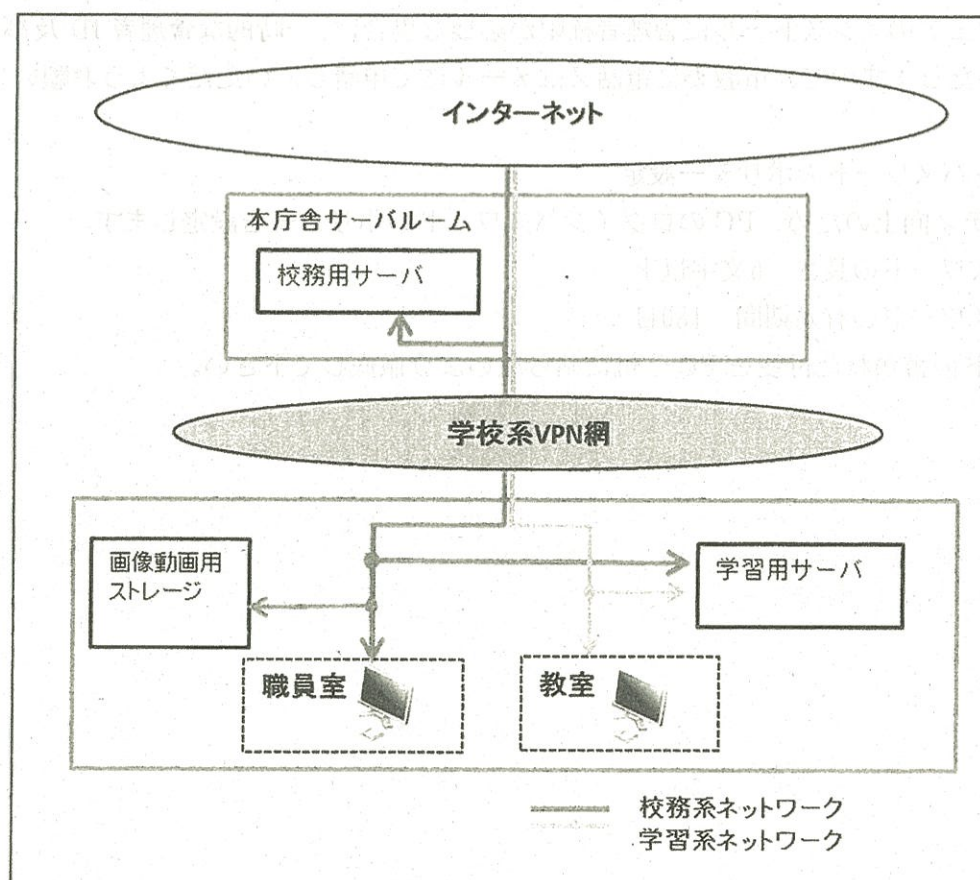
① 校務系ネットワーク接続可 例//校長室・職員室・研究室・保健室等

② 学習系ネットワーク接続可 例//PC教室、普通教室、特別教室

校務系ネットワークに属している職員室等からは校務用サーバ及び学習用サーバにアクセスできますが、学習系ネットワークに属している教室等からは学習用サーバのみへのアクセスになります。校務作業を実施する場合は、校務系ネットワークが配備されている職員室等でお願いたします。

※学校ネットワーク図参照

※学校ネットワーク図



対策基準：セキュリティに関する教職員の遵守事項

1. モバイル端末や電磁的記録媒体、情報資産等の持ち出しの制限

- ① 個人情報の校外への持ち出しは原則禁止とする。ただし、学校長の許可を得たうえで、必要最小限のデータに限り持ち出すことができる。その際、自己責任において盗難、紛失等の不慮の自己にも最大限の配慮と対策を行わなくてはならない。

＜※安曇野市小・中学校情報システム利用規定 2章 1の（3）より＞

- ② 教職員等は、学校のモバイル端末、電磁的記録媒体を持ち出す場合には、学校長の許可を得なければならない。
- ③ 教職員は外部で情報処理作業を行うため、情報資産を持ち出す場合には、データ暗号化機能を備える電磁記録媒体を利用しなければならない。

2. 持出しの記録

学校長は持ち出す端末や記録媒体、情報資産の内容の記録を作成し、保管しなければならない。

3. 支給以外のパソコン、モバイル端末の業務利用

教職員等は、支給以外のパソコン、モバイル端末を原則業務に利用してはならない。
ただし、業務上必要な場合は学校長の許可を得て利用することができる。

4. ID・パスワードの管理

教職員等は自己の管理するID・パスワードに関して、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない。
- ② 共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者以外に利用させてはならない。
- ③ パスワードは、他者に知られないように管理しなければならない。
- ④ パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものにしなければならない。
- ⑤ パスワードが流出したおそれがある場合には、市教育委員会学校教育課担当者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更しなければならない。
- ⑥ パスワードは定期的に又はアクセス回数に基づいて変更し、古いパスワードを再利用してはならない。

5. 無許可ソフトウェアの導入等の禁止

- ① 教職員等は、パソコンやモバイル端末に無断にソフトウェアを導入してはならない。
- ② 教職員等は、業務上の必要がある場合、教育委員会学校教育課及び学校長の許可を得て導入することができる。導入する際は学校教育課担当者の指示に従い作業を行わなければならない。

令和 4 年 9 月 27 日

個人情報に関して特に留意すべき取扱い

安曇野市教育委員会

1 個人情報の持ち出しについて

- * 個人情報を含む文書は、許可なく持ち出ししない。
- * 出張等でやむを得ず個人情報を含む文書を職場から持ち出す場合に限り、所属において持ち出し許可簿等を作成し、出張の前後に校長の確認を受けるなど、適切に管理すること。
- * 出張時の紛失、盗難を防止するため、文書等を車中に放置したりすることのないようにすること。
- * やむを得ず外に持ち出す個人情報を含む文書が電磁的記録である場合は、パスワードの設定等を行い、容易に読み取られないような措置を講じること。

2 重要な影響を及ぼす情報資産の取扱いについて

- * 漏えいすることで児童生徒等の生命・財産・プライバシーや学校事務の執行に重大な影響を及ぼす情報資産は、外部のネットワークに対して電子メール等を使用して送信しないこと。例外的に、送信が必要な場合は、校長の許可を得ることとし、暗号化又はパスワード等の措置を講じること。

3 個人情報を含む文書等の送付について

- * 個人情報を含む文書を郵送やファックス、電子メール等で送信する場合は、宛名や相手方をよく確認し、誤発送、誤送信をしないよう、注意すること。
- ・ 慎重に複数人で宛先を確認するなど、誤送信を防止する対策を講じた上で送信する。未登録のアドレスに送信する際には、アドレス帳に登録しテスト送信で確認を行った後、運用する。

4 宿泊行事等での児童生徒の個人情報の扱い

- ・ 校外学習等で教職員が携行するファイルなどは、紛失・置き忘れが生じることがあるという前提で所持品管理を行い、行程の中でも複数回、保管状況の確認機会を設定するとともに、記載されている情報から個人が特定されないよう、記載方法を工夫して持参する。
- ・ 紛失時のリスクを軽減するため、健康情報と緊急連絡先といった、目的や内容の異なる個人情報を、同一用紙にまとめて管理することがないように留意する。
- ・ 緊急時の保護者連絡先は、原則、携帯しない。必要な情報は学校本部で一括管理すること。

(※印参考：令和 3 年 7 月 21 日 3 教義第 551 号「個人情報等の管理の徹底について」)

(補足)

□市教育委員会貸与以外の情報端末への個人情報の格納（保存）取扱いについて

- ・ 市教育委員会貸与以外の情報端末に個人情報を格納することは、原則、禁止とする。
- ・ 市教育委員会の許可を得た情報端末に、個人情報を格納することは、可能である。

報告第3号	教育部 学校教育課
令和5年3月28日提出	(課長) 太田 雅史 (担当係長) 堀内 雅文

タイトル	安曇野市コミュニティスクール事業 学校運営協議会における意見の申し出について
決定を要する事項の内容	
要旨	令和4年度の学校運営協議会において、学校長及び教育委員会への意見の申し出状況について報告します。
説明	安曇野市コミュニティスクール事業 学校運営協議会では、学校長が作成する学校教育目標及び学校経営計画を承認する役割を有するほか、学校の運営全般、または学校教育目標及び学校経営計画に基づく職員の採用その他任用※に関する事項について、学校長、教育委員会及び任命権者に意見を述べることであります。 令和4年度の学校運営協議会における学校の運営全般、または学校教育目標及び学校経営計画に基づく職員の採用その他任用※に関する事項への意見の申し出を別紙のとおりまとめましたので報告します。 ※職員の任用に関する意見については、特定の個人に関するもの及び分限処分、懲戒処分、勤務条件の決定等に関するものを除くこととしております。 根拠法令：地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）、安曇野市学校運営協議会の設置等に関する規則

学校運営協議会からの意見の申出状況一覧

安曇野市学校運営協議会の設置等に関する規則第5条に基づく意見は以下のとおりです。

1 学校の運営全般に関する意見

学校名	意見
豊科北小学校	核家族化や共働き家庭の増加、少子化など、児童が社会と結びつく機会が減少している。いじめなど、社会課題が危惧されることから、学校にも地域にも自身の居場所があり、つながっている意識を育んでいきたい。 クラス内にとどまらず、父兄、先生方はもちろん地域の住民との交流を深める学習を望む。 クラス内のグループ学習、担任の複数化に始まり、地域におけるイベントや各種行事にも参加する機会、学習する機会を一層強化していただきたい。 【教育委員会及び学校長に対する意見】
三郷中学校	小中で「育てたい子ども像」を共有し、三郷小学校との連携をさらに密にしていくこと。また、家庭学習（自主学習）の充実や、不登校対策なども、小中で連携して取り組んでいただきたい。 【学校長に対する意見】
○意見の申し出なし（15校） 豊科南小学校、豊科東小学校、穂高南小学校、穂高北小学校、穂高西小学校、三郷小学校、堀金小学校、明南小学校、明北小学校、豊科南中学校、豊科北中学校、穂高東中学校、穂高西中学校、堀金中学校、明科中学校 ※三郷小学校の第3回学校運営協議会は3月27日に予定されております。	

2 学校教育目標及び学校経営計画に基づく職員の採用その他任用に関する意見

学校名	意見
○意見の申し出なし（17校） 豊科南小学校、豊科北小学校、豊科東小学校、穂高南小学校、穂高北小学校、穂高西小学校、三郷小学校、堀金小学校、明南小学校、明北小学校、豊科南中学校、豊科北中学校、穂高東中学校、穂高西中学校、三郷中学校、堀金中学校、明科中学校 ※三郷小学校の第3回学校運営協議会は3月27日に予定されております。	

報告第4号	教 育 部 子ども家庭支援課
令和5年3月28日提出	(課長) 西澤 弘修 (担当) 赤羽 賢一

タイトル	安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員の委嘱について
	委員の委嘱
要旨	安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員会設置要領第5条により、別紙の者を「安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員」に委嘱したので報告します。 【安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員設置要領抜粋】 (趣旨) 第1条 この要領は、黒沢洞合自然公園（以下「公園」という。）の拡張整備について検討するため、安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 (1) 関係地区の代表者 (2) 学識経験を有する者 (3) 教育関係者 (4) 行政関係者 (5) その他教育委員会が認める者 (任期) 第4条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度末日までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じ、補充により委嘱した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
	○委嘱した者 別紙のとおり 14人 交付日：令和5年4月1日 任 期：令和6年3月31日まで

黒沢洞合自然公園整備検討委員会名簿

	氏名	備考	新任 ／再任
1	中田 昭治	関係地区代表	再任
2	猿田 久雄	学識経験者	再任
3	浅川 行雄	学識経験者	再任
4	窪田 尚幸	学識経験者	再任
5	那須野 雅好	学識経験者	再任
6	杓掛 隆	教育関係者	再任
7	榛葉 亨	教育関係者	新任
8	佐藤 明利	学識経験者	再任
9	城取 信久	行政関係者	再任
10	百瀬 正幸	行政関係者	新任
11	大浜 崇	市長が必要と認める者	再任
12	中田 信一郎	市長が必要と認める者	再任
13	廣瀬 洋子	市長が必要と認める者	再任
14	東本 優子	市長が必要と認める者	再任

報告第5号	教 育 部 子ども家庭支援課
令和5年3月28日提出	(課長) 西澤 弘修 (担当) 赤羽 賢一

タイトル	小規模保育事業所「(仮)穂高みらいく保育園」の開園延期について
	令和5年4月開園予定であった小規模保育事業所「(仮)穂高みらいく保育園」の開園が同年5月に遅延することとなったため報告します。
要旨	(1) 事業者 一般社団法人信州子育てみらいネット (仮)穂高みらいく保育園 (2) 保育の規模 小規模保育事業(0-2歳児 定員 19名) (3) 主な経過 R4. 7. 11 事業採択 許可申請(農地転用・建築確認等) R4. 11~12 2回の入札不落 R4. 12. 5 建築工事契約 着工 R4. 12. 7 国交付金交付決定 R4. 12. 13 市補助金交付決定 R5. 1. 16 事業所より開園予定に係る協議書の提出 主な遅延の理由: エアコン納期の遅延 R5. 1. 19 県を通じ国へ事業の繰越を協議依頼 (4) 建築の現状 外壁(断熱材設置済み)着手、樋設置 3月9日現在 (5) 対応 同保育園への入園希望は5名。内2名は年度途中での入園を希望。残る3名は、近隣のこども園で開園まで受け入る。

報告第6号	教育部 各課
令和5年3月28日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	学校教育課 1件 文化課 1件 子ども家庭支援課 1件 (詳細別紙)

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

学校教育課 共催・後援台帳(令和4年度3月定例会専決事項)

No.	受付日	年度	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R3	R2	R1	所管課意見
33	R5.2.21	R4	松本ソニタクラブローズデーイベント	国際ソニタ松本ソニタクラブ 会長:横山 和佳枝	国際ソニタ松本ソニタクラブ	後援	多くの性教育担当教員に参加していただきたいため	2月20日	令和5年5月28日(日) 14:00~16:00	○	過去承認	○	オンライン開催(ZOOM)	国際女性デーにちなんだ企画。子どもを性被害から守るために中学生性教育担当教員を対象に性教育の現状と課題について研修する。	①中学校における性教育に関するアンケート結果報告 ②基調講演「思春期における性教育の現状と課題」点二れからの性教育に向けて」 ③質疑応答 基調講演・アンケートについて	○	-	-	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和4年度 3月定例会報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R3	R2	R1	所管 課 意見
81	R5.3.14	文化	2023年度ピティナ ピアノステップ 松 本夏季地区	一般社団法人 全日本ピアノ指 導者協会、松 都松本ステー ション	一般社団 法人 全日 本ピアノ指 導者協会、 望月 玲子 スケーショ ン	後援	安曇野地域から も本拠のピアノ 学習者が参加し ていることから、 広く安曇野市民 に周知するた め。	3月13日	令和5年7 月16日 (日)	○	過去承 認		3月14日	松本市音楽 文化ホール	ピアノ学習者とその個性及び環 境に応じた学習方法により、ピ アノ学習を生涯にわたり継続す ることで音楽を楽しむながら演奏能 力の向上をはかり、学習成果の 確認をすることを目的とする。	ピアノ演奏能力を導入から展開 へと全23ステップの段階構成し、 公開のステージでの演奏に對 し、専門家がアドバイス、成績評 価、合格判定を行い、段階的な 演奏能力の向上を促す。参加の 履歴は「バスポート」に記録され5 回、10回など継続して参加した方 への継続表彰を行い、ピアノ/学 習の継続を促す。 入場料：無料				基準 第3条 第2項 及び 第4条 第2号 により 可

教育部子ども家庭支援課 共催・後援台帳(令和4年度3月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R3	R2	R1	所管課意見
28	令和4.16	児童青少年課	ガールスカウトフェスティバル	ガールスカウト長野県第38団	ガールスカウト長野県第38団	後援	一般のお子様にもスカウトたちの体験をしてもらい、運動を身につけて解決していく力を育てられたらいいと思う。	2月16日	令和5年3月21日(火)	○	過去承認	○	2月20日	三郷文化公園	年少部門(5歳～小学3年)の体験集会を行うことによりガールスカウトの認知度を高める	参加費200円 ・ネイチャーゲーム、ロープで地域を教う?、くらべてみよう!はかってみよう!、クラフト、ソング	○	-	-	基盤第3条第2項及び第4条第2号により可

報告第7号

令和4年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
就学時健康診断業務	○来年度実施日程決定・通知	
教職員健康推進事業	○カウンセリングルーム実施 ・3/17：会場 穂高会館	
就学事務		
就学援助事務	○就学援助 ・後期支給 3/8 ・事前支給 3/8 ・令和5年度案内等配布準備 ○特別支援教育就学奨励費 ・後期支給 3/8	○就学援助 ・令和5年度申請受付 4/6～
GIGA スクール	○活用支援 ・指導主事と協力し、各学校の授業支援や教員向け研修等を実施 ・GIGA スクールサポーターによる各校での ICT 活用相談 ○セキュリティ関連 ・教育情報セキュリティポリシーの策定・周知 ○年度末更新作業 ・Chromebook 台数調整 ・アカウント作成等	○活用支援 ・新規教職員向けの ICT 関連研修の実施 ・GIGA スクールサポーターによる各校での ICT 活用相談 ○セキュリティ関連 ・教育情報セキュリティポリシー・各種マニュアルに関する説明資料作成
コミュニティスクール事業	○学校運営協議会運営支援（オブザーバー参加分） ・3/1 穂高東中学校 ○第2回地域コーディネーター連絡会 ・3/10 実施状況報告、情報交換 ○地域学校協働本部連絡会 ・3/1 堀金地域	○学校運営協議会委員委嘱、地域コーディネーター委嘱 ○地域区長会・主任児童委員定例会（協力依頼） ○堀金地域・三郷地域教育関係者連絡会 ○第1回地域コーディネーター連絡会
学校安全支援事業	○第2回通学路交通安全部会 3月2日 ・令和4年度通学路合同点検の結果報告及び対策案について ○第2回安曇野市交通安全推進協議会 3月15日 ・令和4年度通学路合同点検の結果報告及び対策（案）の承認について ・令和5年度安曇野市通学路交通安全プログラムの実施概要について	○オクレンジャー年度更新作業 ○指定通学路届出書の提出依頼 ○令和5年度小中学校通学路安全マップの配布

令和4年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校給食課>

学校給食担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	○学校給食費について、値上げ分（20 円/食）の公費負担額 2,834 万円を新年度予算に計上した。 ○来年度、南部給食センターで豊科南中の給食を提供することについて調整をおこなう。	○令和5年度給食費 小学校 300 円/食（うち保護者負担 280 円） 中学校 350 円/食（うち保護者負担 330 円） ○随時調整作業を実施する。
学校給食費会計公会計化事業		○給食費の未納の洗い出しを行い催告を実施していく。
各給食センター管理運営事業	○所管する学校へ安全・安心でおいしい給食が提供できるように、春休みの期間を利用し、施設及び調理環境の点検整備を集中的に行う。	
堀金給食センター設備更新事業	○堀金学校給食センター厨房機器等更新工事に伴う事業内容やスケジュールの調整を随時行う。	○設計業務を行う業者と随時打ち合わせを進めながら設計を行っていく。

令和4年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育係

生涯学習推進費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
日本語教室	豊科3月5日、12日、19日、26日（日） 穂高3月4日、11日、18日、25日（土） 三郷3月4日、11日、18日、25日（土） 堀金3月5日、12日、19日、26日（日） 日本語教室ボランティアきっかけ講座 第1回3月8日（水） 第2回3月15日（水）	豊科4月2日、9日、16日、23日、30日（日） 穂高4月1日、8日、15日、22日、29日（土） 三郷4月1日、8日、15日、22日、29日（土） 明科4月12日、19日、26日（水）
生涯学習推進計画	パブリックコメント2月22日（木）～3月22日（木）	

人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
人権教育推進事業	3月22日（水）社会教育指導員連絡会	4月11日（火）社会教育指導員連絡会

中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
公民館長・主事会	3月13日（月）	
公民館報	3月2日（木）館報68号企画会議 3月22日（水）館報67号発行	
中信地区公民館運営協議会		4月26日（水）第1回評議員会
地域学校協働本部連絡会	3月1日（水）堀金地域学校協働活動本部連絡会	4月26日（水）三郷地域学校協働本部連絡会
総合芸術展	3月9日（木）～17日（金）開催	
芸能フェスティバル	3月5日（日）開催	
公民館運営審議会	3月24日（金）第3回公民館運営審議会	4月13日（木）郡市公民館運営協議会事務局長・主事会代表合同会議
社会教育委員の会	3月27日（月）第4回社会教育委員の会	
生涯学習情報		4月下旬生涯学習情報～Link～春号及び施設情報版発行

令和4年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課豊科生涯学習係（豊科公民館）

豊科公民館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科公民館サポート委員会	期日：3月10日（金）会議開催 令和4年度事業報告と令和5年度公民館事業計画説明を行う。委員の任期（2年）満了。5名の内4名継続いただけることを確認。1名が退任、交代。	公民館事業について前向きなご意見をいただいた。 5年度も事業計画に沿ってご協力いただく。
ふるさと探訪講座「安曇野道祖神散歩」	期日：3月17日（金） 穂高地域の道祖神を巡る。 講師 窪田 雅之さん（松本市文書館職員）	令和5年度も地域の石像文化財とそれにまつわる地域の民俗を学ぶ講座を開く予定。
暮らしの知恵講座「春を彩る寄せ植え」	期日：3月22日（水） 講師 佐川正樹さん（暮らしを彩る雑貨と花たち「カレン」）	
童謡祭り・作詞作曲コンクール	第42回作詞作曲コンクール受賞作品決定 ・学校を通じて審査結果を通知	4月中旬 実行委員会を開催予定 5月27日（土）のイベントに向けて準備をしていく。
地区公民館役員研修会	令和5年度各地区公民館役員の報告（総会等の都合で未だ新役員が決定しない地区については引継ぎを依頼）	4月15日（土） 場所 豊科公民館ホール 役員を対象に地区公民館事業の補助制度、事業計画、公民館活動の意義等について説明。

豊科公民館施設管理運営事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科公民館・ホール	3月4日（土）安曇野市健康づくり推進員総会・研修会【ホール対応】	
	3月5日（日）安曇野市芸能フェスティバル【ホール対応】	
	3月12日（土）吹奏楽団「幻」公演【ホール対応】	
	3月27日（月）ピアノ教室練習（ビバ・ムジカ）【ホール対応】	
	3月29日（水）ピアノ調律【ホール、公民館保守】	
		4月1日（土）長野県サッカー協会U-15 サッカーリーグ開幕式【ホール対応】
		4月8日（土）長野県議会議員選挙事務担当者説明会【ホール対応】
		4月9日（日）長野県議会議員選挙投票所（成相地区）【ホール対応】
		4月22日（土）健康づくり推進委員委嘱状交付式【ホール対応】

令和4年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課穂高生涯学習係（穂高公民館）

穂高公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
季節の料理教室	3月14日（火） やしょうま作り教室	
健康づくり講座		4月6日（木） 太極拳教室① 4月13日（木） 太極拳教室② 4月20日（木） 太極拳教室③ 4月27日（木） 太極拳教室④
自然体験講座		4月21日（金） バードウォッチング教室
趣味の講座		4月25日（火） 季節の水彩画教室（春）
地区公民館長会議①		4月6日（木） 穂高公民館第2会議室
地区公民館対抗球技大会代 表者会議		4月26日（水） 穂高公民館第2会議室

三郷公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
親子支援講座	3月10日（金） ひまわりクラブ説明会 三郷公民館講堂	
I C T 講座	3月15日（水） はじめてのスマホ教室② 三郷公民館講義室	
教養講座	3月19日（日） みさと落語会 三郷公民館講堂	
親子支援講座		4月7日（金） ひまわりクラブ開講式 三郷公民館201会議室
地区公民館長・主事会議		4月15日（土） 三郷公民館講堂
健康長寿講座		4月20日（木） 脳の健康教室① 三郷公民館講堂
三郷地域学校協働本部連絡 会		4月26日（水） 三郷公民館講堂
春季スポーツ大会説明会		4月28日（金） 三郷公民館講堂 地区公民館体育部長対象

令和4年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課堀金生涯学習係（堀金公民館）

堀金公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
堀金地域学校協働本部連絡会	3月1日（水）堀金公民館講堂 出席者 22名	
堀金のお宝発見講座「雑誌『信濃不二』から堀金を探る」	3月21日（火）堀金公民館講堂 定員 80名	
堀金のお宝発見講座「プラタモリ案内人が語る地質から見た堀金の面白さ」		4月9日（日）実施
地区公民館役員会		4月11日（火）実施
堀金人権教育推進協議会		4月18日（火）実施
拾ヶ堰フットバス		4月22日（土）実施
菊づくり講座①		4月27日（木）から全8回実施予定。
農業体験講座①		4月29日（土）から全7回実施予定。

明科公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
明科いいまちサロン	3月25日（土） 3月例会 「早春コンサート」 春の訪れを感じながら、フルートとピアノのしらべを楽しむ。	
I C T講座		4月4日（火） スマホ相談室 基礎編第1回 スマホの基本的な操作、アプリの使い方を個別に説明。
春の歌声ひろば		4月20日（木） アコーディオンの演奏にあわせてみんなで懐かしい歌謡曲、童謡、唱歌を歌いましょう。
明科歴史探訪講座	3月9日（木） 大逆事件の26人 第3回 大逆事件で起訴され、有罪となった26人のそれぞれの人物像、生きざまを解説。	
春休み将棋教室	3月23日（木）、24日（金） 子どもから大人まで、初心者から上級者まで楽しめる教室。	
地区公民館長・主事会議		4月18日（火）実施予定

令和4年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

芸術教育普及事業

事業	現況	今後の取り組み 備考
美術館博物館 年間予定表	令和4年度 美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポート の発行(全児童・生徒へ配布(R4.4/22)) 1月利用者数:35人、2月利用者数:44人	
あづみのミュージアム カード	安曇野市・池田町・松川村・大町市の一部の美術館・博物館 等の周遊を図る。(3/19 配布開始) 1月の総配布枚数 835枚、2月の総配布枚数 448枚	
安曇野市ミュージアム 活性化事業	専門部会 3月1日(水) 実行委員会 3月7日(火)	
東京藝大連携事業	リーダーズバンド楽器演奏指導 3月18日(土) 豊科南中	
あづみのジュニア クラシックコンサート	3月25日(土) みらい 令和4年7月のオーディションにより選出された児童・生徒 11組13人による演奏	
早春賦音楽祭	あづみ野公園早春賦音楽祭 5月14日(日)	
安曇野の工業技術 【共催】	安曇野の工業技術—MONOZUKURI と美—「工業製品に宿る精緻 な美しさ」主催:碌山美術館 3月18日(土)~26日(日) みらい ワークショップ 3月19日(日)	

文化振興総務費

事業	現況	今後の取り組み 備考
博物館協議会	第3回博物館協議会 3月7日(火) 議事録次回	

指定管理施設の事業

事業	現況	今後の取り組み 備考
豊科近代美術館	豊科近代美術館友の会展(3/4~3/21) 奥村光正展(12/13~3/26)	
田淵行男記念館	田淵行男写真展「山の季節」(3/4~6/25) 那須野雅好写真展「飛翔」(3/4~6/4)	
高橋節郎記念美術館 穂高陶芸会館 飯沼飛行士記念館	常設展示	

博物館担当

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
収蔵資料整理	・収蔵庫内の民俗資料の整理 新市立博物館の整備に向けて、資料の所在や破損の有無を確認。	
企画展	・第39回白鳥写真展 会期：2月4日(土)～3月5日(日) 入館者：684人 ・春季企画展「わたしの野良着」 会期：3月18日(土)～5月21日(日)	
講座等	・こたつ講座 期日：2月18日(土) 参加者：23人 3月4日(土) 参加者：14人 3月11日(土) 参加者：25人 3月25日(土) (春季企画展関連講座・ワークショップ) ・ギャラリートーク 3月18日(土) ・布ぞうりづくり 3月26日(日)	(春季企画展関連講座) ・伸子針 しんしぼり で洗い張り体験 4月16日(日) ・綿の手紬コースターづくり 5月14日(日) ・ギャラリートーク 5月13日(土) ・講演会「仕事着から見た人々の暮らし」 5月20日(土)
職員派遣等	・環境課の自然環境保護を目的とする業務への協力	

新市立博物館整備事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
安曇野市バーチャルミュージアム	・市ホームページサブサイト「安曇野市バーチャルミュージアム」とFacebook ページ「安曇野市教育委員会文化課」 公開(令和3年3月1日～)	
コンパクト展示	・「臼井吉見 その人、その言葉」 会期：1月31日(火)～3月31日(金) 場所：ほりで～ゆー四季の郷	

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
穂高郷土資料館 穂高鐘の鳴る丘集会所	県宝の縄文土器のほか、鐘の鳴る丘集会所紹介コーナー、農具や漁具、養蚕資料など民具を展示。	

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
企画展示等	・ 第 10 回瀧澤伸介絵画展 会期：2 月 18 日（土）～3 月 5 日（日）入館者：203 人 ・ 第 20 回三郷美術会新春小品展 会期：3 月 11 日（土）～3 月 26 日（日）	

文書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
重要文書等収集・ 整理	公開資料点数 公文書 48,796 点、地域資料 48,844 点 (2 月末現在) (2 月新規点数/公文書 93 点、地域資料 57 点)	
企画展示等	・ 『『豊科の宝』刊行記念展示』 会期：1 月 15 日（日）～3 月 31 日（金）	
講座等	・ 古文書初級講座 「ここから始める古文書解読『読んでみよう、くずし字』」 2 月 6 日・13 日・20 日・27 日、3 月 6 日（全 5 回） 参加者：各回 12 人	
市誌編さん	・ 安曇野市誌編さん専門調査会（民俗部会） 資料編（豊科編）原稿 2 月末提出	

臼井吉見文学館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
講座等	・ 春の講演会「極々私的な臼井吉見体験」 (講師：降旗牛朗氏) 期日：3 月 19 日（日）	

歴史文化遺産再発見事業(文化庁補助事業)

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
『明科の宝』『穂高の宝』『豊科の宝』の頒布等	・ 明科及び穂高の『宝』は、配布終了。 ・ 『豊科の宝』は、豊科郷土博物館にて無料配布中。 ・ 市ホームページを通じて PDF 版を公開。また市内各図書館で閲覧、貸出が可能。	
『三郷の宝』の刊行	・ 『三郷の宝』3 月 10 日から、豊科郷土博物館等にて無料配布開始。 ・ 市ホームページにて PDF 版公開開始。	

文化財保護・保全事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
文化財補助事業事務	▼指定文化財の所有者・管理者が実施する文化財保護事業に対し、「安曇野市文化財保護事業補助要綱」に基づき補助金を交付。令和4年度は16事業に交付決定 ・文化財の修理及び復旧事業3件（市3件） ・無形民俗文化財保存伝承等8件（県2件、市6件） ・有形文化財の防災設備保守点検5件（国1件、市4件） ▼国庫補助事業「令和3年度補正予算事業 地域文化財総合活用推進事業（地域の伝統行事等のための伝承事業）」を活用し、国選択文化財「安曇平のお船祭り」の内、申請4団体に対する書類等作成の助言、指導 ・楡祭り保存会（住吉神社まつり）：笛・法被新調、囃子採譜 ・中萱紫石会（熊野神社まつり）：笛・半天新調 ・真々部諏訪神社氏子：山車の修繕 ・穂高人形・御船保存会：お船の修繕、法被・背景幕新調	
文化財の保全管理等に関する事務手続きと協議等	市指定文化財中村の大己社本殿の修理について、総代と協議等。	所有者・管理者等の高齢化が懸念されている
「安曇野の建造物」調査	信州大学工学部建築学科（梅干野研究室）との連携事業 ・市内神社の本殿計19棟調査した。また昨年度調査した神社本殿については、成果報告等を地元の神社氏子らを対象に実施した。	
文化財保護へ向けた啓発活動	いわれの地標柱等修繕事業 明科七貴2箇所	随時
文化財の無料公開	重要文化財「曾根原家住宅」・県宝「光久寺の文化財（木造日光菩薩立像・月光菩薩立像、薬師堂）」の無料公開を各9回実施	月一回の無料公開を実施 令和4年度（予定） 曾根原家 10回 光久寺 9回
地区の祭り実施状況調査	令和3年度に引き続き、調査票（アンケート）の配布により、お祭りの開催状況及び中止・縮小に至った経過の把握をすすめる（調査対象：指定文化財16件、未指定16件）	調査結果を市ホームページで公開予定
文化財保存活用地域計画	策定にむけて他自治体の先行事例の研究 国の補助金の要望書を提出	研究継続
文化的景観保存活用計画	他自治体の先行事例の研究及び、文化庁主催研修会への参加	研究継続

埋蔵文化財発掘調査事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
遺跡内での開発に 対しての協議及び 工事立会の実施	一般開発・公共事業に伴う現地協議及び工事立会い	随時対応
法第 93・94 条関係 の事務	周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の 届出・通知受付事務 ▼埋蔵文化財包蔵地照会 472 件（1 月末の速報値） ▼埋蔵文化財保護協議 ・試掘調査 15 件（1 月末の速報値） ・文化財保護法第 93 条（民間開発）の意見書作成 133 件（1 月末速報値） ・文化財保護法第 94 条（公共事業）の意見書作成 42 件（1 月末速報値）	随時対応
公共事業協議	埋蔵文化財包蔵地内で計画されている公共事業について、 必要に応じ、試掘調査計画、発掘調査対応等を担当部署と 協議する	継続
埋蔵文化財 報告書作成作業	発掘調査等で出土した遺物及び遺構の図化、記録、写真撮 影等（文化財資料センター） ▼令和 3 年度埋蔵文化財調査報告書 ▼穂高古墳群 B27 号墳発掘調査報告書	継続

図書館係

図書館事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み
安曇野市図書館 春のこども読書月間 募集	「好きな本、好きだった本なあに？」アンケート 募集期間：～4 月 30 日（日）	アンケートを基に各館展示 会期：春のこども読書 月間中随時追加
中央図書館 映画上映会	『エクレールお菓子放浪記』 期日：3 月 10 日（金） 場所：みらい	
堀金図書館 わくわく講座	「くるくるまわる えほんと工作」 期日：3 月 11 日（土） 場所：堀金公民館	
中央図書館講座	「子どもと楽しむえほんの世界 ～読み聞かせの大切さを知ろう～」 期日：3 月 16 日（木） 場所：みらい	

中央図書館 春の子ども 映画上映会	「はらぺこあおむし」「うっかりペネロペ」 期日：3月28日（火） 場所：みらい	
安曇野市図書館 春の子ども読書月間	会期：4月4日（火）～5月7日（日） 場所：市内公共図書館全館 さかいのむかしばなしスタンプラリー など	

読書の習慣を

本読み開始年齢	読 書 場	読書活動の概要
0歳～1歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
1歳～2歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
2歳～3歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
3歳～4歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
4歳～5歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
5歳～6歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
6歳～7歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
7歳～8歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
8歳～9歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
9歳～10歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
10歳～11歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
11歳～12歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
12歳～13歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
13歳～14歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
14歳～15歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
15歳～16歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
16歳～17歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
17歳～18歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
18歳～19歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
19歳～20歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
20歳～21歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
21歳～22歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
22歳～23歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
23歳～24歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
24歳～25歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
25歳～26歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
26歳～27歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
27歳～28歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
28歳～29歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
29歳～30歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
30歳～31歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
31歳～32歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
32歳～33歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
33歳～34歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
34歳～35歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
35歳～36歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
36歳～37歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
37歳～38歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
38歳～39歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
39歳～40歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
40歳～41歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
41歳～42歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
42歳～43歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
43歳～44歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
44歳～45歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
45歳～46歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
46歳～47歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
47歳～48歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
48歳～49歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
49歳～50歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
50歳～51歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
51歳～52歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
52歳～53歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
53歳～54歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
54歳～55歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
55歳～56歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
56歳～57歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
57歳～58歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
58歳～59歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
59歳～60歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
60歳～61歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
61歳～62歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
62歳～63歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
63歳～64歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
64歳～65歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
65歳～66歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
66歳～67歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
67歳～68歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
68歳～69歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
69歳～70歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
70歳～71歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
71歳～72歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
72歳～73歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
73歳～74歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
74歳～75歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
75歳～76歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
76歳～77歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
77歳～78歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
78歳～79歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
79歳～80歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
80歳～81歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
81歳～82歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
82歳～83歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
83歳～84歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
84歳～85歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
85歳～86歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
86歳～87歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
87歳～88歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
88歳～89歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
89歳～90歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
90歳～91歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
91歳～92歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
92歳～93歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
93歳～94歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
94歳～95歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
95歳～96歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
96歳～97歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
97歳～98歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
98歳～99歳未満	家庭	絵本読み聞かせ
99歳～100歳未満	家庭	絵本読み聞かせ

令和4年度事業進捗状況報告（懸案事項等） 《子ども家庭支援課》

子ども家庭相談担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
【子ども発達支援相談室】 ○遊びの教室 （体・知覚・社会性を育てる手助けをする） ○「親子であっぷっぷ」 （子どもの発達を助け、子どもとの関わりに困難を抱えている保護者向け個別相談） ○ことばの相談日 （言語発達の躓きについて、初期の相談窓口として課題の改善、緩和を目指す。） ○はいはいたちの相談日 （乳児期の運動発達の躓きについて、早期支援を行い全体の発達を整える。）	○ 遊びの教室では、こあら穂高（3/2、3/6）、こあら堀金（3/10）、いるか穂高（フォローとして3/9）開催 ○「親子であっぷっぷ」 3月は、4回実施。 ○ ことばの相談日は、3月は、1回実施。 ○ はいはいたちの相談日は、3月は1回実施。	○遊びの教室は、4月は、4回実施していく予定。 ○親子であっぷっぷは、4月は、3回の支援を行う予定。 ○ことばの相談日は、4月は、2回の実施をしていく予定。 ○はいはいたちの相談日は、4月は、2回実施予定。

児童青少年係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
青少年センター	3月23日（木） 春休み街頭巡回	4月28日（金） 青少年センター運営委員会
青少年体験事業		4月16日（日） 市子ども学芸クラブ入会式
子ども会育成会	3月23日（木） 松本地方子ども会育成連絡会	各地域子ども会育成連絡協議会 4月4日（火）堀金 6日（木）豊科 7日（金）三郷 11日（火）明科 12日（水）穂高 4月17日（月） 市子ども会育成会連合会総会
わいわいランド		参加者募集

令和4年度事業進捗状況報告（懸案事項等） 《こども園幼稚園課》

保育幼稚園係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
市園長会	令和5年4月4日（火） 10：00～ 本庁会議室 307	毎月1回開催
市主任会	令和5年4月5日（水） 15：00～ 本庁会議室 307	毎月1回開催
フッ化物洗口説明会	令和5年4月5日（水） 9：00～ 穂高健康支援センター 年長クラス担任出席	各園年長児がフッ化物洗口を実施 年長担任が説明を受ける
公立認定こども園・穂高幼稚園 入園式	令和5年4月7日（金） 10：00～ ※穂高認定こども園のみ9：45～	遊戯室にて行う 園の規模等により、3歳以上児 で実施予定
支援児担当事前研修	令和5年4月7日（金） 13：00～ 1回目 14：45～ 2回目 豊科交流学习センター「きぼう」	支援児を担当する中で気を付け ていくことについての事前研修
安曇野市保育協会理事会	令和5年4月21日（金） 15：30～ 本庁会議室 305	
安曇野市保育協会主任会	令和5年4月28日（金） 15：30～ 本庁会議室 305	

【教育委員会定例会提出資料】

報告第8号【非公開】	教育部 学校教育課
令和5年3月28日提出	(課長) 太田 雅史 (担当係長) 中村 正勝

タイトル	令和4年度 児童生徒の指定校変更及び区域外就学者
	安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、非公開といたします。

【教育委員会定例会提出資料】

報告第9号【非公開】	教育部 学校教育課
令和5年3月28日提出	(課長) 太田 雅史 (担当係長) 臼井 慎詞

タイトル	教育長報告
	安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、非公開といたします。

議案第1号【差替】	教育部 学校教育課
令和5年3月28日提出	(課長)太田 雅史 (担当係長)山田 なつ子

タイトル	安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
報告を要する事項	規則の一部改正に伴う協議
要旨	定年引上げに伴う職名の追加、組織改編による係名の変更及び事務分掌見直しによる内容整備のため、一部改正をするもの。
説明	■改正の要旨 従来の定年年齢に達した年度以降、引き続き勤務する際の職名として「主任企画員」「企画員」を追加し、また、組織改編により「保育幼稚園係」を「保育幼稚園担当」に改めるもの。 併せて、子ども家庭支援課の事務分掌見直しにより内容を追加し、整備を行うもの。 ■施行日 令和5年4月1日 ■改正内容 別紙のとおり ※令和5年3月24日開催の法規審査において、一部追加を含み承認となったため、事前配付資料を差替える。

安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

教育長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

安曇野市教育委員会事務局組織規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「保育幼稚園係」を「保育幼稚園担当」に改める。

第3条第1項中「長等」を「長」に改め、同項の表部の項職務の欄及び同表課の項職務の欄中「次の各号」を「次」に改め、同条第2項の表中

「

副主幹
主任保育士

を

主任企画員
企画員
副主幹
主任保育士
主任教諭

に改める。」

第7条第1項第7号中「、保管」を「及び保管」に改め、同項第9号中「、転退学」を「及び転退学」に改め、同項第15号中「、実施計画」を「及び実施計画」に改める。

第9条第1項第3号中「成人式」を「二十歳の集いの」に改める。

第11条第1項第1号中「調整」の次に「並びに計画」を加え、同項第9号中「児童福祉施設」の次に「等」を加え、同項に次の1号を加える。

(16) ひきこもり支援に関すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○安曇野市教育委員会事務局組織規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第4号）

改正後		改正前	
(事務局の組織) 第2条 (略) 2 教育部に次に掲げる課及び係等を置く。 (1)～(5) (略) (6) こども園幼稚園課 <u>保育幼稚園担当</u> (長等) 第3条 教育部に次のとおり長を置き、職務の欄に掲げる職務を行うものとする。		(事務局の組織) 第2条 (略) 2 教育部に次に掲げる課及び係等を置く。 (1)～(5) (略) (6) こども園幼稚園課 <u>保育幼稚園係</u> (長等) 第3条 教育部に次のとおり長等を置き、職務の欄に掲げる職務を行うものとする。	
組織	長	組織	長等
部	部長	部	部長
	教育部の命を受けて次に掲げる事項を掌理する。 (1) 教育長の政策決定及び職務遂行を補佐すること。 (2) 部内の総括調整及び管理に関すること。 (3) 市長部局及びその他関係機関等との教育事務の連絡及び調整に関すること。 (4) その他部の分掌事務を掌理すること。		教育長の命を受けて次の各号に掲げる事項を掌理する。 (1) 教育長の政策決定及び職務遂行を補佐すること。 (2) 部内の総括調整及び管理に関すること。 (3) 市長部局及びその他関係機関等との教育事務の連絡及び調整に関すること。 (4) その他部の分掌事務を掌理すること。
課	課長	課	課長
(略)		(略)	

改正後			改正前		
2 必要に応じて次のとおり長等を置き、職務の欄に掲げる職務を行うものとする。			2 必要に応じて次のとおり長等を置き、職務の欄に掲げる職務を行うものとする。		
組織	長等	職務	組織	長等	職務
(略)			(略)		
係等	主任企画員 企画員 副主幹	上司の命を受けて、特定事務を処理する。	係等	副主幹	上司の命を受けて、特定事務を処理する。
附属施設	主任保育士 主任教諭	附属施設の長を補佐し、その命を受けて附属施設の事務を処理する。	附属施設	主任保育士	附属施設の長を補佐し、その命を受けて附属施設の事務を処理する。
(学校教育課)			(学校教育課)		
第7条 学校教育課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。			第7条 学校教育課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。		
(1)～(6) (略)			(1)～(6) (略)		
(7) 文書の收受、発送、整理及び保管に関すること。			(7) 文書の收受、発送、整理、 <u>保管</u> に関すること。		
(8) (略)			(8) (略)		
(9) 就学、入学及び <u>転退学</u> に関すること。			(9) 就学、入学、 <u>転退学</u> に関すること。		
(10)～(14) (略)			(10)～(14) (略)		
(15) 部内の予算及び <u>実施計画</u> の調整に関すること。			(15) 部内の予算、 <u>実施計画</u> の調整に関すること。		
(16)～(18) (略)			(16)～(18) (略)		
2・3 (略)			2・3 (略)		
(生涯学習課)			(生涯学習課)		
第9条 生涯学習課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。			第9条 生涯学習課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。		
(1)・(2) (略)			(1)・(2) (略)		
(3) <u>二十歳の集い</u> の運営に関すること。			(3) <u>成人式</u> 運営に関すること。		
(4)～(13) (略)			(4)～(13) (略)		
2 (略)			2 (略)		
(子ども家庭支援課)			(子ども家庭支援課)		
第11条 子ども家庭支援課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。			第11条 子ども家庭支援課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。		

改正後	改正前
(1) 子どもに関する施策の調査研究及び総合調整並びに計画に関すること。 (2)～(8) (略) (9) 児童福祉施設等の整備等に関すること。 (10)～(15) (略) <u>(16) ひきこもり支援に関すること。</u>	(1) 子どもに関する施策の調査研究及び総合調整に関すること。 (2)～(8) (略) (9) 児童福祉施設の整備等に関すること。 (10)～(15) (略)
2 (略)	2 (略)

議案第20号	学校教育課
令和5年3月28日提出	(課長) 太田 雅史 (担当係長) 山田 なつ子

タイトル	安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則について
決定を要する事項の内容	規則の一部改正に伴う協議
要旨	現行の安曇野市個人情報保護条例が令和5年3月31日限りで廃止になるのに伴い、安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市個人情報保護条例施行規則の一部を改正するもの。
説明	1 改正の要旨 現行の安曇野市個人情報保護条例が令和5年3月31日限りで廃止になるのに伴い、この条例を引用している「安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市個人情報保護条例施行規則」については、例規の題名も含め改正が必要となる。 令和5年4月1日以降の個人情報保護制度の根拠条例も「安曇野市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第32号）となる。 ※例規の題名： 「安曇野市教育委員会の所管に係る個人情報保護に関する規則」へ改正 2 施行日 令和5年4月1日 3 改正内容 別紙のとおり

安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則について

改正後	改正前
安曇野市教育委員会の所管に係る個人情報保護に関する規則 安曇野市教育委員会が取り扱う個人情報に係る法及び安曇野市個人情報保護法施行条例（令和4年安曇野市条例第32号）の施行については、同条例の定めるものの例によるほか、安曇野市個人情報保護条例施行規則（令和4年安曇野市規則第17号）の定めるものの例による。	安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市個人情報保護条例施行規則 安曇野市教育委員会が取り扱う個人情報に係る安曇野市個人情報保護条例（令和2年安曇野市条例第22号）の施行については、同条例の定めるものの例によるほか、安曇野市個人情報保護条例施行規則（令和3年安曇野市規則第20号）の定めるものの例による。

○安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市個人情報保護条例施行規則

平成17年10月1日教育委員会規則第9号

改正

平成18年3月29日教委規則第5号

令和3年12月27日教委規則第8号

令和5年3月 日教委規則第 号

安曇野市教育委員会の所管に係る個人情報保護に関する規則

安曇野市教育委員会が取り扱う個人情報に係る法及び安曇野市個人情報保護法施行条例（令和4年安曇野市条例第32号）の施行については、同条例の定めるものの例によるほか、安曇野市個人情報保護条例施行規則（令和4年安曇野市規則第17号）の定めるものの例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の穂高町教育委員会個人情報保護条例施行規則（平成14年穂高町教育委員会規則第8号）又は三郷村教育委員会個人情報保護に関する条例施行規則（平成13年三郷村教育委員会規則第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

報告第10号	教育部 学校教育課
令和5年3月28日提出	(課長) 太田 雅史 (担当) 山田 なつ子

タイトル	教育長及び教育委員会委員の任命に係る議会同意について
報告を要する事項	教育長及び教育委員会委員の任命に係る議会同意についての報告
要旨	橋渡勝也教育長(任期:令和2年4月1日～令和5年3月31日)の任期満了及び須澤真広教育委員会委員(任期:令和3年11月9日～令和7年11月8日)の辞職に伴い、橋渡教育長の再任及び後任委員について安曇野市議会令和5年3月定例会で同意を得たものです。 任期【橋渡教育長 : 3年】 令和5年4月1日～令和8年3月31日 【遠藤教育委員: 残任期間】 令和5年4月1日～令和7年11月8日
説明	報告第10号に関わる添付資料は、個人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。 ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律【抜粋】 (任命) 第4条 略 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。 5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命にあたっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員の内に保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。 【市議会提出議案概要】 議案第46号 教育長の任命について 下記の者を教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。 記 住 所 安曇野市堀金烏川 氏 名 橋渡 勝也 令和5年3月22日 提出 安曇野市長 太田 寛 議案第47号 教育委員会委員の任命について 下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。 記 住 所 安曇野市穂高有明 氏 名 遠藤 正志 令和5年3月22日 提出 安曇野市長 太田 寛

報告第11号	教育部 生涯学習課
令和5年3月28日提出	(課長) 深澤 与志章 (担当) 吉田 和彦

タイトル	第2次安曇野市生涯学習推進計画後期計画の策定について
決定を要する事項の内容	第2次安曇野市生涯学習推進計画の改定が終了した。
要旨	第2次安曇野市生涯学習推進計画の改定が終了し、第2次安曇野市生涯学習推進計画後期計画を策定した。
説明	1 改定経過 R4. 7. 12～R5. 3. 27 安曇野市社会教育委員の会議（全4回） R5. 2. 22～R5. 3. 22 パブリックコメント 別紙1 2 改定の主な内容 計画策定から5年を経過し、社会情勢を含め市の生涯学習を取り巻く環境の変化もみられるなかで、施策内容などの見直しを行い、施策指標及び成果指標にある令和3年の実績値を基準に令和9年の目標値を設定した。 3 今後の予定 R5. 3 議会へ計画書を提出 別冊

「第2次安曇野市総合計画 後期基本計画（案）」に関するパブリックコメントについて（実施結果）

- 1 対 象 市内に住所を有するか勤務、通学する人。または市内で事業などを行う個人や団体など
- 2 募集期間 令和5年2月22日（水）から令和5年3月22日（水）まで
- 3 公表資料 「第2次安曇野市生涯学習推進計画（案）」
- 4 募集結果 5件・3名

No	該当ページ等	ご意見等（要約）	回答（市の考え方）
1	P 7 （2）県の生涯学習に関する取組動向	5行目「シームレス」の意味が市民にはピンとこないのではないか。	令和5年3月23日に第4次長野県教育振興基本計画が策定され、本文に「シームレス（縦ぎ目のない状態）」と表記されたため、そのまま引用します。
2	P 1 5 ①冊子『安曇野市生涯学習情報「Link（リンク）」』	【凡例】ターゲットの表記で標的と解釈すれば、標的とされる市民の立場で考えると不快に感じられると思います。行政が市民に対して「ターゲット」という言葉は使用しない方がよいと思いますがいかがでしょうか。	【凡例】の表記で、「ターゲット」を「施策対象」に修正します。
3	P 2 2 ①人権に関する講座の開催	「①人権に関する講座の開催」施策に該当するSDGs目標は、確かに17項目全般に関わると思われるが、ちょっと無理があるのではないか。17項目の中で、特に1 3 5 16 かと違います。	「①人権に関する講座の開催」施策に該当するSDGsの目標を、1 3 4 5 8 10 11 16に修正します。

No	該当ページ等	ご意見等(要約)	回答(市の考え方)
4	P 23 新規 ③日本語教室の開催	「市内在住の外国人が日本語を用いてコミュニケーションを図り生活できるようになることを目的として、講座を開催します。」を「市内在住の外国人と地域住民が「やさしい日本語」や「文化の違いを理解する」ことで地域に溶け込み自立した生活ができる外国人住民を増やすことを目的として、講座を開催します」の様な感じではいかかがでしょうか。	「外国籍市民等(国籍が日本以外の市民のほか、新たに日本国籍を取得した人や日本人との国際結婚による子ども等を含む)に対し、日常生活で使用する日本語と共に、日本のルール、習慣や文化の違いを学ぶ機会を提供します。」「目標：外国籍市民等と地域住民が「やさしい日本語」や「文化の違い」を理解することで、お互いを尊重し、安心して暮らしていただくよう、多文化共生社会の実現を目指す」に修正します。
5	P 23 新規 ③日本語教室の開催	施策指標の内、R 3実績値の参加者数が 367 人、R 9目標値の参加者が 1,247 人となっているが、R 9目標値の参加者を 1,200 人か 1,300 人が良いのではないか。	R 9目標値の参加者を「1,247 人」から「1,300 人」へ修正します。

報告第12号	教育部 子ども家庭支援課
令和5年3月28日提出	(課長) 西澤 弘修 (担当係長) 赤羽 賢一

タイトル	「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について
報告を要する事項の内容	条例改正について教育長専決に伴う報告
要旨	こども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども子育て支援法等が一部改正され、関連する市の条例について、条項ずれ等の整理が必要になったことから、専決により一部改正を行ったので報告するものです。
説明	1 条例改正等の趣旨 こども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども子育て支援法等が一部改正され、関連する市の「安曇野市子ども・子育て会議条例」、「安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、「安曇野市立認定こども園条例」について、条項ずれ等の整理が必要になったことから、一括して一部改正を行うものです。 また、民法の改正により、民法及び児童福祉法から懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、国の基準府令（「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」）が改正され、市の「安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の第26条、懲戒権関係の規定を削除するものです。 2 施行期日 令和5年4月1日

○こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第1条改正 安曇野市子ども・子育て会議条例（平成26年安曇野市条例第8号）

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第3項</u>の規定に基づき、安曇野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置並びに組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務) 第3条 子ども・子育て会議は、<u>法第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第3項</u>の規定に基づき、安曇野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置並びに組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務) 第3条 子ども・子育て会議は、<u>法第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するものとする。

第2条改正 安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第37号）

改正後	改正前
(利用定員) 第4条 (略) 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子ども区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同	(利用定員) 第4条 (略) 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子ども区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同

改正後

じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。

改正前

じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。

改正後	改正前
(利用者負担額等の受領) 第13条 (略) 2・3 (略) 4 特定教育・保育施設は、前3項に規定する支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2) (略) (3) 食事の提供 (次に掲げるものを除く。)に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども 77,101円 (イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円 (令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども (小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供 (アに該当するものを除く。) (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ (略) (4)・(5) (略)	(利用者負担額等の受領) 第13条 (略) 2・3 (略) 4 特定教育・保育施設は、前3項に規定する支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2) (略) (3) 食事の提供 (次に掲げるものを除く。)に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円 (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円 (令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども (小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供 (アに該当するものを除く。) (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ (略) (4)・(5) (略)

改正後	改正前
5・6 (略) (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。） (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針 2 (略) (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この項において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日 (5)～(11) (略) 第26条 削除 (懲戒に係る権限の濫用禁止) 第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し当該教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採る場合は、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (特別利用保育の基準)	5・6 (略) (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。） (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針 2 (略) (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この項において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日 (5)～(11) (略) (懲戒に係る権限の濫用禁止) 第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し当該教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採る場合は、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (特別利用保育の基準)

改正後	改正前
第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する利用定員の総数」と、同条第2項中「法第27条第1号に規定する額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。	第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。
(特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する設置基準を遵守しなければならない。	(特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する設置基準を遵守しなければならない。

改正後

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども数」と、法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

(利用定員)

第37条 (略)

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業者が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等

改正前

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども数」と、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

(利用定員)

第37条 (略)

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業者が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等

改正後

う。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとと定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 (略)

2～5 (略)

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の教育委員会の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならぬ。ただし、地理的条件により居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると教育委員会が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

7～9 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

改正前

をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとと定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 (略)

2～5 (略)

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の教育委員会の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならぬ。ただし、地理的条件により居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると教育委員会が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

7～9 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

改正後	改正前
第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもたちの心身の状況等に応じ、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもたちの心身の状況等に応じ、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。
(特別利用地域型保育の基準)	(特別利用地域型保育の基準)
第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提 供する満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提 供する場合にあつては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数 が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、 地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合に は、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保 育を提 供する満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提 供する場合にあつては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数 が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合 には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型 保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同 じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準 用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで 及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。 この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲 げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1 号に掲げる小学校就学前子ども数」と、<u>「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳 以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第 1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子 ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当 該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「同項 第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家 族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子</u>	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合 には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型 保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同 じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準 用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで 及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。 この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小 学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小 学校就学前子ども数」と、<u>「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定 子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1号又は第3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項 の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保 育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「法第20条第4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育 を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用するこ</u>

改正後	改正前
とができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づき選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。	どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づき選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。
(特定利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合は、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	(特定利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合は、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準に	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準に

改正後	改正前
より算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第3条改正 安曇野市立認定こども園条例（平成28年安曇野市条例第36号）

改正後	改正前
(休日) 第5条 (略) 2 前項に定める休日のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）<u>第19条第1号</u>の小学校就学前子どもに該当する子ども（以下「1号認定子ども」という。）の長期休業日については、年度ごとに教育委員会が定める。 (利用資格等) 第7条 認定こども園を利用できる者は、次に掲げる子どもであつて、支援法第20条第1項の認定を受けたものとする。 (1) (略) (2) <u>支援法第19条第2号</u>の小学校就学前子どもに該当する子ども（以下「2号認定子ども」という。） (3) <u>支援法第19条第3号</u>の小学校就学前子どもに該当する子ども（以下「3号認定子ども」という。）	(休日) 第5条 (略) 2 前項に定める休日のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）<u>第19条第1項第1号</u>の小学校就学前子どもに該当する子ども（以下「1号認定子ども」という。）の長期休業日については、年度ごとに教育委員会が定める。 (利用資格等) 第7条 認定こども園を利用できる者は、次に掲げる子どもであつて、支援法第20条第1項の認定を受けたものとする。 (1) (略) (2) <u>支援法第19条第1項第2号</u>の小学校就学前子どもに該当する子ども（以下「2号認定子ども」という。） (3) <u>支援法第19条第1項第3号</u>の小学校就学前子どもに該当する子ども（以下「3号認定子ども」という。）

報告第13号	教育部 子ども家庭支援課
令和5年3月28日提出	(課長) 西澤 弘修 (担当係長) 古畑 瑞恵

タイトル	「安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について
報告を要する事項の内容	条例改正について教育長専決に伴う報告
要旨	本改正は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の施行により、国の放課後児童健全育成事業の基準省令が改正されることから、市の基準条例について改正を行なったので報告するものです。
説明	2 主な改正内容 本条例改正は、放課後児童健全育成事業の「児童の安全確保」について、運営基準を定めるものです。 (1) 放課後児童健全育成事業者が、事業所の安全計画を策定すること等について義務づけます。(第7条の2の第1項から4項) (2) 放課後児童健全育成事業者が、自動車で利用児童を移動するとき、乗車、降車時の児童の所在確認を義務付けます。(第7条の3) (3) 放課後児童健全育成事業者が、感染症や非常災害発生時に備え、業務継続計画を策定すること等について定めます。(第13条の2の第1項から3項) (4) 放課後児童健全育成事業所の感染症及び食中毒の予防やまん延防止のために講じる措置として、事業所の職員の定期的な研修や訓練の実施を定めます。(第14条第2項) 3 施行期日 令和5年4月1日

○安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年安曇野市条例第18号）

改正後	改正前
(基準の目的) 第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用児童」という。）が、明るく、かつ、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 (安全計画の策定等) 第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用児童の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用児童等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、利用児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならぬ。 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (自動車を行う場合の所在の確認) 第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用児童の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用児童の移動のために自動車を運行するときは、利用児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用児童の所在を確実に把握することができる方法により、利用児童の所在を確認しなければならない。 (業務継続計画の策定等) 第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用児童に対する支援の提供を継続的に実施するため	(基準の目的) 第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用児童」という。）が、明るく、かつ、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

改正後	改正前
の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 (衛生管理等) 第14条 (略) 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3 (略) (事故発生時の対応) 第22条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、本市、当該利用児童の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 (略)	(衛生管理等) 第14条 (略) 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> 3 (略) (事故発生時の対応) 第22条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、本市、当該利用児童の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 (略)

報告第14号	教育部 こども園幼稚園課
令和5年3月28日提出	(課長) 佐々木 真貴 (担当係長) 竹内 斎司

タイトル	安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
報告を要する事項の内容	条例改正について教育長専決に伴う報告
要旨	児童福祉法等の一部改正に伴い、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」等により、市が認可する家庭的保育事業等の基準を定めた条例について所要の改正を行うものです。
	1 主な改正内容 (1) 保育施設での重大事故が繰り返し発生している状況を踏まえ、児童の安全確保に関する安全計画の策定や定期的な計画の見直し等が義務付けられました。(第7条の2第1項から第4項) (2) 他県で発生した、認定こども園における児童の送迎バスへの置き去り事案を受け、バス送迎時の安全管理の徹底に係る取り組みが義務化されました。(第7条の3第1項及び第2項) (3) 児童虐待防止を図る観点から、施設の長等による懲戒権を定めた規定が削除されたことを受け、基準省令等においても懲戒を行う場合の権限濫用の禁止を定めた条項が削除されたため、本条例においても削除するものです。(第13条) (4) 感染症及び食中毒の予防・まん延防止のために事業者が講ずる措置として、職員に対する研修や訓練を定期的を実施することを努力義務化するものです。(第14条第2項) 2 施行期日 令和5年4月1日

○安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第36号）

改正後	改正前
(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、<u>次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。</u>）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、地理的條件により連携施設の確保が著しく困難であると教育委員会が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)～(3) (略) 2・3 (略)	(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、<u>第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。</u>）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、地理的條件により連携施設の確保が著しく困難であると教育委員会が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)～(3) (略) 2・3 (略)
(安全計画の策定等) 第7条の2 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2. 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u> <u>3. 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> <u>4. 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u>	

改正後	改正前
(自動車を運行する場合の所在の確認) 第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。	(他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準) 第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置する場合は、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることが出来る。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。
(他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準) 第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることが出来る。	(懲戒に係る権限の濫用の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に關し当該利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採る場合は、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
(衛生管理等) 第14条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。 3～5 (略)	(衛生管理等) 第14条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3～5 (略)

改正後	改正前
(保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	(保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

令和 5 年度

安曇野市の教育の方針

(概要版)



令和 5 年 4 月 1 日

安曇野市教育委員会

— 目 次 —

○ 【第3次】安曇野市教育大綱	… 1
○ 令和5年度安曇野市立幼稚園・認定こども園ランドデザイン	… 2
○ 令和5年度安曇野市学校教育ランドデザイン	… 3
○ 安曇野市の小中一貫教育	… 4
○ 令和5年度安曇野市コミュニティスクール(ACS) 事業	… 5
○ 令和5年度教育部各課の保育・教育関係主要事業一覧	… 6
○ 第3次安曇野市教育大綱と主要事業との関連一覧	… 7

ステッカーについて

・「未来を拓く“たくましい安曇野の子ども”」を具体的にイメージできるよう、安曇野市出身の作家・文芸評論家・教育者 臼井 吉見さんの言葉から、「からだを動かし・頭で考え・心に感ずる」を引用しました。

・安曇野市の宝である子どもたちが健やかに成長してほしいという願いを込め、園児・小学生・中学生を、北アルプスの高山に生息する希少鳥類ライチョウに見立ててデザインしました。

(令和4年4月1日リニューアル)

【第3次】安曇野市教育大綱

期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日

基本理念

- *からだを動かし、頭で考え、心に感ずる“未来を拓くたくましい安曇野の子ども”を育みます。
- *すべての人が生涯を通じて学び合い、文化・芸術のかおり高い安曇野を目指します。

※「からだを動かし、頭で考え、心に感ずる」は、安曇野市堀金出身の文芸評論家・作家・教育者の臼井吉見さん(1905-1987)の講演「中学生諸君に望む」(1967)から

基本方針

1 子どもを育む環境の充実と共生社会の実現

安曇野の自然や地域の中で、体験・交流活動を充実させ、安心して子育てができる環境を整えます。また、一人ひとりの個性を認め合う共生社会の実現を目指し、すべての子どもの権利を尊重します。

2 学校教育の充実

協働的・探究的な学びを通じて特色と魅力ある学校づくりを推進し、郷土への愛着と誇りを持ち、自ら考え、判断し、行動する児童生徒を育みます。併せて、学び続ける教職員を支援します。

3 家庭・地域との連携の推進

学校と家庭、地域が連携・協働する体制の一層の充実を図り、豊かな人間性と社会性を育む学びを地域ぐるみで支えます。

4 生涯を通じた学びの創出

多様化する学びの要望に応え、情報や人と人との出会う環境を整えます。また、さまざまな人々が集い交流し、生涯にわたって自分らしく自ら学習活動に参加できる地域社会をつくります。

5 スポーツを楽しむ環境の充実

幼児期からの成長の土台づくりと体力の向上に取り組みます。また、幅広い世代のニーズに合わせ、スポーツに親しみ、スポーツを楽しむ環境を充実させます。

6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の継承

伝統文化や遺産に親しみ、それを継承し、新たな文化・芸術活動の創造や交流を推進するとともに、安曇野らしい文化・芸術の更なる振興を図ります。

令和5年度 安曇野市立幼稚園・認定こども園グランドデザイン

R5.4.1 安曇野市教育委員会



＜教育理念＞ 安曇野市教育大綱（R5.4.1～R10.3.31）

- ・からだを動かし、頭で考え、心に感ずる“未来を拓くたくましい安曇野の子ども”を育みます。
- ・すべての人が生涯を通じて学び合い、文化・芸術のかおり高い安曇野を目指します。

「からだを動かし、頭で考え、心に感ずる」は、文芸評論家・作家・教育者の日井吉見さん（1905—1987 安曇野市堀金出身）の講演「中学生諸君に望む」（1967）から

＜安曇野市立幼稚園・認定こども園の理念＞

- ・生涯にわたる人間形成の基礎を培うために、就学前における全ての子どもの成長、発達について連続性をもった教育・保育を行います。
- ・専門性を生かしながら全ての子育て家庭への支援を行います。
- ・子どもにとって最もふさわしい生活の場を保障し、家庭や地域から信頼される幼稚園・こども園を目指します。

方針 安全で安心できる保育を保障し、人や自然とのかかわりの中で、豊かな人間性や生きる力を育みます。

—願う子どもの姿—

「新幼稚園教育要領のポイント」（文部科学省）から「育みたい10の力」

- ①健康な体と心 ②自立心 ③協同性 ④道徳性・規範意識の芽生え ⑤社会とのかかわり
⑥思考力の芽生え ⑦自然とのかかわり・生命尊重 ⑧数量や図形、標識や文字への興味
⑨言葉による伝え合い ⑩豊かな感性と表現

- ・いのち（自分・人・生き物）やものを大切にする子ども ①③⑦
- ・あいさつができる子ども ⑤
- ・さまざまな人とのかかわりを通して、お互いを認め合える子ども ③
- ・好奇心を持ち、意欲的に取り組み、やり抜こうとする子ども ②⑥
- ・自分で考え、主体的に行動できる子ども ②④⑧
- ・人の話を聞き、自分の気持ちを伝え表現できる子ども ⑨⑩
- ・自然の中で豊かな感性を育み、表現できる子ども ⑨⑩

運営の重点

- ・健康と安全 ・安全管理 ・食育の推進 ・相談窓口の充実 ・保護者との連携 ・地域との連携
- ・小学校との連携 ・職員の研修 ・信州やまほいく（信州型自然保育） ・園庭ミニ田んぼづくり

安曇野市立認定こども園は、国の「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、「安曇野市立認定こども園教育・保育課程」を作成し、生後6か月から就学前までの子ども一人ひとりの成長発達段階にあわせて、教育・保育を行っています。



＜教育理念＞ 安曇野市教育大綱 (R5.4.1～R10.3.31)

- ・からだを動かし、頭で考え、心に感ずる“未来を拓くたくましい安曇野の子ども”を育みます。
- ・すべての人が生涯を通じて学び合い、文化・芸術のかおり高い安曇野を目指します。

「からだを動かし、頭で考え、心に感ずる」は、文芸評論家・作家・教育者の日井吉見さん(1905～1987 安曇野市堀金出身)の講演「中学生諸君に望む」(1967)から

＜目指す教育・学校の将来像＞

“未来を拓く たくましい安曇野の子ども”を目指す安曇野市立小・中学校の将来構想 (R4.3 策定)

- ・郷土への愛着と誇りを持ち、志を高く未来を切り拓く安曇野教育の実現
- ・行きたい、学びたい、地域から必要とされる魅力ある学校の創造

自ら動く児童生徒

願う 児童生徒、教師、学校の姿

学び続ける教師

- ・自ら考え、判断し、行動する児童生徒
- ・自分らしく、自己を表出する児童生徒

- ・豊かな発想でのびのびと自らを高める教師
- ・明るく元気に、笑顔で子どもの前に立つ教師

地域へ飛び出すー地域との連携を一層強める学校

- ・地域の“ひと・もの・こと”と積極的なかかわりを持ち、特色ある豊かな学習を展開する学校

重点プロジェクト 共通テーマ：中学校区ごとの特色と魅力をもつ小中一貫教育

- (1) 自らかかわり合って学ぶ授業づくり …豊科北中学校区、三郷中学校区
- (2) 地域と学校の連携・協働体制づくり …豊科南中学校区
- (3) キャリア教育の推進 …堀金中学校区、明科中学校区
- (4) ICT を最大限活用した授業づくり …穂高東中学校区、穂高西中学校区

運営主体は
各中学校区

- ・分野別推進委員会 …「安曇野の時間」推進委員会、外国語教育連携委員会、ICT 教育推進委員会

共通アプローチ

- (1) 学力向上とICT 機器の活用 児童生徒の主体的な学びの推進、電子黒板や1人1台端末の活用
- (2) 成長の土台づくりと体力向上 コーディネーショントレーニング、自力登下校
- (3) 郷土愛の育成 地域学習(安曇野の時間)、安曇野市歌、キャリア教育、緑の少年団活動
- (4) 共生社会の実現 副学籍の活用と交流及び共同学習、人権や多様性の尊重
- (5) 連携と協働 幼保小中高及び民間施設との連携、地域学校協働活動
- (6) 安曇野らしい食育 手作りお弁当の日、生産者等との交流給食
- (7) 命を守る 感染症等に対する適切な対応、交通事故Oプロジェクト、防災教育の充実

家庭・地域

校長会・教頭会・教育会・退職校長会・県立特別支援学校・市内県立四高校校長会・市PTA連合会・教育関係七団体

認定こども園・幼稚園

学校運営協議会・地域学校協働活動本部

県教育委員会・中信教育事務所

安曇野市の小中一貫教育

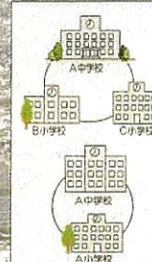
からだを動かし、頭で考え、心に感ずる“未来を拓くたくましい安曇野の子ども”を育みます。



中学校区ごとの特色と魅力を高める小中一貫教育の創造

● 安曇野市の目指す小中一貫教育 → 施設分離型小中一貫校

安曇野市教育委員会は、令和4年3月に「“未来を拓くたくましい安曇野の子ども”を目指す安曇野市立小・中学校の将来構想」を策定し、小中一貫教育の導入をその重点の一つと決めました。これを踏まえ、中学校区で小・中に共通する育てたい子ども像（9年間の一貫した教育目標）を設定し、「9年間の成長段階に応じた系統性・継続性・連続性に考慮した学びのあり方」を一緒に検討していきたいと思ひます。



- ①穂高南小一穂高西小一穂高東中
 - ②穂高北小一穂高西小一穂高西中
 - ③豊科北小一豊科東小一豊科北中
 - ④明南小一明北小一明科中
 - ⑤豊科南小一豊科南中
 - ⑥堀金小一堀金中
 - ⑦三郷小一三郷中
- ※穂高西小は、穂高東中と穂高西中の2中学校へ進学

● 校長会クローバー研修会と連携した小中一貫教育の推進

令和5年度には、校長会主催の「クローバー研修」と連携しながら小中一貫教育の推進を図ります。「クローバー研修会」では、これまで学校運営の中核となる学校長、教頭、教務主任、研究主任の四者が一堂に会し、四つ葉のクローバーのように気持ちを一つにして知恵を絞りながら課題解決のための研修を積み重ねてきました。そこで、令和5年度には、このクローバー研修会と連携し、各中学校区の重点プロジェクトを核に小中一貫教育の推進を図っていきます。



クローバー研修と連携し情報の共有・発信を進めていきます！



- ①重点プロジェクトのテーマに基づき中学校区で今年度の達成目標を設定
- ②各中学校区における「目指す子ども像（育みたい子どもの姿）」の決め出し
- ③各中学校区における取り組みや課題等、情報の共有・発信

自らかかわり合って学ぶ授業づくり

豊科北中学校区 三郷中学校区

- ・主体的・対話的に学び合う関係づくりの構築

地域と学校の連携・協働体制づくり

豊科南中学校区

- ・学校運営協議会と地域学校協働活動の一層の充実

キャリア教育の推進

堀金中学校区 明科中学校区

- ・9年間のキャリア教育の体系化、キャリアパスの構築

重点プロジェクト

ICTを最大限活用した授業づくり

穂高東中学校区 穂高西中学校区

- ・先行研修と情報発信、情報モラル教育の推進

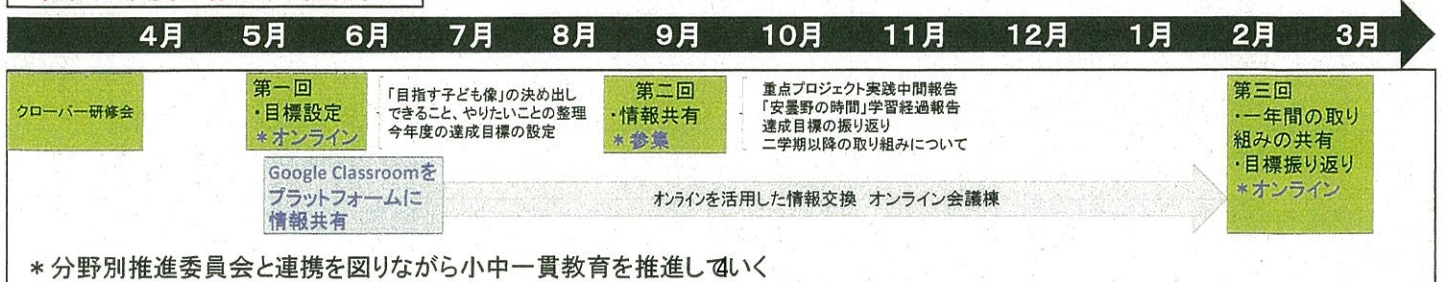
分野別推進委員会(詳細は別紙)

～総合的な学習の時間、各教科、ICT教育からのアプローチ～

- ①「安曇野の時間」推進委員会…総合的な学習の時間の系統性の見直し
- ② 外国語教育連携委員会…学区内小中英語教科会による小中連携
- ③ ICT教育推進委員会…重点プロジェクト校と連携した授業づくり研究

幼保から小中9年間の継続的で段階的な成長と学びの実現へ

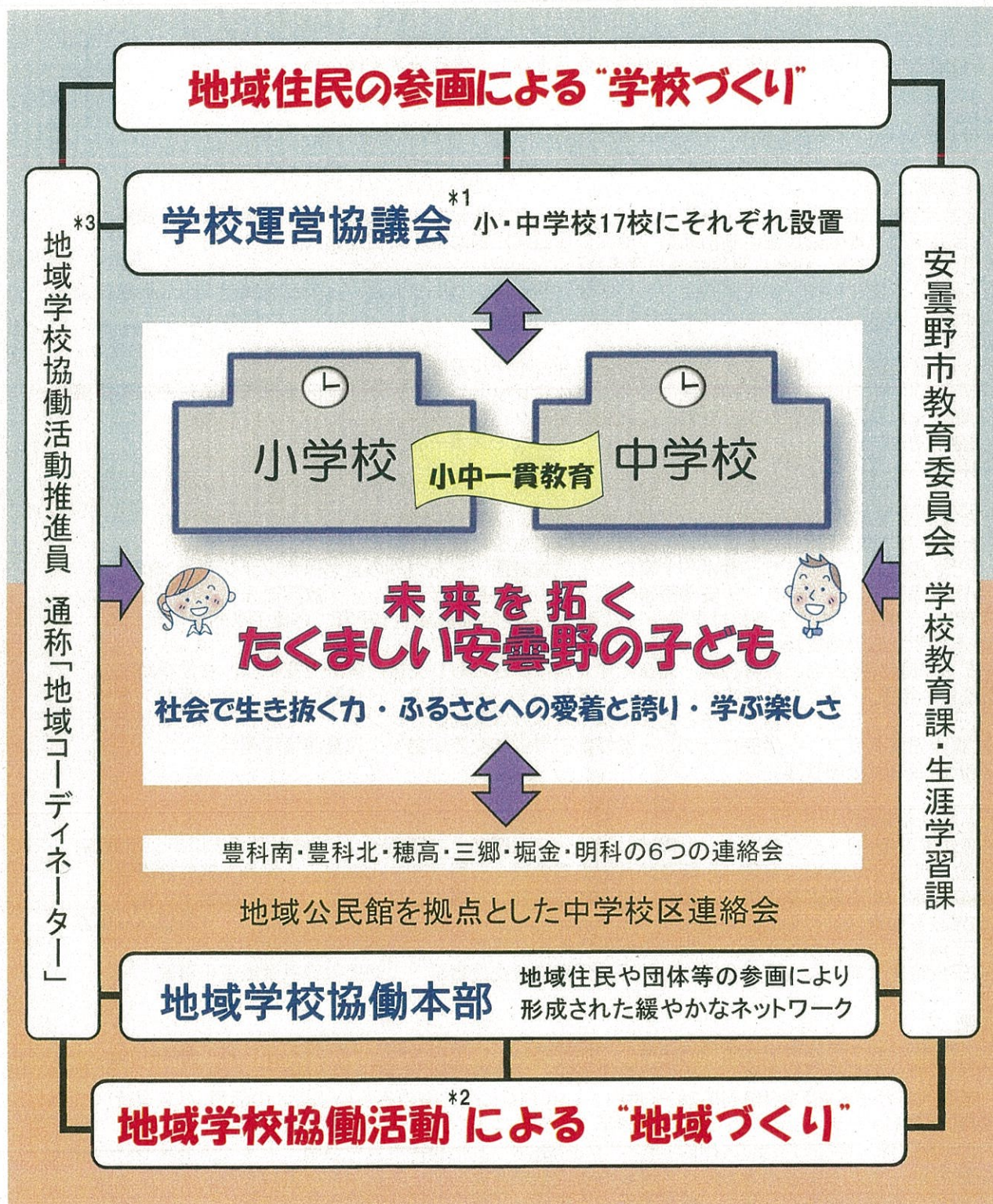
令和5年度の推進日程概要



令和5年度

安曇野市コミュニティスクール (ACS) 事業

安曇野市教育委員会



*1 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(第47条の5)に規定する学校運営協議会

*2 「社会教育法」(第5条第2項)により規定されている、地域が学校と連携・協働して行う活動

*3 「社会教育法」(第9条の7)に基づき教育委員会が委嘱する地域住民と学校との連絡調整等を行うコーディネーターで、安曇野市では、各小・中学校に1名以上配置している。

(令和4年4月から新体制でスタート)

令和5年度 教育部各課の保育・教育関係主要事業一覧

[R5.4.1]

学校教育課

- 〔教育総務係〕・定例教育委員会 ・総合教育会議 ・入学準備金貸付 等
- 〔学校庶務担当〕・学校施設維持管理 ・学校施設長寿命化改良工事 ・大会出場者補助金交付事業 ・スクールバス運行事業 ・学校事務管理 等
- 〔学校教育担当〕・安曇野市コミュニティスクール (ACS) 事業 ・校務支援システムの活用と充実 ・小中学校 ICT 環境整備 ・就学援助費 (事前支給含む) ・中学校英語課外授業 ・日本語学習支援 ・学校安全対策諸事業 ・健康診断 等
- 〔教育指導室〕・小・中放課後学習室 ・「安曇野の時間」推進委員会 ・外国語教育連携委員会 ・ICT 推進委員会 ・学力向上推進委員会 ・体力向上推進委員会 ・部活動運営委員会 ・就学相談 ・不登校支援 ・学校訪問支援 ・副学籍の活用推進 ・学校研究支援 等

学校給食課

- 〔学校給食担当〕・「給食の理念」に基づく学校給食の提供、食育の推進 等

生涯学習課

- 〔社会教育係〕・市民大学講座・安曇野アカデミー・日本語教室・社会教育団体支援事業・公民館大会 ・総合芸術展・地区公民館活動補助金・地区公民館建設補助金・市民運動会交付金 等
- 〔豊科、穂高、三郷、堀金、明科生涯学習係〕
 - ・納涼祭 ・文化祭 ・市民運動会 ・地区公民館対抗スポーツ大会 ・公民館講座 ・公民館だより
 - ・地区公民館活動支援 ・ACS地域学校協働活動支援 等
- 〔地域事業〕
 - ・豊科：童謡祭り、コーラスグループ交流発表会、ホール運営
 - ・穂高：小学生向けスキー教室、穂高公民館長杯マレットゴルフ大会、地区公民館役員対象防災講演会
 - ・三郷：まなび隊、夏休み子ども教室、元日ウォーク
 - ・堀金：常念フェスティバル、子ども公民館、みんなでスポーツ in 常念
 - ・明科：ふるさと探検隊

子ども家庭支援課

- 〔子ども子育て政策係〕・子ども子育て会議 ・子ども子育て支援事業計画 ・子ども広場 ・ファミリーサポート事業 ・児童遊園 ・あづみの自然保育プランディング事業 ・小規模保育施設整備事業 ・安曇野市認定こども園中長期ビジョン ・放課後児童クラブ整備
- 〔子育て給付係〕・児童手当給付事業 ・児童扶養手当給付事業 ・子育て応援手当給付事業 ・ひとり親家庭等の支援
- 〔子ども家庭相談担当〕・教育相談、児童発達支援、ひきこもり支援、家庭児童相談、女性相談
- 〔児童青少年係〕・子ども会育成会 ・ジュニアリーダー養成事業 ・体験ラボ ・青少年センター ・親子プログラミング教室 ・子ども文化祭・夏休み体験活動カレンダー ・放課後子ども教室 ・放課後児童クラブ ・学芸クラブ ・友好都市青少年交流事業 ・児童館管理運営 ・黒沢洞合自然公園管理

こども園幼稚園課

- 〔保育幼稚園担当〕・公立認定こども園建設事業 (三郷西部、三郷東部)、改修事業 (上川手、西穂高) ・公立認定こども園施設管理 ・穂高幼稚園施設管理 ・園庭芝生化事業 ・保育業務委託事業 ・公立認定こども園給食運営 ・穂高幼稚園給食運営 ・信州型自然保育 ・保育業務 ICT 運用 ・幼児教育保育 (こども園、幼稚園) ・待機児童対策 ・病児病後児保育事業 ・一時預かり事業 ・私立保育所等延長保育事業 ・施設型給付費等給付事業 ・実費徴収補足給付事業 ・多子世帯保育料 負担軽減事業 ・認可外保育施設支援事業 ・幼児教育保育無償化事業

文化課

- 〔文化振興担当〕・東京藝術大学交流事業 ・能楽教室 ・子ども能 ・学校ミュージアム ・あづみの公園早春賦音楽祭 ・小中学生美術館、博物館無料 (含碌山美術館) ・「年間行事ガイド (付添者無料バス・付)」 ・「ちくくに生きものみらい基金」の活用 (バス運行) ・新進音楽家オーディション・ジュニアの部 ・ジュニアクラシック音楽会 等
- 〔文化財保護係・博物館担当〕・出前 (コンパクト) 展示 ・平和学習資料巡回 ・文書館事業 (人物顕彰)
- 〔図書館係〕・子ども読書週間 (春) ・読書通帳の利用促進、調べ学習のレファレンス ・学校調べ学習用図書の充実 ・幼保小中、児童館、児童クラブへの配本サービス ・図書館フェスタ、児童向け図書館講座 ・企画展示 ・図書館だよりの発行 等
- 〔全体〕・中学生の職場体験受入 ・子どもが参加できる体験講座の開催 ・授業へ学芸員等講師派遣 等

他部局

- 〔総務課〕・広島平和記念式典参加事業
- 〔税務課〕・安曇野市租税教育推進事業
- 〔健康推進課〕・フッ化物洗口、小中学生血液検査後の健康相談、小児インフルエンザ予防接種費用の支援
- 〔農政課〕・「手作りお弁当の日」への食材提供
- 〔観光課〕・早春賦まつりへの小学生参加

基本理念

- ・からだを動かし、頭で考え、心に感ずる“未来を拓くたくましい安曇野の子ども”を育みます。
- ・すべての人が生涯を通じて学び合う、文化・芸術のかおり高い安曇野を目指します。

基本方針

1 子どもを育む環境の充実と共生社会の実現

安曇野の自然や地域の中で、体験・交流活動を充実させ、安心して子育てができる環境を整えます。また、一人ひとりの個性を認め合う共生社会の実現を目指し、すべての子どもの権利を尊重します。

- ・あつみの自然保育 ・多様な保育ニーズへの対応 ・ICT活用による子育て情報発信
- ・子育てに関する総合相談窓口設置 ・こども園の施設整備 ・児童館、放課後児童クラブの整備
- ・学校施設・給食センター等の改修 ・子育てに関する給付金等の支給 ・支援を要する子どもへの療育の充実
- ・保健医療部の諸事業 ・日本語を母語としない児童への支援 ・人権教育(人権学習)の更なる充実
- ・特別支援学校在籍児童生徒の副学籍の活用、交流及び共同学習の充実 ・多様性を尊重し合うことへの配慮
- ・広島平和記念式典参加事業 ・平和学習資料巡回展示 ・被爆ピアノによる平和祈念コンサート

2 学校教育の充実

協働的・探究的な学びを通じて特色と魅力ある学校づくりを推進し、郷土への愛着と誇りをもち、自ら考え、判断し、行動する児童生徒を育みます。

- ・小中学生の学力向上推進 ・授業づくり支援 ・配慮を要する子どもへの支援の充実 ・食育、地産地消の推進
- ・給食地域食材献立「安曇野の日」 ・不登校支援、多様な学びの場 ・ICT環境の整備と活用
- ・切れ目ない保育・教育、一貫教育 ・「安曇野の時間」の創設 ・探究的な学びの発表の場としての「中学生議会」

3 家庭・地域との連携の推進

学校と家庭、地域が連携・協働する体制の一層の充実を図り、豊かな人間性と社会性を育む学びを地域ぐるみで支えます。

- ・コミュニティスクール事業 (学校運営協議会と地域学校協働活動) ・キャリアフェスティバル
- ・部活動の地域移行 ・子ども文化祭 ・子ども会育成会 ・ジュニアリーダー育成
- ・放課後子ども教室「わいわいランド」 ・友好都市との青少年交流事業 ・青少年等の居場所づくり

4 生涯を通じた学びの創出

多様化する学びの要望に応え、情報や人と人との出会う環境を整えます。また、さまざまな人々が集い交流し、生涯にわたって自分らしく自ら学習活動に参加できる地域社会をつくります。

- ・地域公民館活動と地区公民館活動 ・地域文化祭 ・早春賦まつり、童謡祭りなど特色ある地域事業の推進
- ・地域夏祭りの充実 ・公共図書館、交流学習センター ・電子図書館 ・インターネット等活用環境の整備
- ・子ども読書活動推進計画策定(予定) ・ブックスタート、セカンドブック ・オンライン講座の充実
- ・フレイル対策諸事業

5 スポーツを楽しむ環境の充実

幼児期からの成長の土台づくりと体力向上に取り組みます。また、幅広い世代のニーズに合わせ、スポーツに親しみ、スポーツを楽しむ環境を充実させます。

- ・あつみの自然保育 ・コーディネーショントレーニング ・小中学生の体力向上推進
- ・自力登下校の推進 ・部活動の地域移行 ・商工観光スポーツ部の諸事業 ・公民館のスポーツ交流の場の推進

6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の継承

伝統文化や遺産の継承、新たな文化・芸術活動の創造や交流を推進し、安曇野らしい文化・芸術の更なる振興を図ります。

- ・アーティスト・イン・レジデンス ・美術館・博物館連携事業 ・信州安曇野新能
- ・文化財保全、文化財保存活用活動 ・若手芸術家対象の企画事業 ・東京藝術大学交流事業
- ・0歳からのミニコンサート ・新進音楽家の活動支援 ・文書館事業 ・出前講座、コンパクト展示
- ・公民館文化祭事業

報告第 1 号	教育部
令和 5 年 3 月 28 日提出	

タイトル	安曇野市議会 令和 4 年 12 月定例会における一般質問等について
要旨	市議会 12 月定例会の一般質問の概要等について報告するもの
1 会 期 等	令和 4 年 11 月 28 日（月）～12 月 23 日（金）
2 代表質問	令和 4 年 12 月 9 日（金）
教育委員会関係の質問に対する答弁	
【政和クラブ 松枝 功 議員】 ○市長の施政方針 市議会からの提言に対する行政の対応は ・令和元年度の提言に関わる子育て支援事業の進捗は（児童館等における子育て支援拠点施設の強化） ・提言する側（市議会）と受ける側（市行政）との間に齟齬はないか 【教育長】 今、議員おっしゃられました児童館につきましては、おっしゃられたとおりでございます。北部ができました。それから、ほかの多くの児童館でも、乳幼児とその家族が専用で使えるスペースを確保しておりまして、また保育士などの有資格の児童厚生員が常駐して、御家族の相談を受け、気づいたことはお声がけするようにしてございます。 また、地域における子育て広場の設置と運営の取組ですが、現在、認定こども園の各地域代表の保護者会の方や児童館保護者の方から御意見を頂戴しているところでございます。今後、さらに子育てサークル等からも御意見を頂戴し、関係する部署と検討を重ねていきたいと考えております。 ・多くの地方議会では、現在の流れとして政策形成機能の充実ということが盛んに言われ、実現に向け、努力が重ねられている。安曇野市議会でも、今年度も 3 常任委員会それぞれが政策提言をまとめて、先日提出させていただいる。 この流れだと、毎年極めて重い提言が積み重なっていくことになると思われ、私としては、市行政は対応し切れるのかと心配になってくる。政策提言が形骸化されないかということ。そうしないためにも、市政推進の行政と議会の両輪をうまく回すためにも、そろそろこの政策提言の扱いについて、双方、行政、議会双方で何らかの対応のルールや	

仕組みを考える時期ではないかと私は思っているが、この点について、太田市長のお考えをお聞きしたい。

【市長】

市議会におかれましては、議会の基本条例に基づきまして、調査研究、視察等を行いまして、議会全体の総意としての政策提言を行っていただいております。その意味におきまして、私がかつて発言したように、その意味は極めて重いと考えております。

この市議会からの提言でございますけれども、市の政策の実行に当たりましては、その財源、あるいは費用対効果の問題のほか、事務的な諸問題もございます。様々な課題を整理し、市の持っている方向性と、いわゆるすり合わせを考えながら、実現に向けて努力をしているところでございます。

御質問にございました市議会での提案について、何らかのルールか、あるいは仕組みが必要ではないかというお話でございます。これにつきましては、市議会からのほうのお話がありましたら、協議をさせていただきたいと存じます。

3 一般質問 令和4年12月12日(月)～12月14日(水) 3日間

教育委員会関係の質問に対する答弁

【一志 信一郎 議員】

○堀金学校給食センターの将来展望について質問する。

【教育長】

学校給食センターの将来展望につきましては、安曇野市学校給食理念を実現するために、小中一貫教育の考えに基づいて、小学校と中学校が別々の給食センターから提供されていた豊科南小学校と豊科南中学校の状況の改善を最優先すべきと判断いたしました。

その結果、堀金小学校と堀金中学校を堀金学校給食センターで担うことにより、市内7中学校区全てで同一センターから給食の提供を受けることができるようになります。

したがって、今後とも4つの給食センターが食の面でも子供たちの記憶に残る、安曇野らしい学校給食を提供するよう努めてまいります。

【市長】

私は、公約にも安曇野型食育を掲げまして、生産から一貫した安曇野らしい特色のある食育が大事だと考えております。そのために、学校給食センターは、4センターで給食を提供している現在の体制をしっかりと維持しながら、先進的な取組をしている堀金学校給食センターを、今後も活用してまいりたいと考えております。

○友好都市との交流事業について

・国内の7自治体との現在の状況、進捗状況と今後の施策について

【教育部長】

国内7か所の友好交流都市のうち、5か所と青少年交流を行っており、相互に訪問するなどして交流を深めているところでございます。千葉県東金市と東京都江戸川区への訪問事業は、新型コロナウイルス感染症により、残念ながら中止となりました。3年ぶ

りの開催に向け、準備を進めてまいりました、夏の福岡市東区、神奈川県真鶴町からの訪問団の受入れは、こちらもいずれも新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、直前になって、残念ながら中止となりました。

なお、東京都武蔵野市への訪問は、1月末に実施を予定しております。

お互いの地域の自然や文化などを体験することは、子供の豊かな個性や広い視野を培うことにもつながります。新型コロナウイルス感染症の状況を見つつ、今後も実施に向けて取り組んでまいります。

【中村 今朝子 議員】

○子育て支援の拡充

- ・プレコンセプションケア（妊娠前）について（3つの指標、11の指標について）

【教育部長】

3指標、11項目のうち、健康水準指標の痩身傾向、痩せる体ですが、それから肥満傾向、歯肉の炎症、次に健康行動指標の朝食を欠食する割合、それから環境整備指標の学校保健委員会と健康に関する講習会の開催状況、この6項目が小・中学校の指標に該当しているかと思います。

6項目中5項目では、課題は特に見受けられませんが、中学生の痩身傾向については、全国平均より若干高い傾向が見られます。市内の中学校では、全体的な痩身傾向児への取組は行っておりませんが、専門医への受診が必要と認められた生徒に対しては、養護教諭や担任が個別に指導しているところでございます。

- ・伴奏型の相談支援の現状と課題等

【教育部長】

一時預かり保育は、公立園では7園、私立園では4園が実施してございます。未就園のお子さんが利用可能でございます。保護者の預ける理由は、仕事、通院、健康診断、リフレッシュ、いずれ子供が入園するということを見越してなど、理由を問わず、御希望があれば、預けることができるようになっております。

各園では、1人の保育士が3人の子供をお預かりしておりますが、希望者が3人を超える場合、保育士を確保できなければ、やむを得ずお断りすることもございます。未就園のお子さんを持つ保護者にとっては、一時預かりの保育ニーズは高く、ほぼ毎日埋まっているような状況でございます。また、保護者の相談に乗るなど、子育てをサポートする場として、重要であると考えております。

なお、課題といたしましては、こちらも、ほかもそうなんですが、やはり保育士の確保、これが課題でございます。

【岡村 典明 議員】

○文化・芸術・スポーツの振興から地域経済を元気に

- ・鐘の鳴る丘集会所。小・中学校の学生の間として改革していくとのことだが、どのよう

に改革していくのか。

【教育部長】

穂高鐘の鳴る丘集会所では、現在耐震診断を行っております。改修に向けた設計を令和5年度、改修工事を令和6年度に行う予定でございます。この集会所は安曇野市の有形文化財に指定されておまして、建物の強度と共に文化財としての価値を損なわないよう改修を行う必要がございます。

基本的には、学生や作家などの滞在制作による活用を考えております。ただ、空いている時間、期間には小・中学生も含めた様々な方が施設を利用してもらい、あるいは作家などと交流する機会を設けたりすることも考えていきたいと考えております。

・指定管理の文化芸術施設の状況について

【教育部長】

無料開放の周知につきましては、市の広報紙のほか、マスコミへのプレスリリース、そして、市や美術館などのホームページ、SNSに掲載し発信をいたしました。さらに工夫が必要だと感じております。引き続き、多くの皆さんに知っていただけるよう努力を続けていきたいと考えております。

【大竹 啓正 議員】

○教育保育施設従事者にインセンティブを

・学校現場での交通安全教育の取組状況について

【教育部長】

小・中学校では、交通安全教室の実施に加え、日常的に交通安全指導に取り組んでいるところでございます。

自転車利用機会が多い中学校では、路上の実地訓練、交通安全のDVDの視聴、教職員が各所に立ち、街頭指導を行うなど取り組んでおります。一部の中学校においては、生徒会が主体となって、生徒自ら街頭指導や呼びかけを行っているところでございます。

また、市教育委員会では、交通事故ゼロプロジェクトに取り組んでおり、今年度は1人1台端末を活用した交通安全クイズを作成し、市内全小・中学校へ配信いたしました。

自転車利用については、自らの命を守るため及び歩行者に対して加害者とならないよう、児童生徒への交通安全指導に取り組んでおります。

【矢澤 毅彦 議員】

○安全・安心な街づくり（道路整備・河川整備）

・現在の安曇野市の待機児童数は

【教育部長】

10月1日現在の待機児童数は現在集計中でございます。申し訳ございません。例年どおり福祉教育委員会で報告させていただきたいと思っております。

なお、年度途中は転入や保護者の復職などで、特に未満児の入園希望については定員

に空きがなく、入園を待っていただく方が増える傾向にあります。

○交通安全政策「スケアードストレイト方式」の導入と新田中交差点の改良について

- ・新田中交差点を通る通学路については、その工事期間中には南北に位置する新田交差点、新田北交差点のほうへ誘導していると聞いたが、水路への蓋がけの工事期間のみの話か。周辺の開発工事の工事期間を含む話なのか。通学路指定の解除の話も聞いたがどうか。

【教育部長】

指定通学路は、学校長が指定することとなっております。今回、豊科北小学校長は、当該通学路を利用している保護者と懇談及び説明会を開催いたしました。

登下校時の児童の安全確保のため、令和4年11月17日から、新田中交差点周辺の指定通学路の解除を行い、新たに新田北交差点を指定通学路に指定いたしました。

新田中交差点周辺の指定通学路への再指定の時期は、周辺の民間の建築工事終了後の状況を確認後、改めて学校長が総合的に判断するものでございます。期間については未定となっております。

【小林 陽子 議員】

○安曇野市の目指す共生社会の実現に向けて

- ・男女共同参画、多様な性への理解促進について

【教育部長】

こども園、幼稚園におきましては、児童園児の名前を呼ぶときに、何々君ではなくて、何々ちゃんと呼ぶようにしております。また、年長児になりますと、何々さんという呼び方にしているところです。

小・中学校では、人権教育の観点から、教科学習の中で多様な性について考え合ったり、講師を招いて多様な性や生き方に対する理解を深めたりしております。また、発達段階に応じて、性教育の中でも取り扱っております。

一方、企業人権啓発講演会では、去年は「性の多様性」、一昨年は「女性の人権を考える」をテーマに講演会を開催いたしました。一人一人の见えない思いに寄り添っていくために、大人の先入観などをなくしていくことは課題であり、引き続きジェンダー意識を高め、多様な性について学ぶ機会を設けてまいりたいと思います。

○子どもの発達支援のあり方について

- ・市内の発達障がいとされる児童生徒数の割合、取り組み増加傾向の原因

【教育部長】

発達障害の診断を受けている園児の数は、一定数把握しているところでございます。

小・中学校においては、令和4年8月31日現在で調査した結果、自閉症スペクトラム障害、注意欠陥多動性障害など、発達障害の診断または疑いという判定を受けている児童生徒は601名、在籍児童生徒に占める割合は約8%でございます。

園では、保育士による小集団の保育、これは取り出し保育と申しますが、これを実施し、作業療法士の指導を受けるなど研修を行っております。

小・中学校では、保護者との支援会議を重ね、個別の支援計画や指導計画を作成し、個々の発達特性に応じた支援を行っております。

特別支援学級や通級指導教室では、一人一人の発達課題に応じた自立活動などの充実に努めております。

さて、子ども発達支援相談室では、生後10か月に発育に関する相談日を設け、「はいはいたち」につなげております。また、1歳6か月健診の結果から、遊びの教室につなげたりするなど、乳幼児期から保護者の相談に応じ、必要に応じて医療機関への診断、受診を勧めているところでございます。早期発見、早期の対応が進んでいることも、発達障害の認知件数が増加している原因と考えております。

・障害ではなく、個性や特性だと捉え、より柔軟な対応を

【教育長】

専門医のお話をお聞きしますと、社会の急激な変化は、子供の脳の発達、成長に大きな影響を与えているとの指摘がございます。また、幼少期における様々な交流や体験の不足も発達に影響すると、このように聞くと、なるほどと思うこともございます。

このように、多様な経験を十分に積んでいない子供の実態の上に立ち、もとより子供の発達や成長には個人差があることを、保育・教育に関わる者、また保護者も十分に認識し、子供を一律の枠にはめようとしたり、当てはめたりしない姿勢が大切であると考えております。

・先生の意識を変えていくことで、先生自身も、子供も、親も、少しストレスを減らせることはできないだろうか考える。この辺についてはいかがか。

また、発達障害と診断されたお子さんの親御さんに、療育や学習場所、居場所といった情報が十分に届いておらず、親が自分で調べて対応したという声を聞いた。市が療育や学習場所、居場所といった情報を提供して、子供の個性や生活の環境に合わせて選択できるように支援するといった対策もできるのではないか。

【教育長】

保育者、教職員は、常に私は学び続けなければいけないと思います。それは、教える内容についてだけではなくて、子供たちの置かれている状況、そういったことについてのことも併せてだというふうに考えております。具体的には、子供の発達や障害に対して正しい知識や理解を持つこと、また、社会心理や発達心理ということについても、専門家をお招きする等の研修も行っているわけですが、常にそれを自分の中でアップデートしていくというか、そんな姿勢が極めて大切であって、そういうものの上に乗って、柔軟で適切な対応ができていけるんだろうなと、そんなふうに考えております。今後もそのことに努めてまいりたいと思っております。

2つ目に、発達支援に関わる様々な御相談についてでございますけれども、放課後デ

イサービス等の児童発達支援事業所等の周知については、保護者からの相談に応じて、相談機関の職員からお伝えすることが多いと聞いております。

今後も、まずは安曇野市の子ども家庭支援相談室であるとか、あるいはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に相談していただくことから、個々の特性に応じた発達支援に関わる対応につなげていけるものと、このように考えております。

- ・早期からの支援が効果的。子育ての不安解消、子どもの特徴を親や周囲が理解し育成できるための支援について

【教育部長】

議員が今、おっしゃられたように、私もゼロ歳から2歳、このあたりの早期の支援が大変重要かと思います。そういった意味で、子ども発達支援相談室では、保護者の発達に関する正しい知識や理解が、不安の解消や子供への効果的な支援の近道となることから、ソーシャル・スキル・プログラム（SSP）学習会を開催しております。

この学習会は、社会性を身につけるためのプログラムを保護者が学習するもので、市内公立園などを利用する年中、年長児の希望する保護者に実施しております。保護者の不安が解消され、穏やかな気持ちで子供と接することが、子供の大きな成長につながると考え、今後も必要な方に早期に支援が届けられるように事業を推進してまいります。

- ・妊娠期の方や、ゼロから2歳児の子供とその保護者が集える子育て広場のような場を、発達支援の観点からぜひ設置すべきではないか。

【教育部長】

保護者が子供の特徴に気づき、療育が必要な子供が早期に療育の訓練を開始できることは、大変重要と思います。SSP学習会の開催案内を工夫し、多くの保護者の方に御参加いただけるよう努めてまいります。

また、子育て広場につきましては、市には子育て中の親子が気軽に足を運ぶ場として、9か所の児童館がございます。保育士などの有資格者を常時配置し、相談対応や様子が気になるお子さんの保護者にはお声がけする取組を実施しております。

また、自由参加の育児相談も、児童館では毎月市内全ての館で開催しており、子供広場の役割を担っている状況でございます。

子供広場の設置と運営の取組につきましては、認定こども園の各地域代表の保護者の方や、児童館に来館した保護者などから意見を伺うなど行っております。今後は子育てサークルなどからの意見も伺ってまいりたいと思います。

また、引き続き関係する部署と検討を重ねてまいりたいと思います。

○民話の普及について

- ・民話とは何か。市へはどのように位置づけているか。

【市長】

今の御質問自体が非常に重い話でございまして、まず、民話というのはどういうもの

かというのを定義しないと難しいんですけども、本来民話というのは、子供から言えば祖父母であるとか、あるいは近所の古老であるとか、そういった方から口伝え、口承で伝わるものであろうというふうに思っています。

しかし、現在において、実際にはそういった口承による民話の継承というよりは、実際には一回活字化されたり、その活字を基にドラマとかアニメとか、そういった形になったものを経てから子供たちの耳に入るものが多いんじゃないかという具合に思っています。

今、質問の中にございました日光泉小太郎伝説にいたしましても、実際には民話作家の松谷みよ予さんが脚色した「たつのこたろう」、このおとぎ話といたしますか、この絵本、あるいはアニメによりまして、子供の耳に伝わっているというところが多いんじゃないかと思っています。

地域性で申し上げますと、今、質問にもございましたが、私の手元でございます南安曇郡誌、これは昭和 37 年ですので、今から約 60 年前の刊行でございますが、旧町村単位で申し上げますと、三郷村で 4、堀金村で 5、豊科町で 9、穂高町で 8、それから全域で伝わるものが 1、加えまして明科町に伝わったもの、昭和 52 年の 7 つありまして、合計で 34 話ございます。それぞれがその地の地域において、先ほど申し上げましたような口承によって伝わってきたものが活字化されたということだと思っています。

これらについては、質問にございましたように、その地域に根差した様々な言い伝えを、その子々孫々に伝えるものでございまして、あまり訓話的にはならないものの、それぞれの地域の歴史とか風土を伝えるには非常に大きな役割を果たすという具合に思っております。

そういう意味におきまして、私たちが、私たちの次の世代、またその次の次の世代にこういった安曇野に伝わる民話、口承伝説、こういったものを伝えることというのは、地域におけるアイデンティティーを高める上で必要であろうかというように思っております。

・地域のアイデンティティーとして触れる機会を増やすことはどうか

【教育部長】

市教育委員会では、令和元年に「つなぐー安曇野の伝説ー」を発行し、先ほど委員がおっしゃられた民話の幾つかもその中に入っているところでございます。

また、図書館では、今の本も含めて、安曇野の民話に関する多くの書籍が並んでおります。

昨年度は豊科郷土博物館で八面大王の民話に関する展示を開催いたしました。また、生涯学習の事業であります安曇野アカデミーでは、市の自然や歴史、文化を知るための講座として、安曇野にまつわる様々なテーマを設定して開催しております。

この安曇野アカデミーで民話をテーマに盛り込み、民話に触れる機会を提供していきたいと考えております。

- ・民話を学ぶ機会が少なくなっているということに関しての見解は

【教育部長】

そうですね、先ほど来あります年上の者から子供たちへつながる、そういった機会が、核家族化等で減ってきているというのは、確かにそのとおりだと思いますし、また、ちょっと学校の授業の内容はどうなっていたか分からないんですけども、そういったようなことで、機会は若干減っているかなとは思いますが、そういった中で、ぜひ図書館には、公立図書館ですけれども、そういったコーナーが、民話がいっぱい入った、そろえてございますので、ぜひ御利用いただければと思います。それから多分、

【橋本 裕二 議員】

○なぜ若者や子どもが少ないのか。

- ・教育の充実・広報費について関係部はどのように連携しているのか。自然保育は小学校以降の教育にどのような独自性を打ち出していくか。

【教育長】

市内では、自然保育の実践が定着しており、認知度も高まっています。一方、安曇野市内の小・中学校におきましては、従来から地域ごとに特色ある豊かな自然や文化、伝統について体を通して学ぶこと、問いを持ち、自ら問題を解決する主体的な学びなどを大切にしてきました。

一例を挙げるとすれば、穂高有明に伝わる天蚕について、地元穂高北小学校では天蚕飼育を通した郷土学習を行っております。過去には全国の図書館に並ぶような本を出版したり、あるいは全国的な表彰を受けたりしておりまして、こういった取組は極めて独自性があると、このように認識をしております。

そこで、令和4年3月に策定いたしました未来を拓く「たくましい安曇野の子ども」を目指す将来構想に基づき、次年度から地域の自然、文化、歴史、伝統等を体験的、探求的に学ぶ（仮称）安曇野の時間を目指すとしているわけですが、このことについて、小・中の連続的で継続的な学びの構築に向けて、総合的な時間であるとか、あるいは教科横断的な学習の系統性の見直しを全市的に進める予定であります。

そして、中学校区ごとに幼保小中が一層連携して、地域に根差した、より特色と魅力のある学校づくりとその発信に努めてまいりたいと思っております。

- ・安曇野にはいいところがたくさんあるが、時にはそのよさを外部のデザイナーの人の力とかを借りて引き出す必要があるのではないかなと思うが、こういう考え方はどうか。

【教育長】

突然の御質問でございますので、感じたままを申し上げますけれども、あづみの自然保育に一つ取ってみましても、大分全国から注目をされておりまして、そのことについて、ぜひ実際の姿を見たいとおっしゃる方も大勢いらっしゃいます。

私は、見える化するという形上のことだけではなくて、本当にこの地域に興味がおありでしたら、ぜひ私どもの市の教育、保育、子供たちの姿、教職員の様子を見てください

いと、私は自信をもって申し上げます。そのことによって魅力を感じていただければ、ここで教育を受けさせたい、子供を育てたいと思う方は必ずいらっしゃる、私はそのように信じております。

【井出 勝正 議員】

○安曇野市のインボイス制度のとらえ対処

- ・学校給食食材購入で、地元農家や小売業者にインボイス登録を求めるのか。食材費の高騰に加えインボイス対応で、給食費を値上、地産地消への影響は

【教育部長】

学校給食の食材費、食材購入で、地元農家、あるいは小売業者に市がインボイス登録を求めることはございません。また、インボイス対応で給食費の値上げや地産地消の推進への影響もないと考えます。

【林 孝彦 議員】

○市内小中学校の部活動の地域移行について

- ・市内小中学校の部活動の地域移行の目標と取り組みについて。(総論)

【市長】

基本的には教育委員会の所管事項と考えますが、総論との御質問でございますのでお答えさせていただきます。

部活動は、好きなこと、得意なことに取り組むとともに、コミュニケーション能力やリーダーシップなどの社会で必要となる能力を身につけることができる貴重な機会と考えます。

市といたしましては、部活動を取り巻く環境が変化しても、子供たちが部活動及びスポーツ活動に集中できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

【教育長】

部活動の地域移行は、生徒が、自分がやりたいスポーツや文化活動に思い切り打ち込める環境をつくっていくことが一番大事な目標であると捉えております。

そのためには、現在地域で活動している各スポーツ団体や組織の方々との連携が極めて重要であると考えています。本年度、その代表者との意見交換を行いました。

また、4月から始まりました学校運営協議会や地域学校協働活動連絡会でも情報を共有しており、安曇野市コミュニティスクールの共通課題であると捉えています。

なお、文化系部活の地域移行については、地域の芸術文化協会やサークルの皆さんとの連携も模索したいと考えております。

- ・市内中学校の部活動の地域移行の現状と取り組みについて。

【教育部長】

安曇野市では、令和3年度から、堀金中学校をモデル校として、休日の部活動の地域移行を試行的に実施しております。

同中学校では、7種類の部活動を月2回ないし3回、地域の指導者の指導の下、休日の部活動を実施しております。

これを踏まえて、今年度中に安曇野市地域部活動の基本方針、これを作成し、これを基に市内5地域または中学校区で、休日の部活動の地域移行について検討を進めていきたいと考えております。

今後、地域移行により負担が増え、経済的理由で子供たちが休日の部活動に取り組めないことがないよう、国の支援策も活用して支援してまいりたいと考えております。

・市内小学校の部活動の地域移行の現状と今後の取組はどうか

【教育部長】

小学校の部活動につきまして、国からは地域移行について、今のところ何の指示も方針も示されておられません。今後そういった流れになるかもしれませんが、今後、課題を整理して研究していきたいと考えております。

○市内小中学生のスマホ依存対策について

・市内小・中学生のスマホ依存対策の目標と取組はどうか。(総論)

【市長】

GIGAスクール構想によりまして教育へのICT機器が進む中で、児童生徒が情報を得たり情報を発信することなど、私の子供時代では想像もつかなかったクリエイティブな活動を実践するということは、素晴らしいことだと考えます。

一方で、心身の健康への影響やSNS上のトラブルなど、憂慮すべき課題も明らかになってきていることも事実でございます。

スマートフォンを児童生徒に貸与するのは保護者であり、まずは家庭がネットゲーム依存症に陥る危険やSNS等での不適切な利用を予防する必要があると思っています。

学校においては、教科や特別活動等の教科指導におきまして、児童生徒がマナーや情報モラル、使い方を学ぶ機会を設けたり、児童生徒、保護者に向けましたスマートフォン利用のルールづくり等を啓発することが大切だというふうに考えております。

【教育長】

スマートフォン等の電子機器の利用が進む中で、生活習慣の乱れや健康上の問題、悪口等の書き込みなど、様々な問題が現に生じております。

そこで、児童生徒、保護者を対象に、学校単位で外部講師を招くなどして、依存症や情報モラル等についての学習の機会を設けております。

また、学校からのお便り等を活用して、注意喚起の情報を常に発信しているところでございます。

・子どものスマホ使用の実態と心身への影響やトラブル等の現状と今後の取り組み

【教育部長】

スマートフォン、タブレット、ゲーム機等に関するアンケートの結果から、市内小・中学生のスマホの所持率や使用時間等を把握しているところでございます。アンケートの結果から、小学生が自分で使えるスマホの所持率が高くなってきている傾向が見られ、中学生については、LINE、TikTok、インスタグラムの使用頻度が高くなっております。

また、SNSにおけるトラブルも数件起きているようです。今年度は、市内各小・中学校のICT教育推進担当者を対象にしたスマホ等メディア機器への依存対策に関わる学習会を計画しているところでございます。

【小林 純子 議員】

○実効性のある香害対策に向けて早急に実態調査

- ・小・中学校での香害の実態調査をぜひやるべきだと考えているが、それについては、教育部長、どのようにお考えか

【教育部長】

化学物質による香害を含めた大きな音、光など、環境の刺激に敏感な児童生徒について実態を調査し、その状況に応じた適切な対応を行う必要を感じております。

小・中学校の全家庭から提出されます保健調査票、こちらに音や光などの感覚過敏、化学物質過敏症等への困り事の項目を設け、保護者に記述してもらうことについて検討していきたいと思います。

- ・なぜその現状、教育委員会としては、小・中学校での香害に対する実態調査に消極的なのでしょうか。その理由をお聞きしたいですが。

【教育部長】

先ほども申し上げましたとおり、化学物質による過敏症等、あるいは光、音など、いろんな刺激に対して敏感な児童生徒が増えているということを聞いております。

そういったもの全体につきまして、今回、保健調査票、こちらで調査したいなということでございます。

- ・健康被害が出てきているというデータを無視するべきではない。安曇野市においても早急に実態調査を行い、国のほうに対策を求めるなり、この子供たちが学校でいい環境で勉強ができるような対策をしなければいけないと思う。ぜひ実態調査を実施していただきたい。

【教育部長】

先ほども申し上げましたとおり、新年度の保健調査票で対応していきたいと考えております。今後検討したいと考えております。

- ・様々な全国で行われた調査の結果、12%という数字がほぼどこでも出ているという中では、安曇野市としても早くこの状況を把握して対策につなげる必要があると思う。ぜひ実態調査を保健調査票とは別に行うということを検討していただきたい。

【教育部長】

香りにつきましては、毎年6月に、香りの害について児童生徒、あるいは保護者から申出を受けた学級担任、養護教諭に対して調査を行い、実態を把握してきたところでございます。先ほども申し上げましたとおり、保健調査票で調査することを検討してまいりたいと思います。

【内川 集雄 議員】

○心の病「統合失調症」当事者と家族に関して

・義務教育課程の中で統合失調症の予兆の認識、あわせて、道徳的な差別・偏見をなくし早期治療につなげる精神疾患の義務教育課程での啓発はどうか

【教育部長】

市内小・中学校におきまして、予兆を含む心身の不調が疑われる場合はスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携し、専門医への受診等外部機関への接続を図りながら相談支援を行っているところでございます。

小学校の体育や中学校の保健体育、あるいは学級活動や道徳などの学習活動を通して、誰もが心身の不調を起こすことがあり、他者の理解と支えが必要なこと、困ったときには相談できる人の存在が大切であることなども人権教育の観点から学ぶ機会がございます。

【増田 望三郎 議員】

○明科の未来は、安曇野の未来 前のめりのチャレンジを

・市はくじら雲ブランドを生かし切れているのか

【教育部長】

明科認定こども園は、公設民営化の園といたしまして今年度から響育の山里くじら雲に保育業務を委託しているところでございます。

明科北認定こども園は、信州型保育の中で県内では唯一、先ほど、市内とおっしゃいましたけれども、県内でございますが、特化型と普及型を持つ園として保育を行っております。特化型保育では、園庭を超えて押野山、犀川沿い、廃線敷、小芹、園近くにある田んぼなど、こういったところに出かけまして自然の中での活動を行っているところでございます。

今年度は、園庭に木を植えて木陰を増やし、たき火スペースを設けることで火を囲みながら話を聞いたり食べ物を作ったり、園庭でも自然体験活動ができるように園庭改修の工事を行ってまいりました。

引き続き、くじら雲が運営している明科北認定こども園の自然保育の様子を最大限、それこそ言っているかどうかですが、前のめりに最大限生かしまして発信していきたいと考えております。

・明北小学校を探究学習・総合学習を取り入れた教育課程特例校にという、モデル的により特化した学校づくりにチャレンジできないか。

【教育長】

4月から、こども園・幼稚園を小・中学校と共に子どもが一体的に所管できるようになりました。このことは、小中一貫教育をその前の段階から継続的、そして連続的に展開できるチャンスであると捉えております。

中でも、御指摘のように、明科北認定こども園での学びを明北小学校につなげていくことは極めて大切だと思っています。一方、明北小学校で学んだ児童は明南小学校で学

んだ児童と共に明科中学校へ進学していきます。このことを踏まえて、明科3校では率先して小中一貫教育の研究に取り組んできております。現在、義務教育を終える段階でどういう姿を共通に目指そうとするのかというようなことを共有化して、そしてそれぞれの学校で取り組んでいる総合的な学習の時間等をアズミノの時間として見直して、そして編み直しをする作業を進めております。

議員御提案の教育課程特例校の導入等については、まずそれありきではなくて、3校の実践の積み重ねの先に考えていきたいというふうに思っております。

また、学校や園の在り方や活性化策については、地域の皆さんの考えや思いを大切に進めなければいけないと思っております。今年、地域学校協働活動連絡会というのをそれぞれの地域で発足しておりますが、明科地域では、明科北認定こども園長も加わって、学校、園と地域とが情報共有をするところから協働の取組が始まっております。私は、このことに大きな期待を持っております。このように、こども園、そして小学校・中学校の連携の中で、ここでしか学べない、ここだからこそ学べる、そういった特色の魅力ある学校づくりに努めて、そして、行きたい、学びたい、地域から必要とされる学校につながるよう努力してまいります。

(臼井 泰彦 議員)

○新型コロナウイルス感染症対策について

- ・安曇野市の感染状況をどうとらえているか。

【教育部長】

9月から10月までの市立認定こども園、幼稚園19園の感染状況につきましては、感染者数483人、うち職員75人、学年閉鎖1件、クラス閉鎖60件でございました。

市立小・中学校17校の感染状況につきましては、感染者数1,460人、うち教職員88人、学年閉鎖16件、学級閉鎖82件でございました。

- ・今答弁されました数字について、それはどう捉えているのか。

【教育部長】

前回から比べますと、こども園におきましては約2倍、小・中学校におきましては約3倍の数字でございます。引き続き感染対策に努めてまいりたいと思います。

- ・今後これまで以上の感染抑止の対策を取っていくべきと考える。これまで以上の対策であることが分かるように答弁をいただきたい。

【教育部長】

安曇野市内小・中学校では、新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営ガイドライン安曇野市版に基づきまして、学びと健やかな成長を保障していくことを第一に、感染症対策を十分に講じながら学校教育活動を実施しているところでございます。

このガイドラインを参考に、こども園、幼稚園でも引き続き手の触れるところの消毒や時間を決めての換気等、感染症対策を実施しております。

今後も学校における感染者の増大、季節性インフルエンザの同時流行が懸念される中、より一層の体調管理と引き続き感染症対策の徹底を図ってまいります。

- ・市独自でも検査をやる、また、県や国にも働きかけるべきでは。

【教育部長】

先ほど御答弁させていただきましたとおり、学校運営ガイドライン安曇野市版によりまして一層の体調管理と引き続きの感染症対策の徹底を図ってまいります。

○給食費の無料化について

- ・憲法の「義務教育の無償」、教育としての食育の立場から、市も無料化へ踏み出すとともに、県・国の支援を要求すべきではないか。

【教育部長】

給食費の無償化につきましては、これまでも答弁してまいりましたとおり、すぐに給食費の完全無償化は困難であると考えております。

昨今の急激な物価高に伴い給食費の見直しについて、安曇野市学校給食センター運営委員会の意見を求めるため諮問を行いました。

物価高騰などの状況を鑑みると、給食費の増額改定は妥当との答申を頂戴しておりますが、答申の中で附帯意見として、児童・生徒に係る給食費の増額分について市が公的負担するよう要望されております。

今後、答申書の附帯意見を尊重しながら、市の公的負担について検討してまいりたいと思います。

なお、ただいま議員、市町村の21自治体が無料というふうにおっしゃったのでしょうか。市町村ですので、どこか市役所が無料に今なっているかどうか、教えていただければ幸いです。

【議員】

市ではなっていないので、町村の間違いです。失礼しました。

- ・安曇野市の財源の黒字に当たる実質収支額は、ここ4年ほど毎年度7億円から9億円です。これを給食費の予算に充てれば、一気に実現できる。ぜひ考えていただきたいと思うが、どうか。

【教育部長】

市の給食費、約4億5,000万円になっております。今後かなりの小学校で大規模な改修あるいは給食センターそのものも改修が予定されております。貴重な財源ですので、給食ももちろん大切ですが、各施設の整備をまず実施していかなければならないと考えております。

- ・給食費の無料化を、地消地産・安全安心な給食に取り組むことと一体的に取り組むべきと考えるがどうか。

【教育部長】

学校給食では、安曇野市学校給食理念の目標に基づきまして、安全・安心でおいしい給食の提供や地産地消の推進に取り組んでいるところでございます。

この中でＪＡや農政部局とも連携しながら取り組んでおります。

今後も引き続き市内産の農産物や加工品の活用拡大に取り組んでまいりたいと思います。

- ・ 人的な配置をやらないで地産地消を高められるか、もう一度聞く。

【教育部長】

地産地消の推進につきましては、ＪＡなどの協力を大変仰いでいるところでございます。引き続き連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

○統一教会（世界平和統一家庭連合）対策について

- ・ 昨年度の教育委員会による「後援」を取り消し、市民に対して反省・謝罪すべきではないか。

【教育長】

後援を承認したことについての見解は、９月定例会で申し上げたとおりでございます。

次に、今回のケースについて過去にさかのぼって取り消すことの意義は、見いだすことは困難と考えます。したがって、承認を取り消すことは考えておりません。

- ・ 私は、この後援が、協会による被害の継続、拡大につながると、その可能性は否定できないということでは言っている。否定できる根拠は何か、再質問する。

【教育長】

白井議員が聞き取りの中で表彰等を取り消している事例も挙げられておりましたけれども、本来後援申請というのは、これから行われる催しに対して審査をしたものでございまして、過去にさかのぼって取り消すことの意味というのは、先ほど議員が御指摘のあったことも含めて、これを特定するということが困難であるという、そういう理由から私は取り消す考えはないと申し上げたとおりでございます。

（増井 裕壽 議員）

○SNSを活用したシティプロモーションと関係人口について

- ・ SNSについて、この約１年間でどれだけの活用実績と反響があったか。また、今後の活用方針についても伺う。

【教育部長】

あづみの自然保育のSNSについてお答えいたします。

２人の市の地域おこし協力隊員が、インスタグラム、フェイスブック、ツイッター、ユーチューブで発信しております。SNSの投稿は週１回から２回程度発信しております。北アルプスをバックに園内の木々や草花を使って生き生きと遊ぶ子供の姿などを

紹介し、あづみの自然保育を知ってもらう取組であります。これによりまして、移住定住に向けた問合せのコメントも頂戴したところでございます。

ユーチューブの動画発信は、市の自然保育の魅力を紹介する効果的なメディアだと思っております。コンテンツの充実を図っていきたいと考えております。

○通学路の安全対策について

・新田中交差点周辺の通学路について

【教育長】

今の交通事情や道路事情、また運転者のマナーなどを見たときに、必ずしも望ましい状態ではない場所がたくさんあるということは大きな課題であると認識しております。

このような中で御指摘のように関係する保護者の方々が通学路の整備について心配や不安を抱いておられるということは、申し訳なく思っております。

市教育委員会といたしましては、本年9月26日の臨時会で採択された指定通学路の交通安全の確保を求める請願書等を踏まえ、今後も引き続き関係機関と連携して新田中交差点の安全な通学路の確保に努めてまいります。

4 福祉教育委員会（補正予算説明） 12月20日（火）、23日（金）

5 議案等の審議結果について（教育委員会関係） 議決等の日 R4.12.23

【市長提出議案等】

議案第108号 安曇野市児童クラブ利用者条例の一部を改正する条例（原案可決）

議案第111号 令和4年度安曇野市一般会計補正予算（第6号）（原案可決）

議案第124号 公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市立穂高中央児童館）
（原案可決）

議案第125号 公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市立豊科中央児童館、安曇野市立高家児童館及び安曇野市立南穂高児童館）（原案可決）

議案第126号 公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市立穂高西部児童館及び安曇野市立穂高北部児童館）（原案可決）

議案第127号 公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市立三郷児童館及び安曇野市立堀金児童館）（原案可決）

議案第128号 公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市立明科児童館）
（原案可決）

議案第129号 令和4年度安曇野市一般会計補正予算（第7号）（原案可決）

【陳情】

陳情第11号 学校における「黙食」の緩和を求める陳情（採択）

